

平成 1 3 年度

滋 賀 県 廃 棄 物 実 態 調 査 報 告 書

( 平成 1 2 年度実績調査 )

平成 1 4 年 3 月

滋 賀 県

# 目 次

第 1 章	調査の概要	1
第 1 節	調査の目的	1
第 2 節	調査方法の概略	1
第 3 節	産業廃棄物実態調査の概略	1
第 4 節	滋賀の県勢概要	8
第 2 章	調査結果の概要	10
第 3 章	一般廃棄物の調査結果	12
第 1 節	一般廃棄物の総排出量	12
第 2 節	一般廃棄物の処理量	14
第 3 節	一般廃棄物の中間処理状況	19
第 4 節	一般廃棄物の資源化等の状況	21
第 5 節	一般廃棄物の最終処分状況	22
第 6 節	し尿及び浄化槽汚泥の処理状況	23
第 7 節	一般廃棄物の将来予測	24
第 8 節	一般廃棄物に関する市町村等への意識調査結果	26
第 4 章	産業廃棄物の調査結果	27
第 1 節	産業廃棄物の総排出量	27
第 2 節	産業廃棄物の処理量	30
第 3 節	産業廃棄物の中間処理状況	33
第 4 節	産業廃棄物の再生利用の状況	35
第 5 節	産業廃棄物の最終処分状況	36
第 6 節	産業廃棄物の広域移動状況	37
第 7 節	産業廃棄物の将来予測	38
第 8 節	廃棄物に関する市町村等への意識調査結果	40
第 5 章	滋賀県環境総合計画で定めた目標値の達成状況	44
第 1 節	一般廃棄物の目標値の達成状況	44
第 3 節	産業廃棄物の目標値の達成状況	47
産業廃棄物の処理フロー図		
図 1	種類別の処理フロー	51
図 2	業種別の処理フロー	71
図 3	将来の処理フロー	80
統計表		
表 1	一般廃棄物の排出量及び処理量[平成 12 年度]	84
表 2	産業廃棄物の業種別・種類別量	86
表 3	産業廃棄物の発生及び処理量(種類別:変換)[平成 12 年度]	104
表 4	産業廃棄物の発生及び処理量(種類別:無変換)[平成 12 年度]	122

表 5	産業廃棄物の発生及び処理量（業種別）[平成 12 年度]	140
表 6	滋賀県廃棄物処理計画で扱った産業廃棄物の発生及び処理量	178
表 7	産業廃棄物の発生及び処理量の将来予測（種類別：無変換）	180
表 8	産業廃棄物の発生及び処理量の将来予測（種類別：変換）	186
表 9	産業廃棄物の発生及び処理量の将来予測（種類別：無変換）	192

## 参考資料

### 資料 1 廃棄物の処理の流れと受入施設の関係について

資料 1-1	一般廃棄物の処理の流れと市町村施設について（平成 12 年度）	199
--------	---------------------------------	-----

資料 1-2	産業廃棄物の処理の流れと施設について（平成 12 年度）	200
--------	------------------------------	-----

資料 2	平成 12 年度産業廃棄物実態調査マスターデータの概要(カバー率等)	201
------	------------------------------------	-----

### 資料 3 産業廃棄物の種類別の発生量及び処理量の見込み等

資料 3-1	産業廃棄物の種類別の発生量及び処理量の見込み	202
--------	------------------------	-----

資料 3-2	産業廃棄物の目標達成に向けた減量の取り組み	204
--------	-----------------------	-----

調査票一式	産業廃棄物実態調査で用いたアンケート調査票等一式	207
-------	--------------------------	-----

# 第 1 章 調査の概要

## 第 1 節 調査の目的

本調査は、滋賀県内における一般廃棄物及び産業廃棄物の発生及び再生利用ならびに処分等の状況を把握するとともに将来予測を行い、これらを基礎データとし、国の基本方針に即して県内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する「滋賀県廃棄物処理計画」の策定に資することを目的として行った。

## 第 2 節 調査方法の概略

### 1) 一般廃棄物に関する調査内容

各市町村の処理実績データ及び各既定計画(広域化計画、ごみ処理減量化行動計画)により、処理の現況把握、将来動向の把握を行った。

また、平成 12 年度の各市町村の処理実績データをアンケートにより収集し、更に、将来動向に関して、各市町村に対して今後の処理量、処理体系に係る動向把握をアンケートにより収集を行った。

### 2) 産業廃棄物に関する調査内容

第 4 次産業廃棄物処理基本計画で定めた処理方針及び処理目標に大きく寄与している排出事業者を抽出し、最新の排出及び処理量をアンケート調査により把握する。得られた、「アンケートデータ」と、「平成 9 年度産業廃棄物実態調査マスターデータ(事業者の回答データ)」、「最新の経済指標」、「最新の処理業者の処理実績データ」から県内で発生する産業廃棄物の排出及び処理量の把握を行った。

## 第 3 節 産業廃棄物実態調査の内容

本県では、平成 10 年度において、排出事業者へのアンケート調査等により平成 9 年度実績調査(以下、「平成 9 年度実態調査マスターデータ」という。)が行われている。この調査では、アンケート標本数 5,182 件(有効回答数 2,465)を基に、県全体の産業廃棄物の排出及び処理量の推計が行われている。

今回の調査では、平成 10 年度に実施した実態調査(平成 9 年度実績調査)の回答事業者のうち、産業廃棄物の発生が多かった 866 事業者に対して、平成 12 年度の産業廃棄物の排出及び処理の実績量をアンケート調査し、平成 9 年度実態調査マスターデータの更新を行い、本県全体の平成 12 年度の推定を行った。

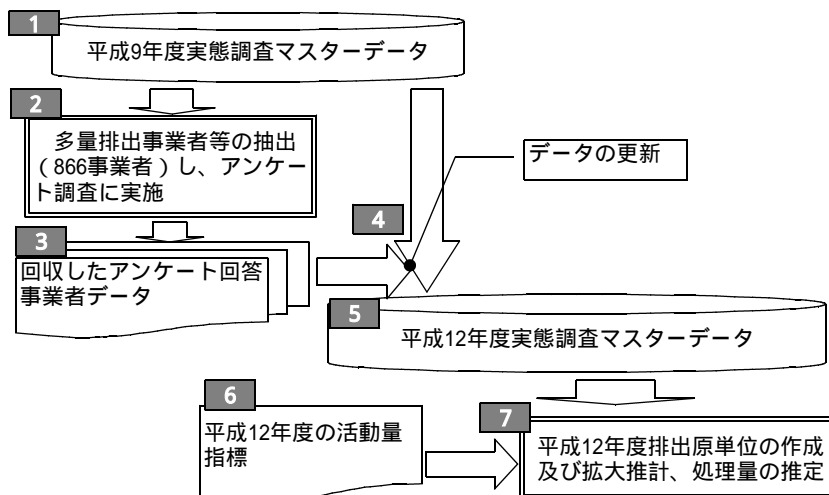


図 1-3-1 産業廃棄物の平成 12 年度値の調査方法

1)平成 9 年度実態調査マスターデータからの調査対象事業者の抽出

抽出条件は、第 1 条件として年間の産業廃棄物の発生が建設業で 150 t 以上、製造業で 100 t 以上、その他の業種で 500 t 以上とし、第 2 条件として業種別に発生の多い上位 20 事業者とした。両者の条件に合致する事業者を今回調査のアンケート調査対象者とした。抽出した結果 866 事業者を調査対象とした。

なお、この 866 事業者からの年間総発生量は、平成 9 年度の推計総発生量（農業を除く）の 72%を占めている。

2)アンケート調査の実施、回収

抽出した事業者に対して郵送によるアンケート票（アンケート票は、本報告書巻末参照。）の発送、回収を行った。発送数 866 件に対して、567 件の有効回答数を得た。

表 3-1-1 アンケートの発送、回収状況

発送数	回収数	回収率	有効回答数
866	588	68%	567

3)平成 12 年度実態調査マスターデータの作成

有効回答票となった事業者データについて、平成 9 年度実態調査マスターデータを更新し、平成 12 年度実態調査マスターデータとした。

なお、業種別のカバー率は、参考資料 3 を参照。

表 3-1-2 平成 12 年度データへの更新方法

業 種	平成 9 年度実態調査方法	平成 12 年度へのデータ更新方法
農業	家畜ふん尿（農政水産部畜産課資料） 農業用廃プラスチック（農政水産部農産普及課資料）	同資料により更新
漁業	農政水産部水産課調べ	同資料により更新
鉱業	アンケート調査による発生原単位の算出、母集団の活動量指標を用いた推計	アンケートデータの更新による発生原単位の更新、母集団の活動量指標の更新。
建設業	アンケート調査による発生原単位の算出、母集団の活動量指標を用いた推計	アンケートデータの更新による発生原単位の更新、母集団の活動量指標の更新。
製造業	アンケート調査による発生原単位の算出、母集団の活動量指標を用いた推計	アンケートデータの更新による発生原単位の更新、母集団の活動量指標の更新。
水道業	アンケート調査による全数調査	アンケートデータの更新
運輸業	アンケート調査による発生原単位の算出、母集団の活動量指標を用いた推計	母集団の活動量指標の更新。
卸・小売業	アンケート調査による発生原単位の算出、母集団の活動量指標を用いた推計	母集団の活動量指標の更新。
サービス業	アンケート調査による発生原単位の算出、母集団の活動量指標を用いた推計	母集団の活動量指標の更新。

4)平成 12 年度排出原単位の作成及び拡大推計、処理量の推定

平成 12 年度実態調査マスターデータを基に平成 12 年度の活動量指標（表 1-3-3）を用いて、本県における平成 12 年度の産業廃棄物の排出量（図 1-3-2）及び処理量（図 1-3-3）の拡大推計を行った。

表 1-3-3 推計に用いた活動量指標

業種	活動量指標	出典
漁業	従業者数	事業所・企業統計調査報告
鉱業	従業者数	事業所・企業統計調査報告
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告
製造業	製造品出荷額	鉱業統計調査報告
水道業	-	全数調査のため拡大推計しない
運輸業	従業者数	事業所・企業統計調査報告
卸・小売業	従業者数	事業所・企業統計調査報告
サービス業 （病院）	従業者数 （病床数）	事業所・企業統計調査報告

発生原単位の算出

発生原単位は、アンケート調査等によって得られた標本の業種別、産業廃棄物の種類別の集計産業廃棄物発生量と、業種別の集計活動量指標から、A 式により活動量指標単位当たりの産業廃棄物発生量（発生原単位）を算出した。

調査対象全体の発生量の推定方法

で算出された発生原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、B 式によって調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

発生原単位の算出 A 式  $= W / O$

：産業廃棄物の発生原単位

W : 標本に基づく集計産業廃棄物発生量

O : 標本に基づく集計活動量指標

調査対象全体の発生量の推定方法 B 式  $W' = \times O'$

W' : 調査当該年度の推計産業廃棄物発生量

O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

図 1-3-2 発生原単位の作成と調査対象全体の発生量の推定方法

業種別、種類別に産業廃棄物の流れ図のバランスシートを作成

再生利用量、最終処分量等の処理量の推計に当たっては、アンケート調査によって得られた標本を業種別、産業廃棄物の種類別に図 1-3-4 に示した流れ図で集計し、各々のバランスシート（発生量に対する各処理項目の比率）を作成した。

拡大推計

前項で推計された業種別、種類別の発生量に、 で求めたバランスシートを乗じて業種別、種類別の処理量を推計した。

産業廃棄物処理業者処理実績報告書との検証、補正

で推計された処理量については、「推計された委託中間処理量、委託中間処理後の処理量、最終処分量」と「処理業者の処理実績の受託量（平成 11 年度実績）」との突合せを行い、両者に差異が認められた内容については、バランスシートの修正を行い、推計値の補正を行った。

図 1-3-2 再生利用量、最終処分量等の処理量の推計方法

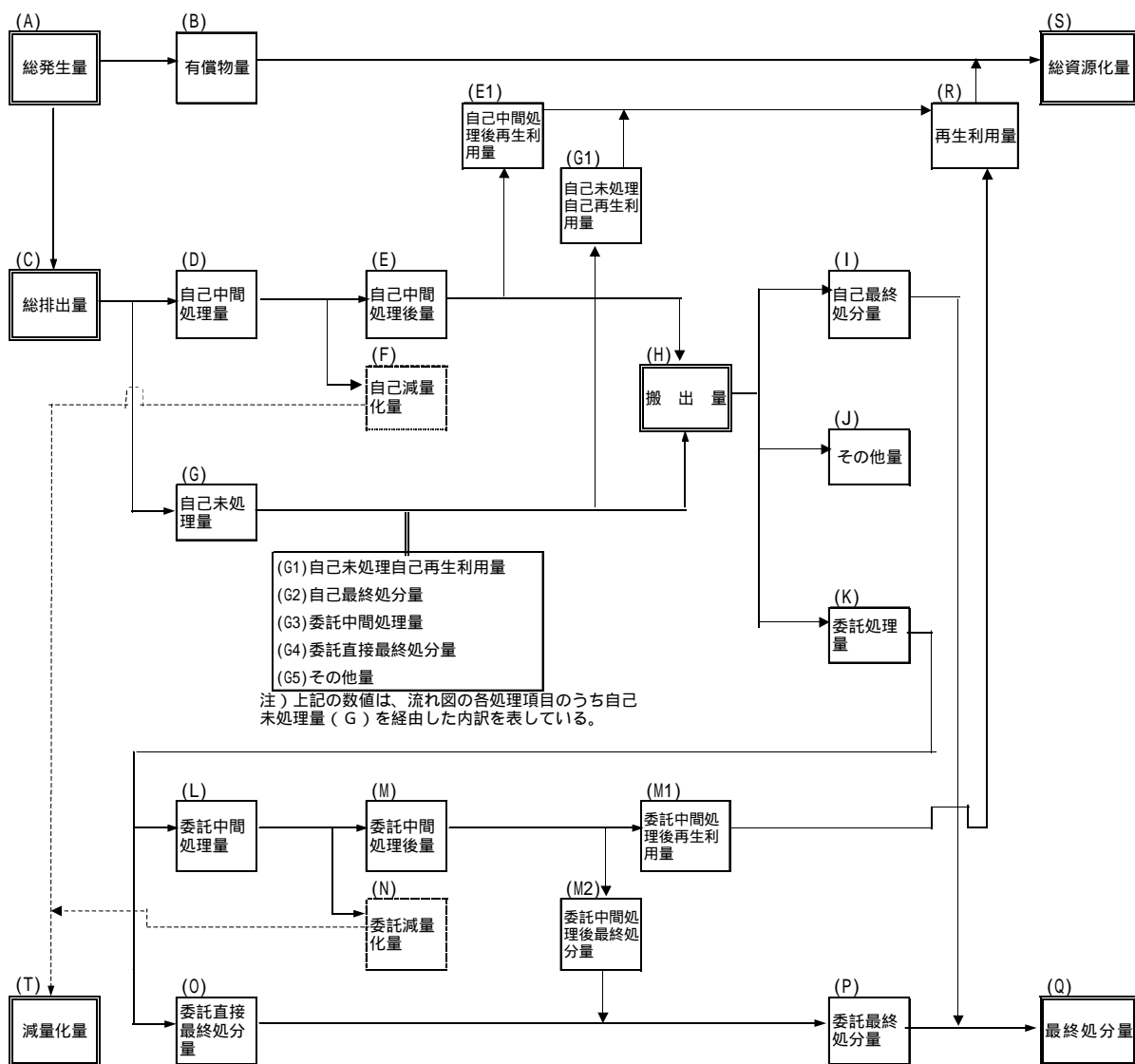


図 1-3-3 産業廃棄物の処理の流れ図

表 1-3-4 産業廃棄物の発生、排出及び処理状況の流れ図に関する用語の定義

項 目	定 義
(A) 総発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B) 有償物量	(A)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。
(C) 総排出量	(A)の発生量のうち、(B)の有償物量を除いた量。
(D) 自己中間処理量	(C)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量。
(G) 自己未処理量	(C)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量。
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
(G2) 自己最終処分量	(I)の自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量。
(G3) 委託中間処理量	(L)の委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量。
(G4) 委託直接最終処分量	(O)の委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量。
(G5) その他量	(J)のその他量のうち、自己未処理でその他となった量。
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理された後の廃棄物量。
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F) 自己減量化量	(D)の自己中間処理量から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量。
(H) 搬出量	(I)の自己最終処分、(J)のその他、(K)の委託処理量の合計。
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量。
(J) その他量	保管されている量、又は、それ以外の量。
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量。
(L) 委託中間処理量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量。
(O) 委託直接最終処分量	(K)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量。
(N) 委託減量化量	(L)の委託中間処理量から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量。
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量。
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。
(R) 再生利用量	排出事業者又は、処理業者等で再生利用された量。
(S) 総資源化量	(B)の有償物量と(R)の再生利用量の合計。
(T) 減量化量	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。



## 5) 調査に関する基本的事項

### (1) 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令に定める次の産業廃棄物とした。

なお、調査に当たっては、これらの産業廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、廃棄物の性状に応じて以下に示す種類に更に区分した。

調査対象廃棄物 ( )内は、細区分。
燃え殻、 汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）、 廃油（一般廃油、廃溶剤、その他）、 廃酸、 廃アルカリ、 廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）、 紙くず、 木くず、 繊維くず、 動植物性残さ、 ゴムくず、 金属くず ガラスくず及び陶磁器くず [注；本報告書における図表では、「ガラス陶磁器くず」と略した] 鉱さい、 がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他）、 ばいじん、 家畜ふん尿、 家畜の死体、 その他産業廃棄物

また、次に示す有償物、廃棄物等については下記の取り扱いとした。

- ア) 法令上廃棄物とされていない有償物で今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるものについては、今回の調査対象に含めた。
- イ) 紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、産業廃棄物となる業種が指定されている。このため、指定された業種以外の事業所から発生した紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、原則として事業系一般廃棄物とし、調査対象から除外した。
- ウ) 酸性又はアルカリ性を呈する排水を公共用水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、排水を除外し、中和処理後に生じた汚泥（沈でん物）を発生量とした。
- エ) 廃棄物を自己焼却処理した後に燃え殻が発生する場合は、焼却処理前の廃棄物を発生量とした。

### (2) 産業廃棄物の種類の区分

本調査は、産業廃棄物の種類を3段階で設定した。

中間処理により廃棄物の種類が変化する場合があるが、本調査では、中間処理後の変化した廃棄物の種類で記載した場合には（種類別：変換）と記載し、変化する前の廃棄物の種類で記載した場合には（種類別：無変換）と表現した。

第1段階	発生時点の種類
第2段階	排出事業者の中間処理により、変化した処理後の種類。 例；木くず（焼却） [燃え殻] 注）1段階時点の種類と事業者の中間処理方法を用いて推定した。
第3段階	委託中間処理により、変化した処理後の種類。 注）2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

(3) 調査対象業種

調査対象業種は、日本標準産業分類（〔平成5年10月改訂〕総務庁）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の排出量等を勘案し、表 1-3-5 に示す業種とした。なお、本報告書では、業種の名称を一部省略して用いた。

表 1-3-5 調査対象業種

日本標準産業分類	略称
農業	農業
漁業	漁業
鉱業	鉱業
建設業	建設業
製造業 食品製造業 飲料・飼料・たばこ製造業 繊維工業（衣服・その他の繊維製品を除く） 衣服・その他の繊維製品製造業 木材・木製品の製造業（家具を除く） 家具・装備品製造業 パルプ・紙加工品製造業 出版・印刷・同関連産業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめしがわ・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非金属製品製造業 金属製品製造業 一般機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送機械器具製造業 精密機械器具製造業 その他	製造業 食品 飲料・飼料 繊維 衣服 木材 パルプ・紙 出版・印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非金属 金属 一般機械器具 電気機械器具 輸送機械器具 精密機械器具 その他
電気・ガス・熱供給・水道業 上水道業 下水道業	水道業 上水道業 下水道業
運輸・通信業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業	運輸業 鉄道業 道路旅客運送業 道路貨物運送業
卸売・小売業、飲食店 百貨店 自動車小売業 燃料小売業 一般飲食店 その他の飲食店	卸・小売業 百貨店 自動車小売業 燃料小売業 一般飲食店 その他の飲食店
サービス業 洗濯業 写真業 自動車整備業 病院 自然科学研究所	サービス業 洗濯業 写真業 自動車整備業 病院 自然科学研究所

#### 第4節 滋賀の県勢概要

本県の総面積は 4,017 km<sup>2</sup> (平成 11 年 10 月 1 日現在) で、総面積当たりの自然公園面積の割合が 37 % と全国一となっている。平成 12 年 10 月 1 日現在の県の人口は 134.3 万人で、全国人口の約 1 % を占めており、人口増加率は対平成 7 年比で 4.3 % と全国一となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所による人口の将来予測をみると、全国又は近畿府県では減少が予測されているが、本県では増加が見込まれており、このことも本県の特徴といえる。

表 1-4-1 本県の人口の現状と将来予測及び全国との比較

(単位:万人)

	平成12年	平成17年		平成22年		平成27年	
			増加率%		増加率%		増加率%
滋賀県	134	142	6.0	148	10.4	152	13.4
近畿府県	2,086	2,088	0.1	2,079	0.3	2,052	1.6
全 国	12,692	12,768	0.6	12,762	0.6	12,644	0.4

資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」  
注：この推計の基準人口は、平成 7 年 10 月 1 日現在国勢調査人口による。

平成 11 年の事業所・企業統計調査による本県の事業所数（民営事業所のみ）は 59,902 事業所で、産業別にみると「卸売・小売業，飲食店」が全体の 38.2 % を占め最も多く、以下、サービス業が 21.3 %、建設業が 13.2 %、製造業が 12.6 % となっている。

また、平成 8 年度と比較して、事業所数及び従業者数とも減少している。

表 1-4-2 本県の産業別事業所数と従業者数

	事業所数(単位:事業所)				従業者数(単位:人)			
	平成3年	平成8年	平成11年	増加率%	平成3年	平成8年	平成11年	増加率%
農林漁業	188	193	196	1.6	2,108	2,205	1,446	34.4
鉱業	48	39	37	5.1	650	504	358	29.0
建設業	7,589	8,234	7,923	3.8	43,972	50,582	46,596	7.9
製造業	8,983	8,297	7,562	8.9	195,716	190,581	175,326	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	29	34	36	5.9	1,256	1,661	1,558	6.2
運輸・通信業	1,186	1,368	1,431	4.6	25,908	27,809	27,993	0.7
卸売・小売業，飲食店	23,399	23,717	22,912	3.4	123,578	146,352	148,025	1.1
金融・保険業	824	908	896	1.3	12,965	14,070	12,699	9.7
不動産業	1,678	2,093	2,154	2.9	5,041	5,452	5,204	4.5
サービス業	15,376	16,630	16,755	0.8	96,327	112,428	116,973	4.0
全産業	59,300	61,513	59,902	2.6	507,521	551,644	536,178	2.8

資料：総務庁統計局「事業所・企業統計調査報告」  
注：表中の数値は民営事業所のみ。（平成 11 年が簡易調査のため民営事業所のみ、平成 3、8 年値も同様に民営事業所のみとした）

産業面での本県の特徴として、県内総生産に占める第2次産業の割合が49.3%（平成10年度）で、この割合が全国一となっている。第2次産業のうち製造業について業種別にみると図1-4-1のとおりである。地域別にみる人口、世帯数等は、表1-4-3のとおりです。

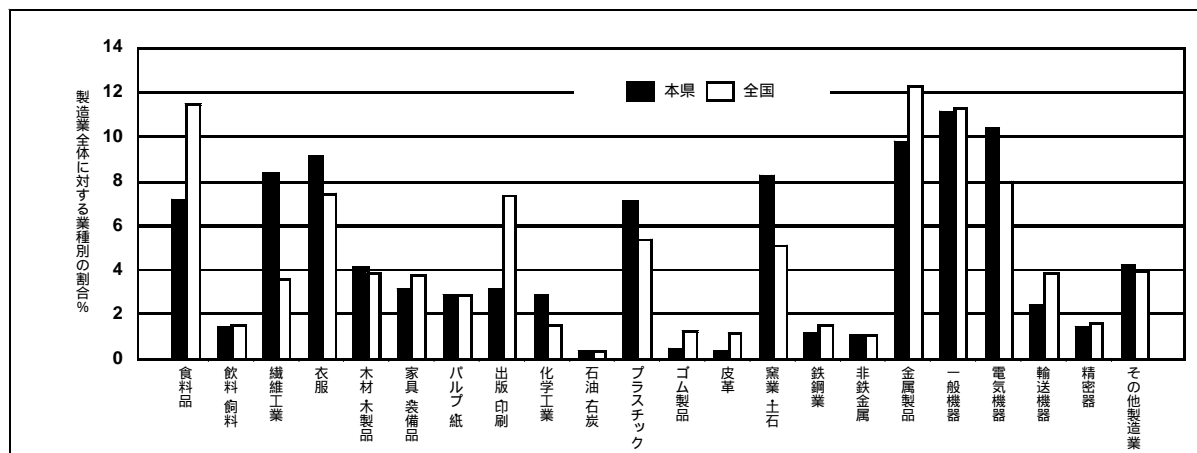


図 1-4-1 製造業の中分類別の事業所数の構成比

表 1-4-3 地域別の人口、世帯数、面積等

調査時点	人口 (千人) (H12.10.1)	産業別の就業者数の割合			世帯数 (千世帯) (H12.10.1)	面積 (km <sup>2</sup> ) (H11.10.1)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		1次比率	2次比率	3次比率			
大津・志賀	311 (23)	2%	31%	67%	111 (25)	374 (11)	831
湖 南	283 (21)	4%	40%	56%	98 (22)	207 (6)	1,368
甲 賀	148 (11)	4%	49%	46%	47 (10)	552 (16)	268
東 近 江	217 (16)	7%	45%	48%	68 (15)	579 (17)	375
湖 東	166 (12)	6%	44%	50%	55 (12)	361 (11)	459
湖 北	165 (12)	8%	44%	48%	50 (11)	763 (23)	217
湖 西	56 (4)	9%	39%	52%	17 (4)	511 (15)	109
滋賀県計	1,345 (100)	5%	41%	54%	446 (100)	3,347 (100) 4,017 1	335

表 1-4-4 本調査における地域区分

地域区分	構成市町村
大津・志賀	大津市、(滋賀郡)志賀町
湖南	草津市、守山市、(栗太郡)栗東町、(野洲郡)中主町、野洲町
甲賀	(甲賀郡)石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町
東近江	近江八幡市、八日市市、(蒲生郡)安土町、蒲生町、日野町、竜王町(神埼郡)永源寺町、五個荘町、能登川町
湖東	彦根市(愛知郡)愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町(犬上郡)豊郷町、甲良町、多賀町
湖北	長浜市(坂田郡)山東町、伊吹町、米原町、近江町(東浅井郡)浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町(伊香郡)高月町、木之本町、余呉町、西浅井町
湖西	(高島郡)マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町

## 第 2 章 調査結果の概要

### 1) 滋賀県で排出する廃棄物の概要

平成 12 年度に本県で排出した廃棄物量は、一般廃棄物（ごみ）が 48 万トン、産業廃棄物が 384 万トンとなっている。

一般廃棄物の総排出量 48 万トンのうち、家庭系ごみが 34.1 万トン（ごみの総排出量の 71.0 %）、事業系ごみが 13.9 万トン（同 29.0 %）となっている。

産業廃棄物の総排出量 384 万トンを産業別にみると、2、3 次産業（製造業、下水道業、建設業）からの汚泥やがれき類の排出が最も多く、次いで、1 次産業（農業）からの家畜ふん尿等となっている。

廃棄物の総排出量は、平成 9 年度と比較して、ごみ及び産業廃棄物ともやや増加している。なお、産業廃棄物のうち第 3 次産業の増加は、主に下水道の進捗に伴う汚泥の増加によるものである。

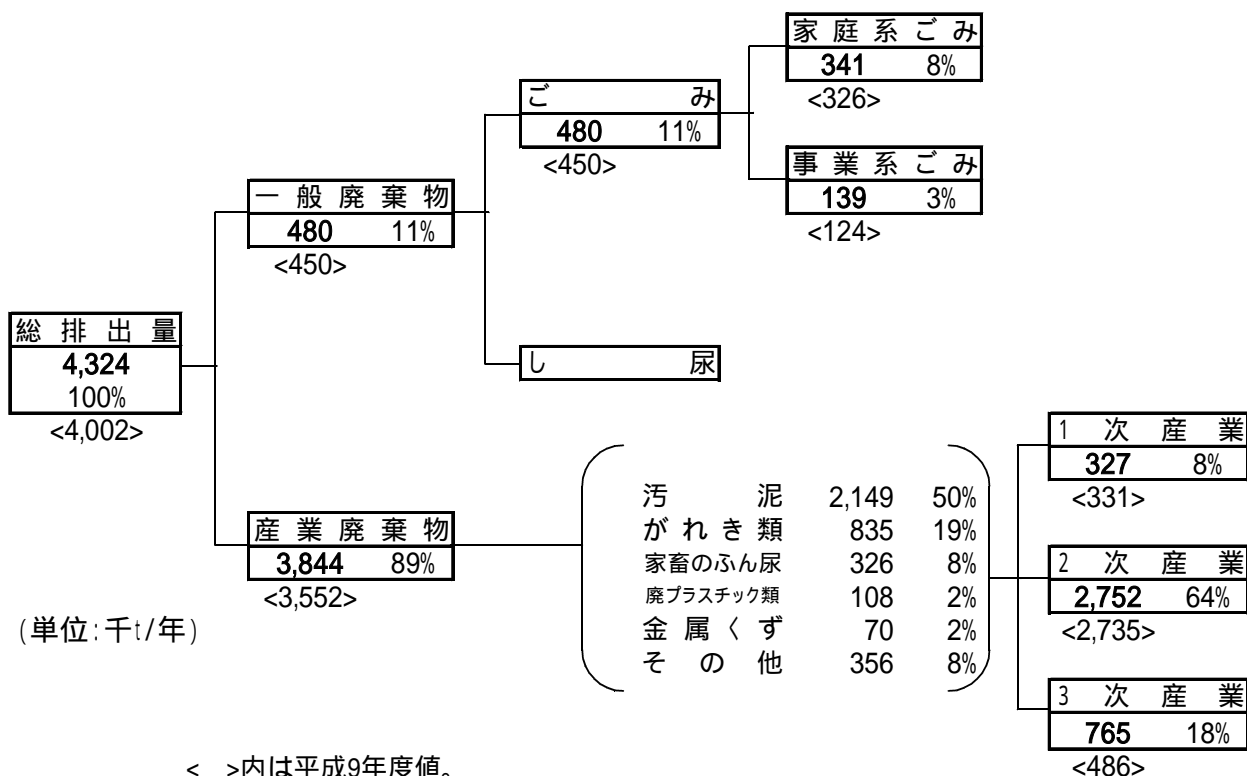
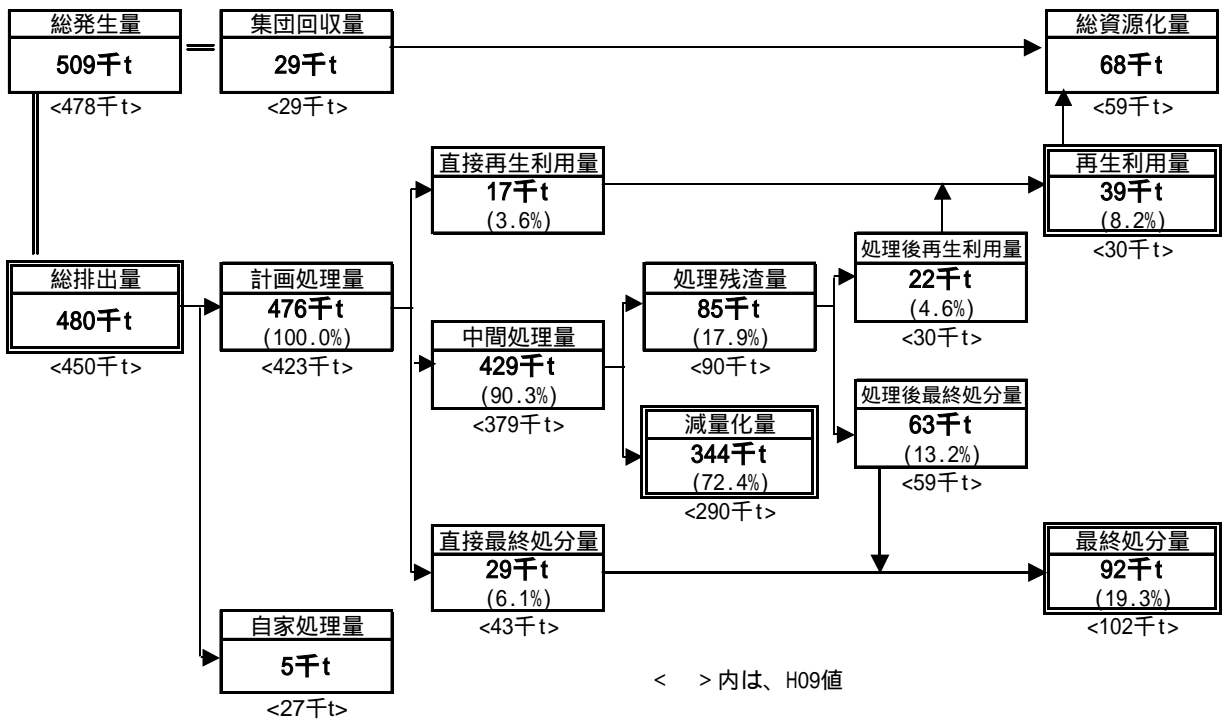


図 2-1-1 滋賀県の廃棄物の総排出量

### 2) 一般廃棄物の概要

一般廃棄物（ごみ）の処理状況をみると、焼却、破碎・選別等により中間処理されたものは 429 千トン、再生業者等へ直接搬入されたものは 17 千トン、直接最終処分されたものは 29 千トンとなっている。

中間処理されたごみ 429 千トンは、主に焼却により 85 千トンまで減量され、そのうち 22 千トンが再生利用され、63 千トンが最終処分されている。直接最終処分と中間処理後の最終処分を合わせた最終処分量は 92 千トンとなっており、総排出量の 19.3 %となっている。



注) 平成9年度値においては、「直接再生利用量」の定義に該当する数量はない。

図 2-1-2 一般廃棄物(ごみ)の処理フロー

### 3) 産業廃棄物の概要

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 3,844 千トンのうち、95.6% に当たる 3,676 千トンが排出事業者又は産業廃棄物処理業者による脱水、焼却、破碎等の中間処理により 1,894 千トン(49.3%) が減量されている。

中間処理後の再生利用量(1,564 千トン)と排出事業者等での直接再生利用(100 千トン)を合わせた再生利用量は、総排出量の 43.3% に当たる 1,664 千トンとなっている。直接最終処分量(68 千トン)と中間処理後の最終処分量(218 千トン)を合わせた最終処分量は 286 千トンで、総排出量の 7.4% となっている。

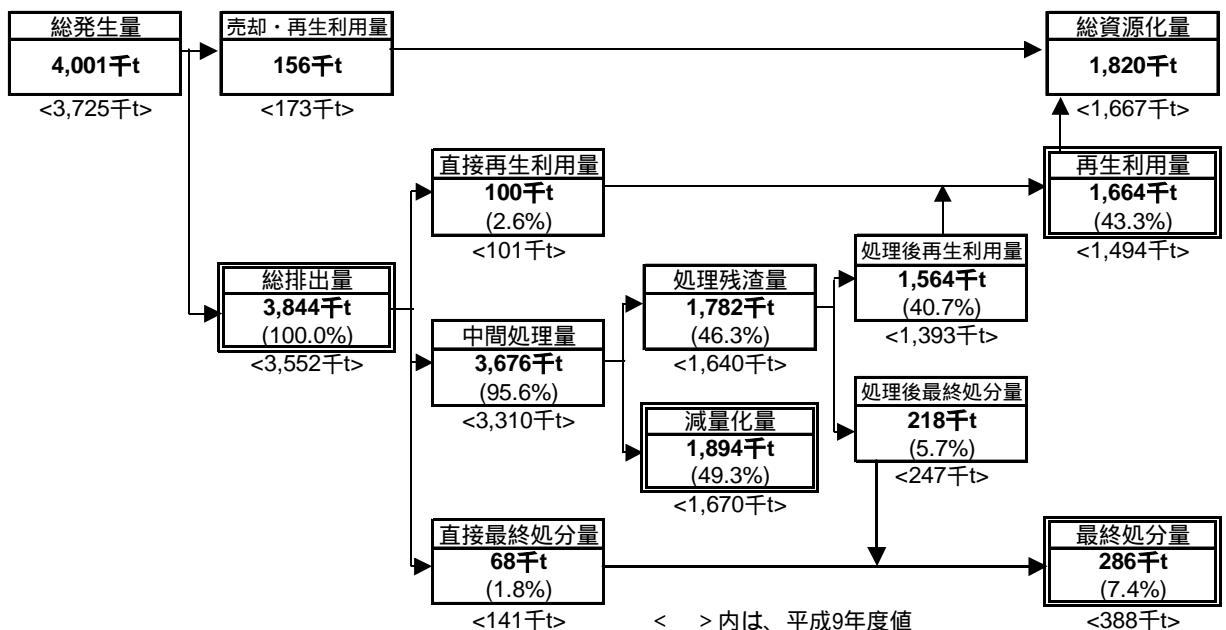


図 2-1-3 産業廃棄物の処理フロー

### 第 3 章 一般廃棄物の調査結果

#### 第 1 節 一般廃棄物の総排出量

##### 1) 県全体の総排出量

平成 12 年度における一般廃棄物（ごみ）の総排出量は 480 千トンで、県民 1 人 1 日あたりの総排出量（以下、「排出原単位」という。）は 988 グラム（全国値 1,118 グラム、平成 10 年度値）となっている。ここ数年間の総排出量および排出原単位をみると、やや増加傾向となっている。

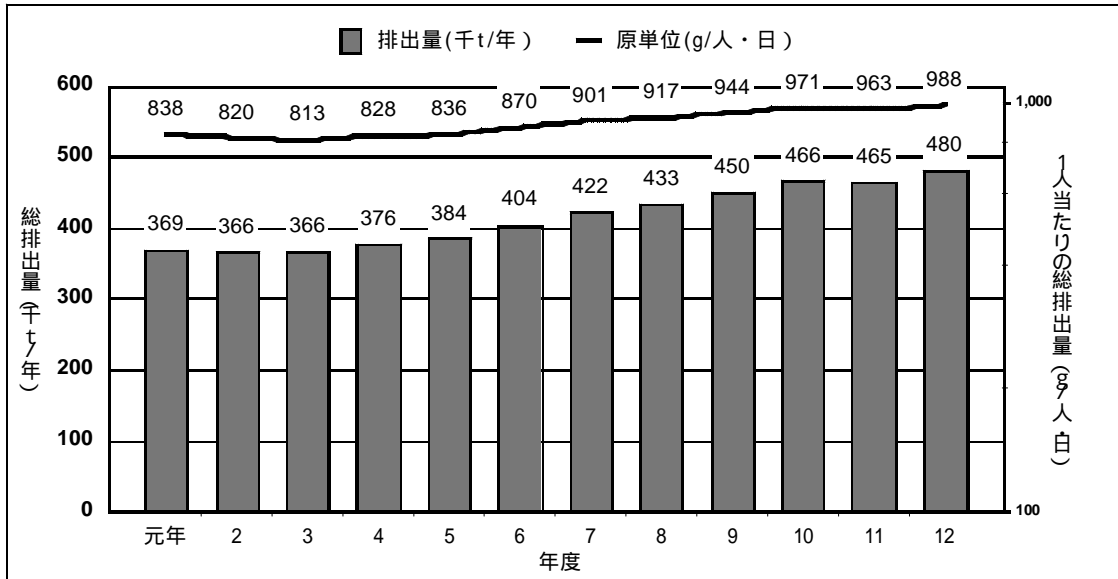


図 3-1-1 ごみ総排出量の推移

総排出量をごみ収集の内訳で見ると、可燃ごみが 72.8 % で最も多く、資源ごみが 6.8 %、不燃ごみが 4.8 %、粗大ごみが 3.9 % となっており、直接搬入ごみは 9.9 % となっている。

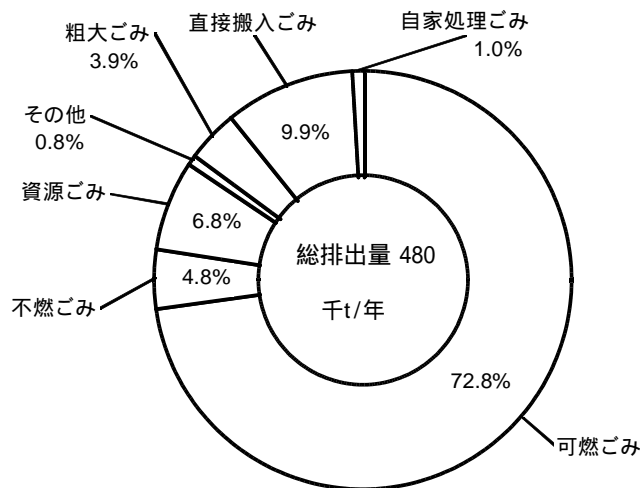


図 3-1-2 ごみ収集の内訳

## 2) 地域別の総排出量

ごみ総排出量を地域別にみると、大津・志賀地域が 128 千トン(26.6%)で最も多く、次いで、湖南地域が 99 千トン(20.6%)、以下、東近江地域が 69 千トン(14.4%)、湖東地域が 57 千トン(11.9%)、湖北地域が 54 千トン(11.3%)、甲賀地域が 47 千トン(9.8%)、湖西地域が 27 千トン(5.5%)となっている。

また、排出原単位を地域別にみると、県平均より高い地域は湖西地域(1,304g/人・日)、大津・志賀地域(1,130g/人・日)となっており、逆に県平均より低い地域は、東近江地域(881g/人・日)、甲賀地域(886g/人・日)、湖北地域(897g/人・日)となっている。湖南地域(975g/人・日)、湖東地域(956g/人・日)は、ほぼ県平均と同様な排出原単位となっている。

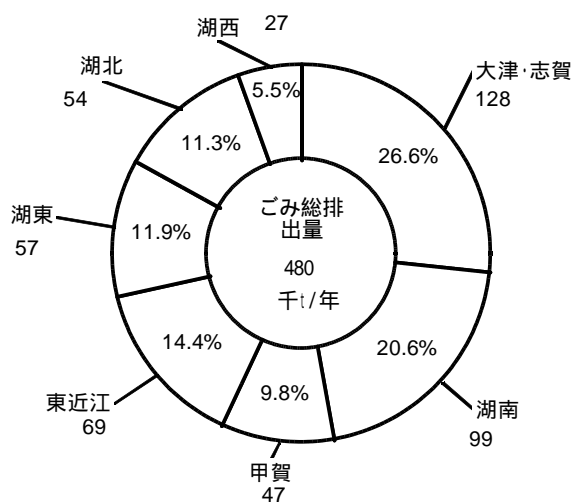


図 3-1-3 地域別の総排出量

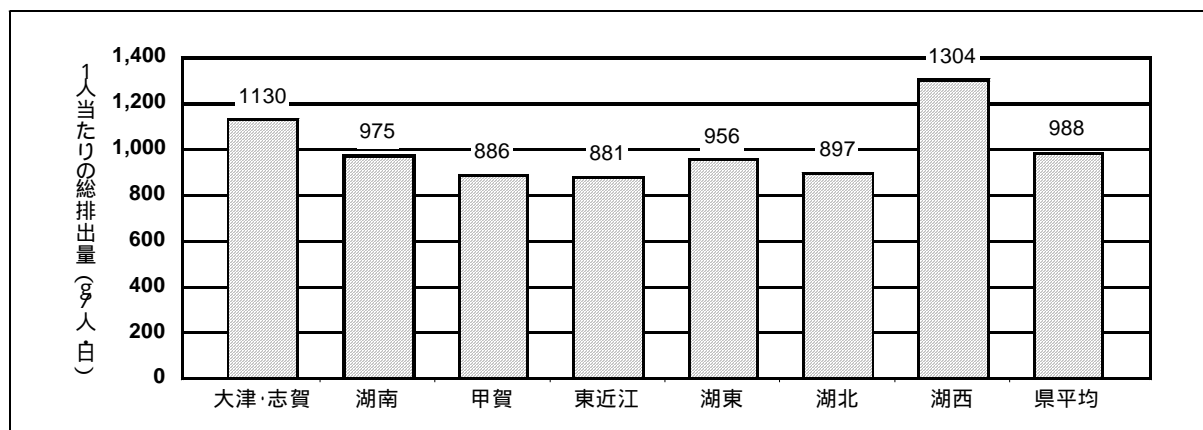


図 3-1-4 地域別の排出原単位

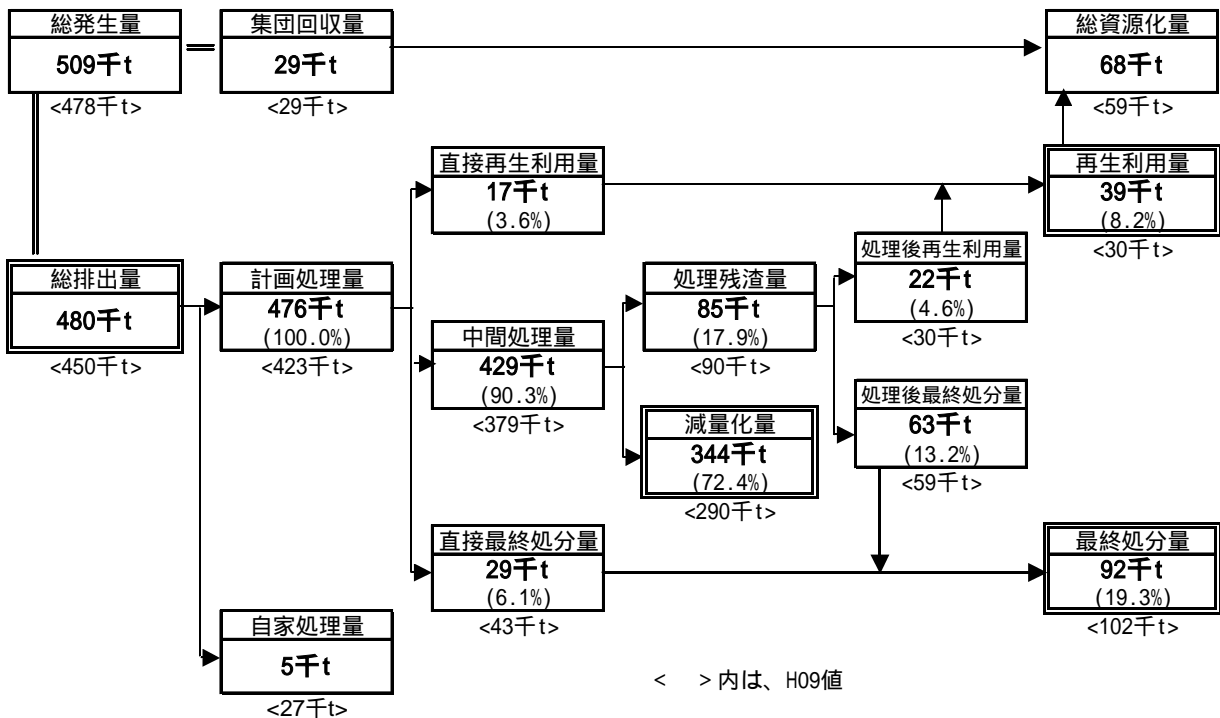


## 第2節 一般廃棄物の処理量

一般廃棄物（ごみ）の処理状況を見ると、焼却、破碎・選別等により中間処理されたものは429千トン、再生業者等へ直接搬入されたものは17千トン、直接最終処分されたものは29千トンとなっている。

中間処理されたごみ429千トンは、主に焼却により85千トンまで減量され、そのうち22千トンが再生利用され、63千トンが最終処分されている。直接最終処分と中間処理後の最終処分を合わせた最終処分量は92千トンとなっており、総排出量の19.3%となっている。

地域別の処理量を見ると、表3-2-2及び図3-2-2～図3-2-8のとおりである。



注) 平成9年度値においては、「直接再生利用量」の定義に該当する数量はない。

図3-2-1 一般廃棄物の処理の流れ

表3-2-1 ごみ処理の推移

	ごみ量(単位:千トン/年)				増減%(対H9比)		
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
総発生量	478.1	493.9	493.5	509.3	3.3	3.2	6.5
総排出量	449.6	465.6	465.1	480.5	3.6	3.5	6.9
(計画処理量)	(422.7)	(446.1)	(457.5)	(475.5)	5.5	8.2	12.5
(自家処理量)	(26.9)	(19.5)	(7.6)	(4.9)	27.5	71.7	81.7
減量化量	289.9	315.8	323.2	344.5	8.9	11.5	18.8
再生利用量	30.5	33.1	38.7	39.2	8.5	27.0	28.7
最終処分量	102.3	97.2	95.6	91.8	5.0	6.5	10.2
集団回収量	28.6	28.3	28.4	28.9	1.1	0.5	1.0
総資源化量	59.1	61.3	67.1	68.1	3.8	13.7	15.3

表 3-2-2 地域別のごみ処理量

(単位:千t/年)

	大津・志賀	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	滋賀県計
総発生量	138.7 (126.3)	103.5 (98.8)	48.0 (42.5)	73.5 (69.7)	61.0 (64.6)	57.5 (48.8)	27.1 (23.6)	509.3 (474.3)
対H9比(%)	10	5	13	5	6	18	15	7
総排出量	127.6 (115.2)	99.1 (94.2)	46.9 (41.6)	69.1 (65.1)	57.2 (60.9)	54.1 (45.7)	26.6 (23.1)	480.5 (445.8)
対H9比(%)	11	5	13	6	6	18	15	8
(計画処理量)	127.6	98.8	44.6	69.0	56.1	53.7	25.7	475.5
(自家処理量)	0.0	0.3	2.3	0.1	1.1	0.4	0.9	4.9
減量化量	99.3	67.8	32.1	54.8	39.3	40.3	10.9	344.5
再生利用量	4.7	12.9	5.2	4.7	4.6	3.7	3.5	39.2
最終処分量	23.6	18.1	7.4	9.4	12.2	9.8	11.4	91.8
対総排出量比(%)	<18.5> (22.0)	<18.2> (19.3)	<15.7> (8.6)	<13.7> (15.5)	<21.3> (16.5)	<18.1> (11.7)	<42.8> (8.8)	<19.1> (102.3)
対H9比(%)	7	6	14	39	26	16	30	10
集団回収量	11.1	4.5	1.2	4.4	3.8	3.3	0.5	28.9
総資源化量	15.8	17.4	6.4	9.1	8.4	7.0	4.0	68.1
対総発生量比(%)	<11.4> (15.1)	<16.8> (14.6)	<13.2> (5.2)	<12.4> (7.8)	<13.8> (10.1)	<12.2> (4.7)	<14.7> (1.7)	<13.4> (59.1)
対H9比(%)	5	19	23	16	17	49	140	15
排出量	122.9 (111.3)	86.2 (84.2)	41.7 (37.3)	64.4 (61.9)	52.6 (54.5)	50.5 (44.1)	23.1 (21.9)	441.2 (415.3)
対H9比(%)	10	2	12	4	4	14	5	6

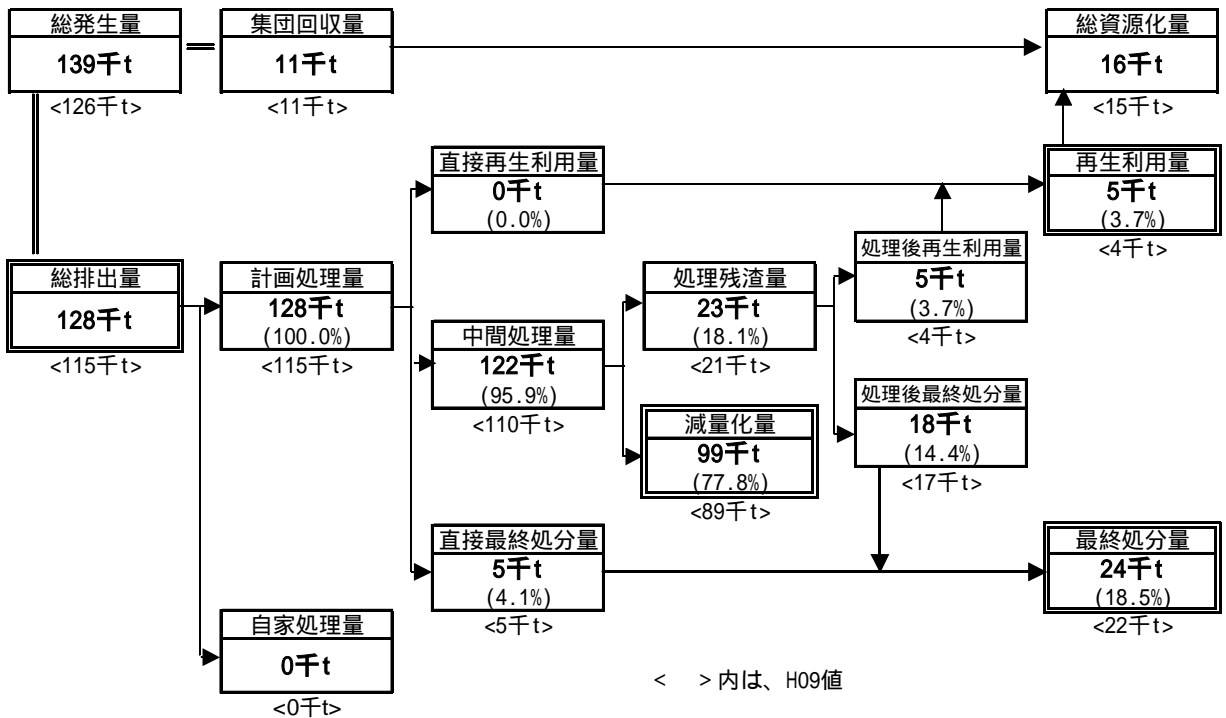


図 3-2-2 大津・志賀地域のごみ処理フロー

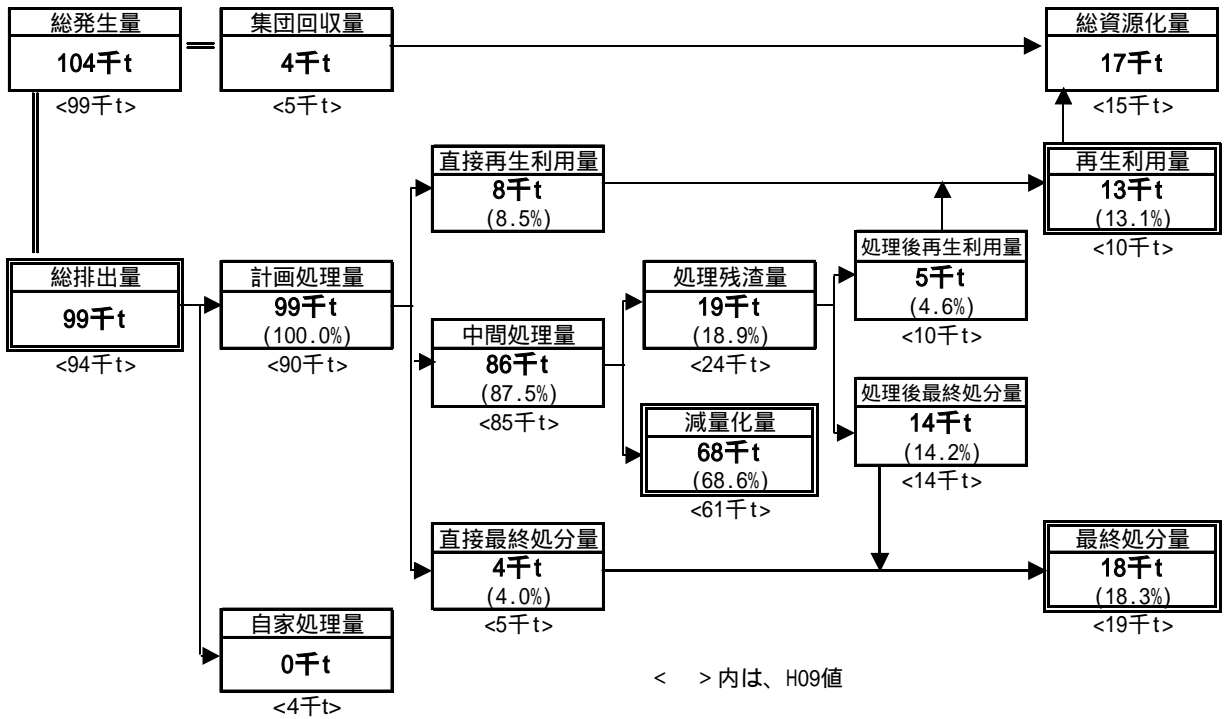


図 3-2-3 湖南地域のごみ処理フロー

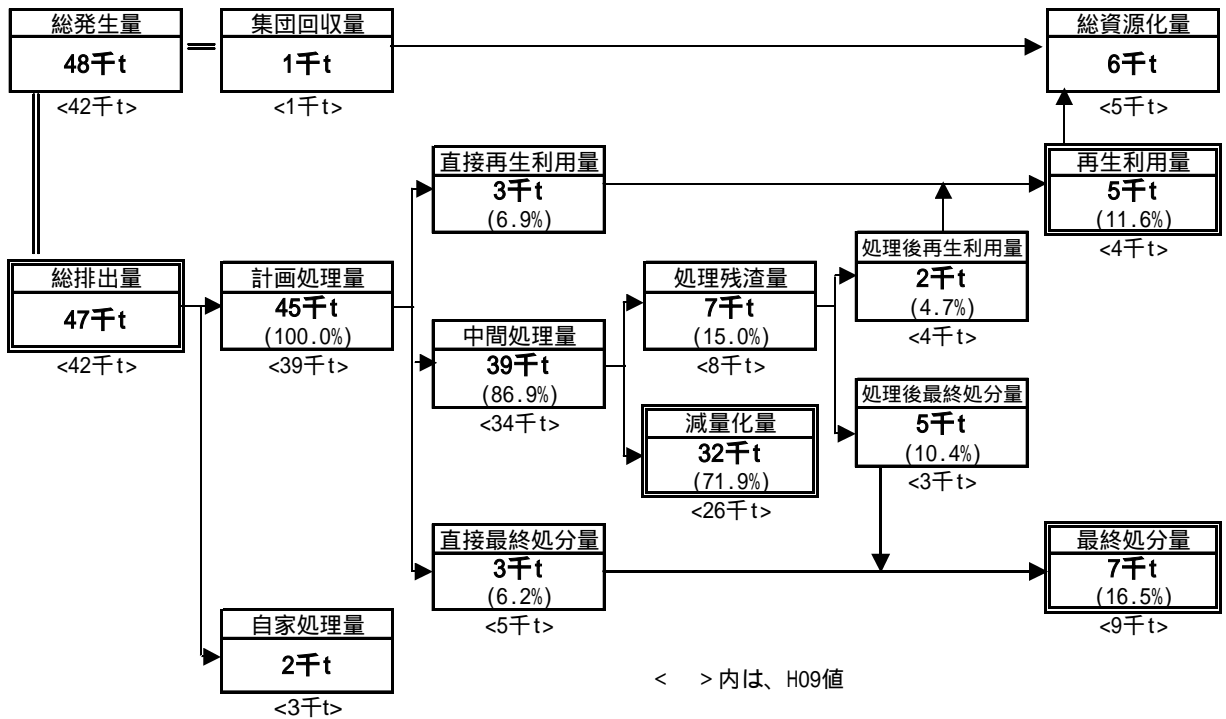


図 3-2-4 甲賀地域のごみ処理フロー

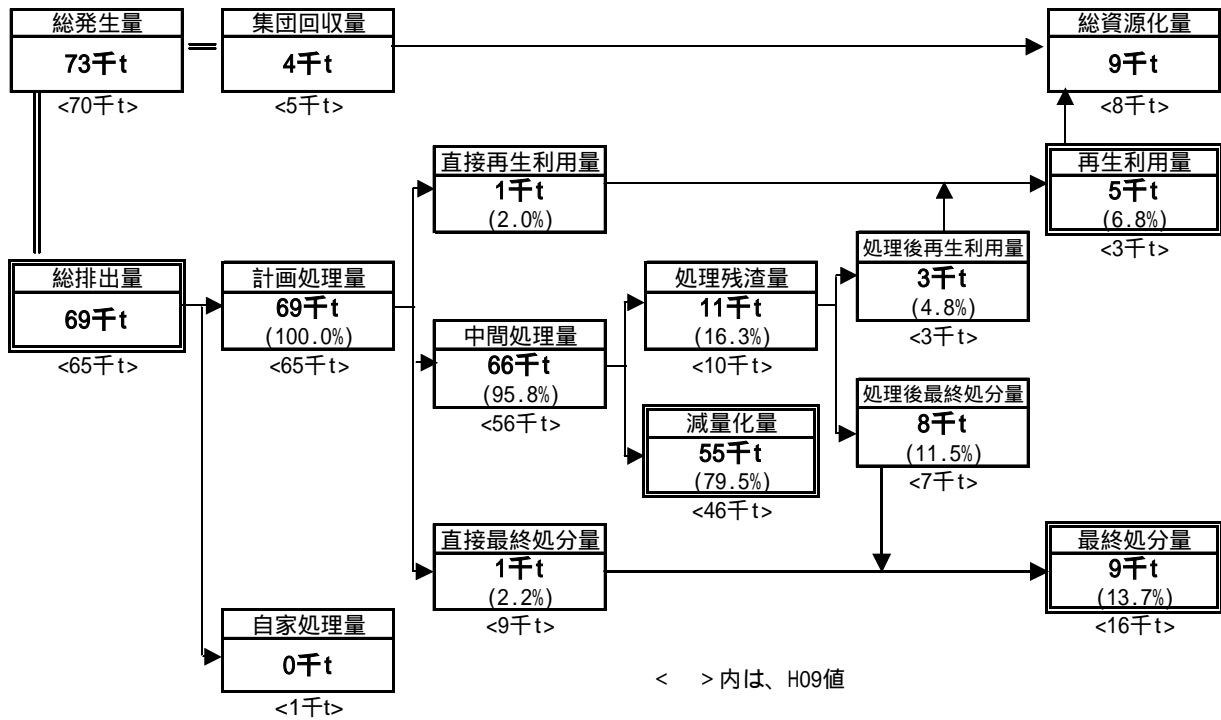


図 3-2-5 東近江地域のごみ処理フロー

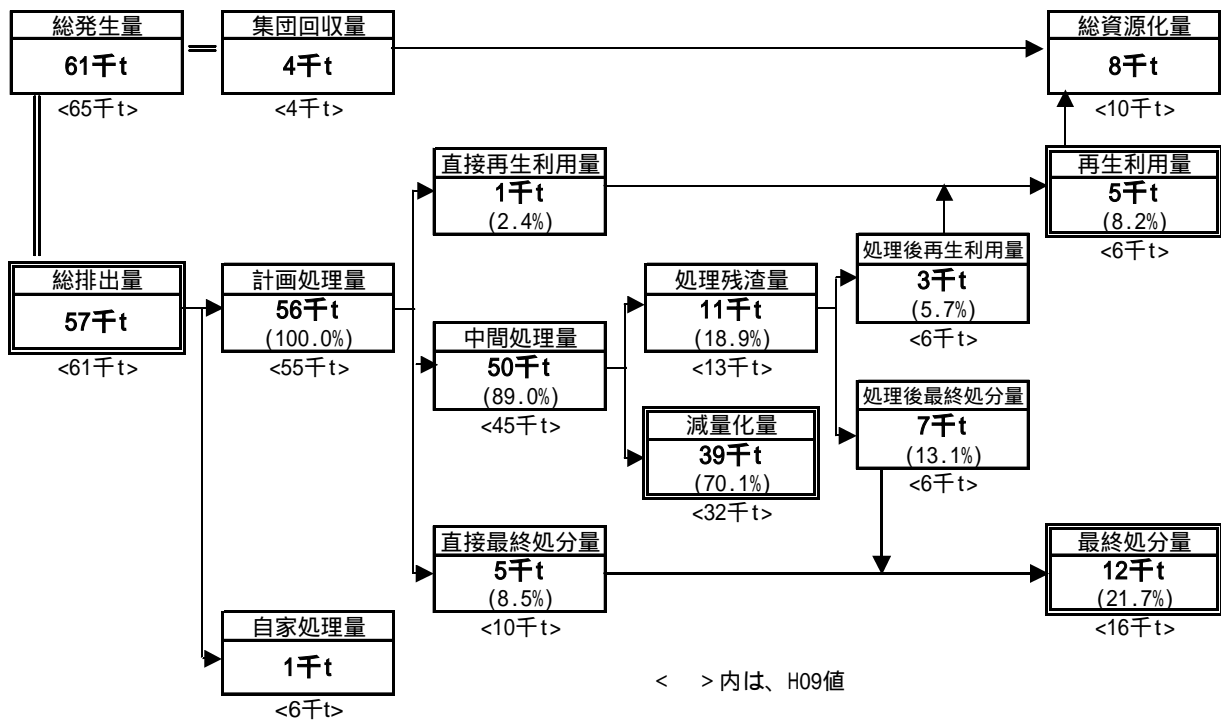


図 3-2-6 湖東地域のごみ処理フロー

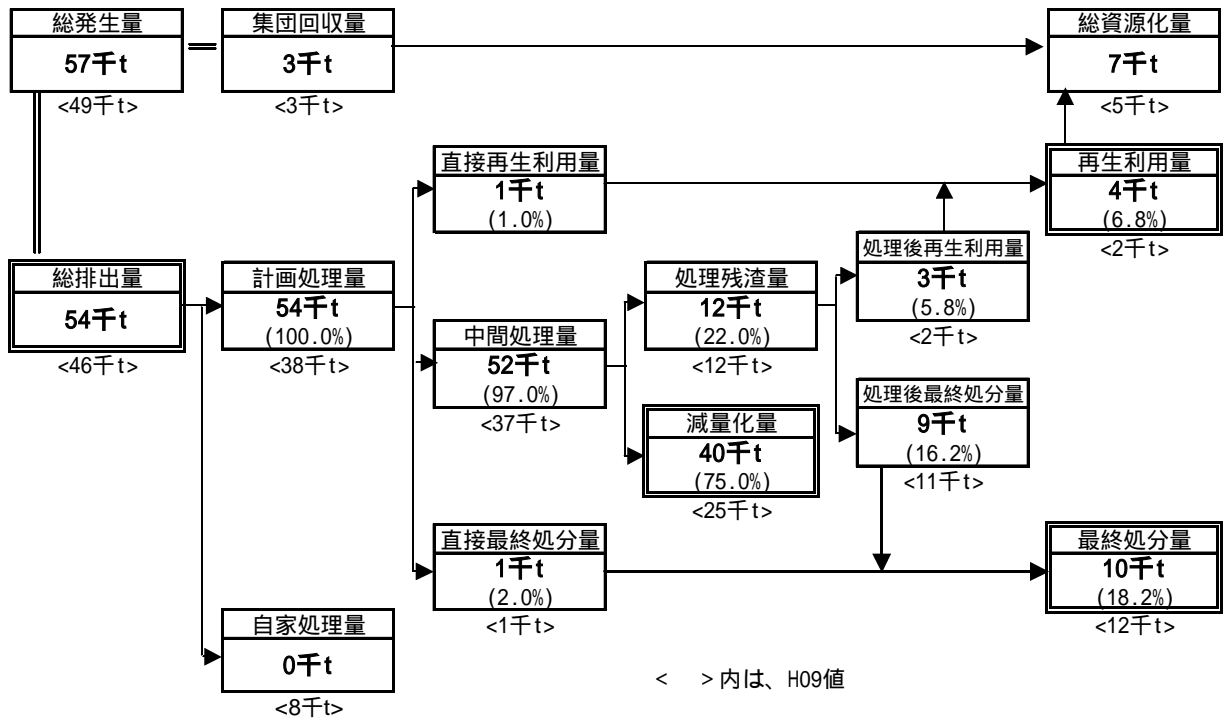


図 3-2-7 湖北地域のごみ処理フロー

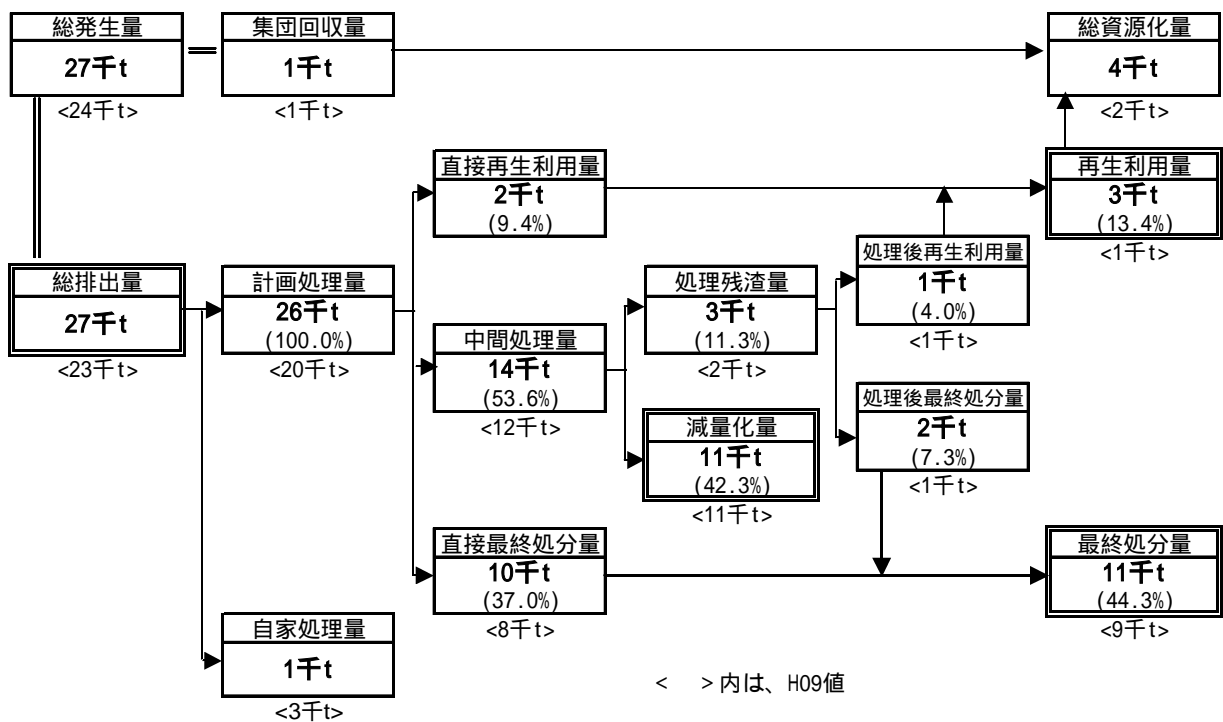


図 3-2-8 湖西地域のごみ処理フロー

### 第3節 一般廃棄物の中間処理状況

一般廃棄物の中間処理の状況をみると図 3-3-1 のとおりである。市町村が処理するために受け入れを行った計画処理量 476 千トンのうち、80.9%に当たる 385 千トンが焼却処理が行われている。

ごみ焼却等施設数は県全体で 14 施設であり、処理の合計能力は 1,522 トン/日となっている。燃焼方式別にみると全連続式（24 時間運転）が 6 施設、准連続式（16 時間運転）が 5 施設、機械バッチ式（8 時間運転）が 2 施設、固形燃料化が 1 施設となっている。（表 3-3-1）

地域別の整備状況をみると、表 3-3-2 のとおりである。

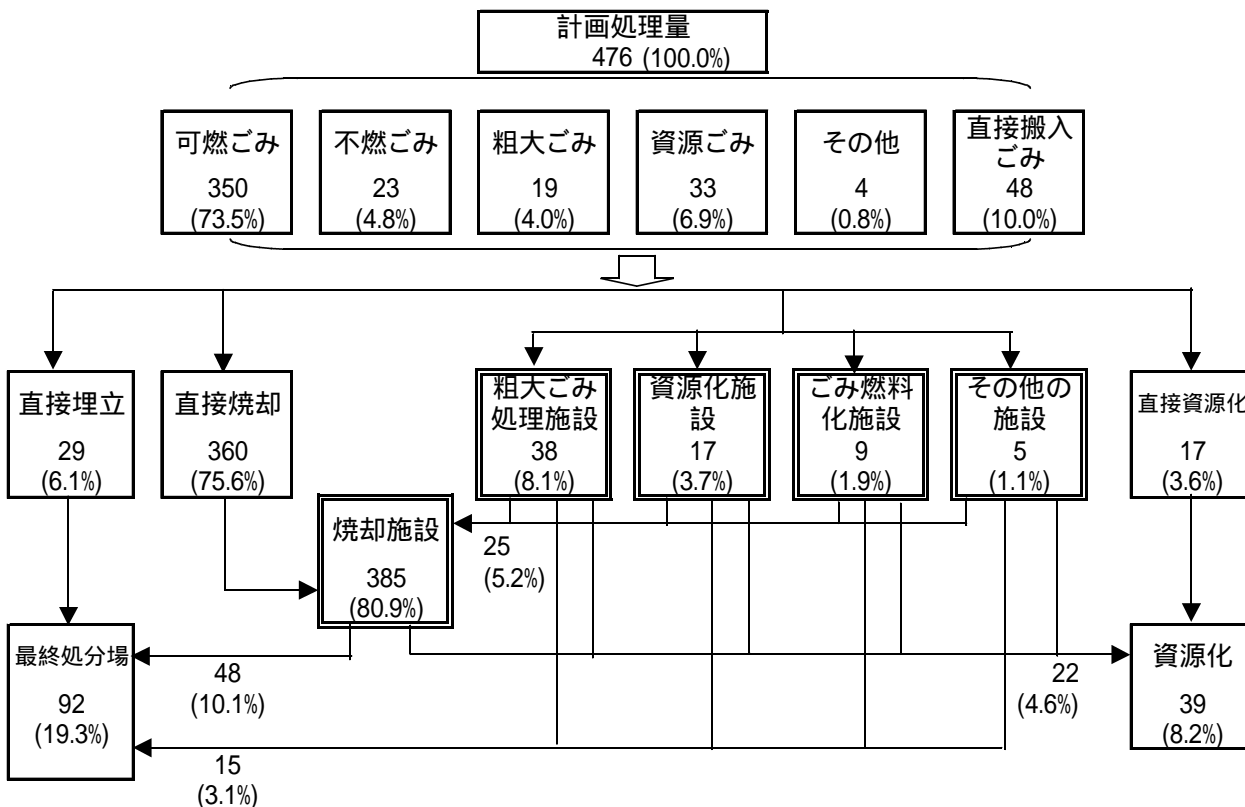


図 3-3-1 一般廃棄物の中間処理状況（千 t/年）

表 3-3-1 ごみ焼却等施設の整備状況（平成 13 年 3 月末現在）

	全連続	准連続	機械バッチ	固形燃料化	計
施設数	6	5	2	1	14
処理能力 (t/d)	792	590	118	22	1,522

表 3-3-2 地域別のごみ焼却等施設の整備状況（平成 13 年 3 月末現在）

地域	事業主体名	規模 t/日	処理 方法	運転開 始年	施設所在地	備考
大津・志賀	大津市	180	連	昭和63年	大津市	
	大津市・志賀町行政事務組合	170	連	平成元年	大津市	
湖 南	草津市	150	准連	平成9年	草津市	
	守山市	90	連	昭和60年	守山市	
	栗東市	94	連	昭和51年	栗東市	
		(76)	(連)			(H14.12稼働 予定)
野洲郡行政事務組合	90	連	昭和57年	野洲郡野洲町		
甲 賀	甲賀郡行政事務組合	150	准連	平成7年	甲賀郡水口町	
東近江	近江八幡市	100	准連	昭和57年	近江八幡市	
	中部清掃組合	150	准連	昭和56年	蒲生郡日野町	
湖 東	彦根市	90	機バ	昭和52年	彦根市	
	湖東広域衛生管理組合	22	固燃	平成9年	愛知郡湖東町	可燃物を固形 燃料化
湖 北	湖北広域行政事務センター	168	連	平成10年	長浜市	灰をスラグ化
	伊香郡衛生プラント組合	28	機バ	平成9年	伊香郡西浅井町	
湖 西	湖西広域連合	40	准連	昭和60年	高島郡今津町	
		(75)	(連)			(H14.12稼働 予定)

注、( )内は、施設更新による今後の稼働予定

粗大ごみ破碎施設、再資源化施設等は、県全体で 49 施設となっている。

粗大ごみ破碎施設が 12 施設、PET 圧縮・空き缶圧縮・びん選別等の施設が 26 施設となっている。これらのうち、啓発施設等を有するリサイクルプラザは 3 事業所となっている。

表 3-3-3 粗大ごみ破碎、再資源化施設等の整備状況（平成 13 年 3 月末現在）

	粗大ごみ破碎	PET 圧縮	空き缶圧縮	びん選別	その他資源化等施設
施設数	12	14	8	4	11
処理能力(t/日)	354	17	35	28	15

#### 第4節 一般廃棄物の資源化等の状況

一般廃棄物の総資源化量は、市町村で収集され、資源化された量 39 千トンと、集団回収され資源化された量 29 千トンを合わせた 68 千トンとなっている。

内訳をみると、紙類が全体の 51.7% で最も多く、以下、金属類が 24.8%、ガラス類が 13.4% となっている。

県内の容器包装リサイクル法に基づく収集実績量は、平成 12 年度は県の分別収集促進計画における収集見込み量 20,285 t に対し、19,544 t (96.3%) が収集実績量となっている。また、同年度の容器包装廃棄物の排出見込みは 76,632 t となっており、これを母数とすれば 25.5% の収集率となっている。

なお、この法に基づく品目別の分別収集実施市町村の状況は、表 3-4-1 のとおりである。

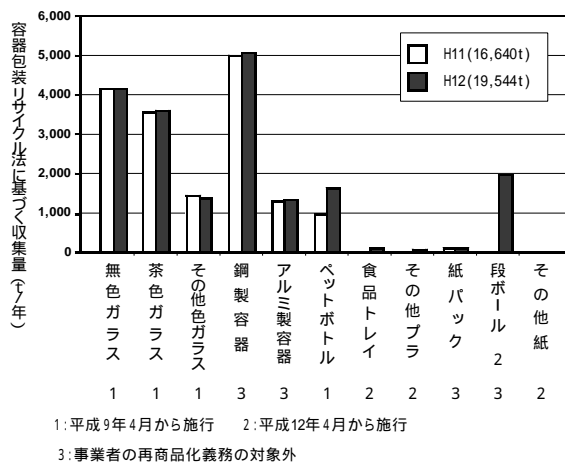
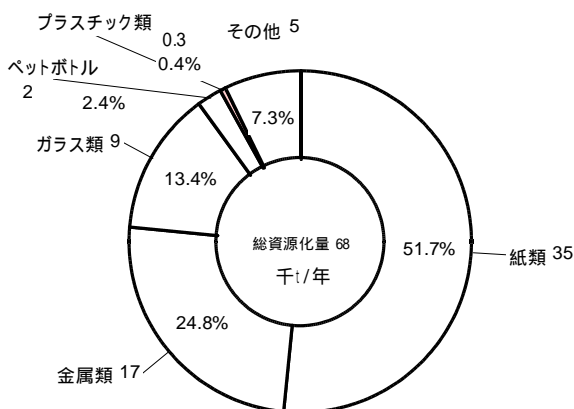


図 3-4-1 一般廃棄物の総資源化量の内訳

図 3-4-2 容器包装リサイクル法対応実績量

表 3-4-1 容器包装リサイクル法による分別収集  
実施市町村数及び収集量 (平成 12 年度)

	実施市町村数	収集量(t)
無色ガラス	50	4,142
茶色ガラス	50	3,609
その他ガラス	50	1,371
鋼製容器包装	50	5,080
アルミ製容器包装	50	1,358
ペットボトル	43	1,653
食品トレイ	15	137
プラスチック製容器包装	4	99
飲料用製紙容器包装	24	107
段ボール	14	1,988
紙製容器包装	1	1
収集量合計	-	19,544



## 第5節 一般廃棄物の最終処分の状況

一般廃棄物の最終処分量 92 千トンの内訳をみると、焼却灰が 48 千トン（52.5%）で最も多く、以下、直接埋立量が 29 千トン（31.4%）、粗大ごみ処理施設や資源化等を行う施設からの処理残渣物の埋立量が 15 千トン（16.1%）となっている。

最終処分量のうち、16 千トンが、大阪湾の広域臨海環境整備センターで処分されている。

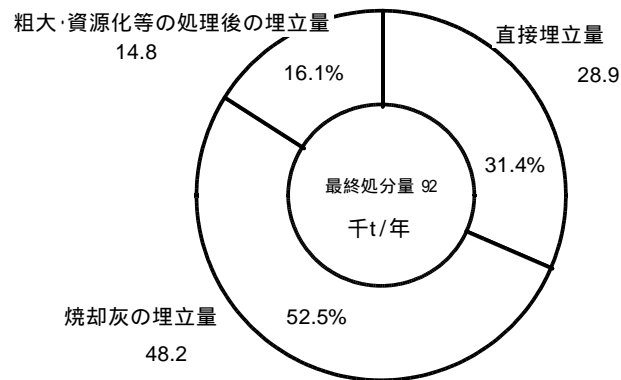


図 3-5-1 一般廃棄物の最終処分量の内訳

最終処分場は、平成 13 年 3 月末現在、県全体で 23 施設となっており、残余容量は 82.3 万 m<sup>3</sup> となっている。

表 2-5-1 ごみ最終処分場の整備状況（平成 13 年 3 月末現在）

	残余容量 m <sup>3</sup>	施設数	備考
大津・志賀	154,758 [171,000]	2 [1]	[H13.4稼動]
湖 南	11,669 [32,000]	3 [1]	[H14.4稼動]
甲 賀	87,497	4	
東近江	176,852 [75,000]	3 [1]	[H14.4稼動]
湖 東	227,800	2	
湖 北	97,689	3	
湖 西	66,601	6	
県 計	822,866	23	

注：[ ]内は、新設による、稼動予定等。

## 第6節 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

本県では平成11年度末で総人口132.3万人のうち73.8%が水洗化されており、そのうち、下水道人口が44.4%の58.7万人、浄化槽人口が29.4%の38.9万人となっている。

収集されたし尿や浄化槽汚泥について、平成11年度では99%がし尿処理施設において処理されている。

し尿処理施設数は県全体で12施設であり、平成13年3月末現在、処理の合計能力は1,510kl/日となっており、各施設では富栄養化防止のために窒素、りんの高度処理が行われている。

表 3-6-1 し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
計画処理区域内人口（人）		1,295,066	1,304,734	1,313,206	1,322,952
対総人口比（%）		100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化人口	公共下水道（人）	447,494	489,368	542,581	587,450
	浄化槽（人）	368,371	387,266	393,089	388,710
	計（人）	815,865	876,634	935,670	976,160
	対人口比率（%）	63.0	67.2	71.3	73.8
非水洗化人口（人）		479,201	428,100	377,536	346,792
内計画収集人口（人）		433,905	394,921	353,912	328,276
収集量	し尿（kl/日）	958	895	825	761
	浄化槽（kl/日）	576	605	640	650
	計（kl/日）	1,534	1,500	1,465	1,411
自家処理量（kl/日）		90	67	44	34
処理内訳	し尿処理施設（kl/日）	1,505	1,482	1,447	1,395
	下水道投入（kl/日）	0	0	0	2
	農村還元（kl/日）	0	0	1	1
	海洋投棄（kl/日）	30	17	15	14
	計（kl/日）	1,535	1,500	1,465	1,412

表 3-6-2 し尿処理施設の整備状況（平成13年3月末）

設置主体	構成市町村等	規模 (kl/日)	備考
大津市	（南部衛生プラント）	90	
	（北部衛生プラント）	54	
湖南広域行政組合	草津市、守山市、栗東市、中主町、野洲町	242 [168]	[H13.4稼働]
甲賀郡行政事務組合	石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町	240	
八日市衛生プラント組合	八日市市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町	255	
近江八幡市		100	
彦根市		162	
湖北広域行政事務センター	長浜市、山東町、伊吹町、米原町、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町	157	
伊香郡衛生プラント組合	高月町、木之本町、余呉町、西浅井町	40	
湖西広域連合	マキノ町、今津町、朽木村、安雲川町、高島町、新旭町	70	
湖東広域衛生管理組合	愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町	80	
志賀町		20	
計		1,510	

注：[ ]内は、更新後の能力。

## 第7節 一般廃棄物の将来予測

### 1) 一般廃棄物の総排出量の将来予測結果

一般廃棄物の総排出量の将来予測は、本県の平成22年度の人口の予測値と過去からの排出原単位のトレンドから将来のごみ総排出量の予測を行った。なお、人口の予測は、(財)日本統計協会調べを用いた。

その結果、一般廃棄物のごみの総排出量は平成17年度で平成12年度の11%増の53.5万トン、平成22年度で同23%増の59.3万トンに達する結果となっている。

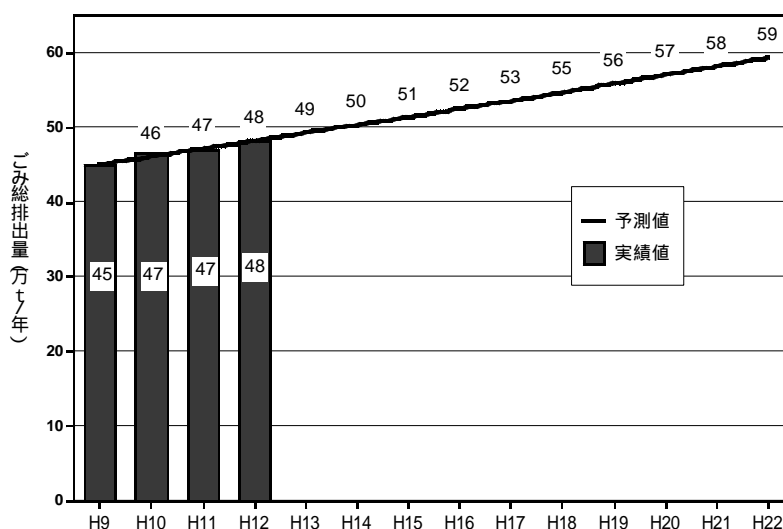


図 3-7-1 ごみ総排出量の将来予測結果

表 3-7-1 人口と排出原単位の実績と予測結果

		人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)
実績	平成1年度	1,207,864	838
	平成2年度	1,221,545	820
	平成3年度	1,234,113	813
	平成4年度	1,245,165	828
	平成5年度	1,258,358	836
	平成6年度	1,271,193	870
	平成7年度	1,282,039	901
	平成8年度	1,294,201	917
	平成9年度	1,304,743	944
	平成10年度	1,318,671	971
	平成11年度	1,332,599	963
	平成12年度	1,346,527	988
予測	平成15年度	1,379,185	1,016
	平成17年度	1,400,959	1,046
	平成22年度	1,448,347	1,122

2) 一般廃棄物の処理量の将来予測結果

将来の処理・処分量の将来予測は、ここ数年間の処理・処分量の実績量を考慮すると、容器包装リサイクル法を受けた滋賀県分別収集促進計画による分別回収等によるリサイクル率の増加が、顕著に表れており、過去からのリサイクル率のトレンドから将来においてもリサイクル率が上昇するものと仮定し予測を行った。

将来のごみ総排出量を基とし、平成 22 年度までの将来の処理・処分量を予測すると図 3-7-2 のとおりである。

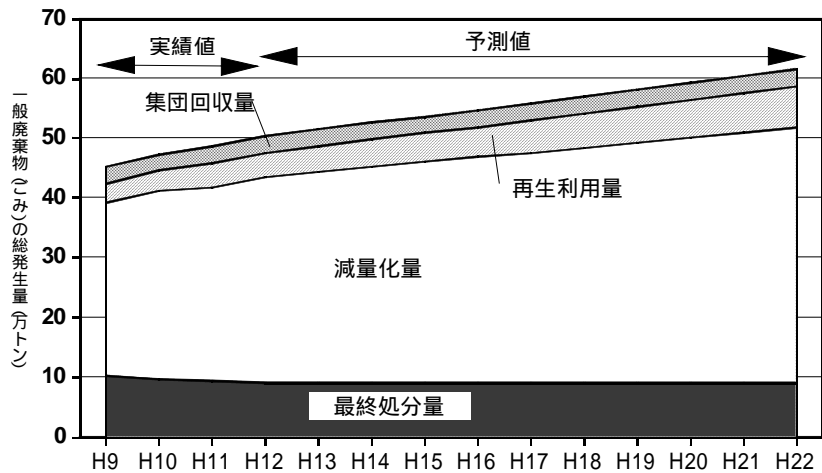


図 3-7-2 ごみの処理量の将来予測結果

表 3-7-2 処理・処分量の予測結果

(単位：万 t / 年)

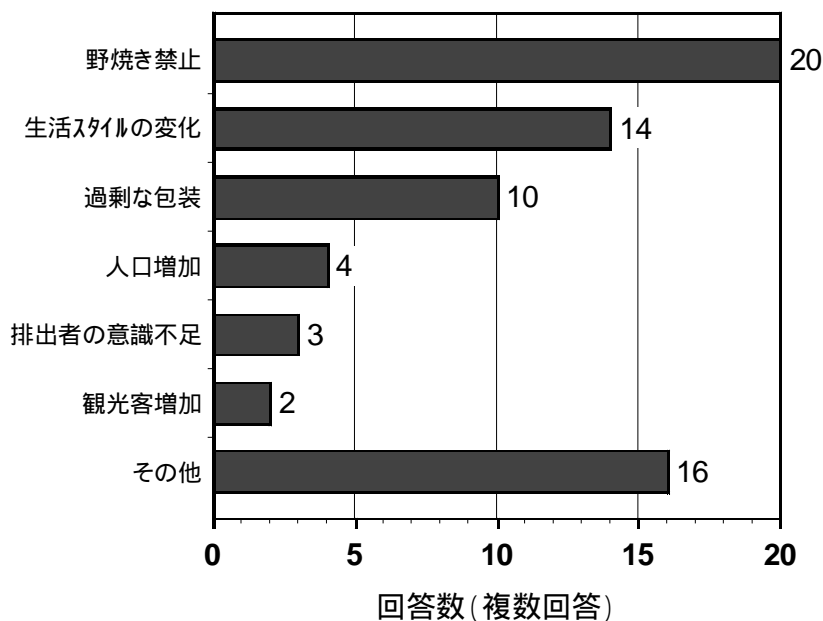
	総排出量 (A)	うち自家 処理量 (B)	集団回 収量 (C)	総発生量 (D)=(A+C)	リサイ クル率 (%) (E)	総資源化 量 (F)=(D*E)	再生利用 量 (G)=(F-C)	減量化率 (%) (H)	減量化量 (I)=(A*H)	最終処分量 (J)=(A-G-I)
H12	48.1	(0.5)	2.9	50.9	13.4	6.8	3.9	71.7	34.4	9.2
H13	49.2	(0.5)	2.9	52.1	13.6	7.1	4.2	71.7	35.3	9.2
H14	50.3	(0.5)	2.9	53.2	13.9	7.4	4.5	71.7	36.1	9.2
H15	51.4	(0.5)	2.9	54.2	14.2	7.7	4.8	71.7	36.8	9.3
H16	52.4	(0.5)	2.9	55.3	14.4	8.0	5.1	71.7	37.6	9.3
H17	53.5	(0.5)	2.9	56.4	14.7	8.3	5.4	71.7	38.3	9.3
H18	54.6	(0.5)	2.9	57.5	14.9	8.6	5.7	71.7	39.2	9.3
H19	55.8	(0.5)	2.9	58.7	15.2	8.9	6.0	71.7	40.0	9.3
H20	57.0	(0.5)	2.9	59.9	15.5	9.3	6.4	71.7	40.9	9.3
H21	58.1	(0.5)	2.9	61.0	15.7	9.6	6.7	71.7	41.7	9.3
H22	59.3	(0.5)	2.9	62.2	16.0	10.0	7.1	71.7	42.5	9.2

## 第8節 一般廃棄物に関する市町村等への意識調査結果

市町村及び一部事務組合に対して、ごみ排出量の増加の要因をアンケートした結果は、図3-81のとおりである。

なお、アンケートはフリーな記述方式を採用したため、回答された記述からキーワードを整理したものである。

ごみ排出量の増加の要因として、「ダイオキシン削減対策に伴う野焼きの廃止による処理量の増加」が最も多く、次いで、「生活スタイルの変換(使い捨て商品など)」、「過剰包装による包装ごみの増加」となっている。以下、「人口増加」、「排出抑制に関する意識の不足」、「観光客増加」等が複数の市町村から回答された。



注)本県結果は、平成13年6月に市町村に対して実施したアンケート調査

図 3-8-1 ごみ総排出量の増加の要因

## 第4章 産業廃棄物の調査結果

### 第1節 産業廃棄物の総排出量

#### 1) 県全体の総排出量

平成12年度における産業廃棄物の総排出量は3,884千トンとなっており、製造業が1,322千トンで最も多く、次いで、建設業が1,084千トン、以下、水道業（下水道業を含む）が736千トン、鉱業が346千トン、農業が327千トンとなっている。昭和63年以降の推移をみると、製造業及び農業は横ばい、水道業及び建設業は増加、鉱業は減少となっている。

平成12年度の総排出量を種類別にみると、汚泥が2,149千トン（56%）で最も多く、次いで、がれき類が835千トン（22%）、以下、家畜ふん尿が326千トン（9%）、廃プラスチック類が108千トン（3%）となっている。

なお、汚泥については排出事業所内での脱水により大幅に減量化される。汚泥を脱水後の汚泥量でみると548千トンとなり、

この見方によると、がれき類が最も多く排出する産業廃棄物となり、建設業が最も多量な排出業種となっている。

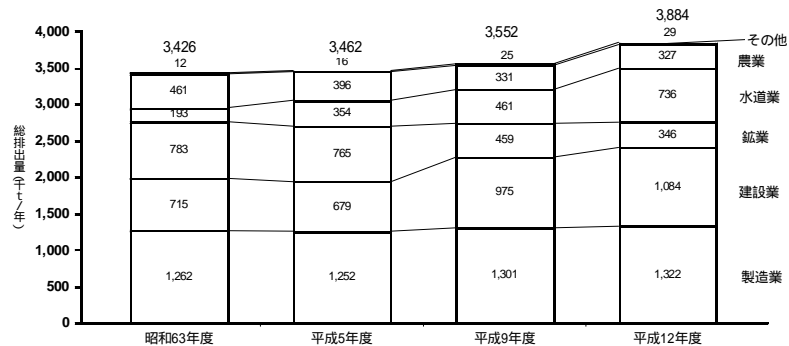


図 4-1-1 産業廃棄物の総排出量の推移

表 4-1-1 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量

	(単位: 千t/年)						
	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
燃え殻	3 (0.1%)	0	0	0	3	0	0
汚泥	2,149 (55.9%) <548>	0	346	148	917	736	2
廃油	48 (1.2%)	0	0	0	43	0	5
廃酸	47 (1.2%)	0	0	0	46	0	1
廃アルカリ	35 (0.9%)	0	0	0	27	0	8
廃プラスチック類	108 (2.8%)	1	0	22	79	0	6
紙くず	20 (0.5%)	0	0	2	18	0	0
木くず	52 (1.3%)	0	0	48	4	0	0
繊維くず	2 (0.0%)	0	0	0	1	0	0
動植物性残さ	44 (1.1%)	0	0	0	44	0	0
ゴムくず	1 (0.0%)	0	0	0	1	0	0
金属くず	70 (1.8%)	0	0	13	53	0	3
ガラス陶磁器くず	64 (1.7%)	0	0	23	40	0	1
鉱さい	32 (0.8%)	0	0	0	32	0	0
がれき類	835 (21.7%)	0	0	828	6	0	1
ばいじん	7 (0.2%)	0	0	0	7	0	0
家畜ふん尿	326 (8.5%)	326	0	0	0	0	0
家畜の死体	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0
その他の産業廃棄物	3 (0.1%)	0	0	0	1	0	2
合計	3,844 (100.0%) <2,243>	327 <327>	346 <127>	1,084 <1,066>	1,322 <617>	736 <77>	29 <28>

注) < > 内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後汚泥量で捉えたもの。

## 2) 地域別の総排出量

産業廃棄物の総排出量を地域別にみると、湖南が918千トン(23.9%)で最も多く、以下、甲賀が736千トン(19.1%)、東近江が663千トン(17.3%)、大津・志賀が579千トン(15.1%)、湖東が441千トン(11.5%)、湖北が408千トン(10.6%)、湖西が99千トン(2.6%)の順となっている。

各地域の産業廃棄物の総排出量は、地域の産業構造に大きく影響し、特に、汚泥を多量に排出する水道業、鉱業、製造業のうち窯業・土石製品製造業が当該地域に存在する場合は、総排出量が多くなる傾向にある。

地域別・種類別の総排出量は表4-1-2、地域別・業種別の総排出量は表4-1-3のとおりである。

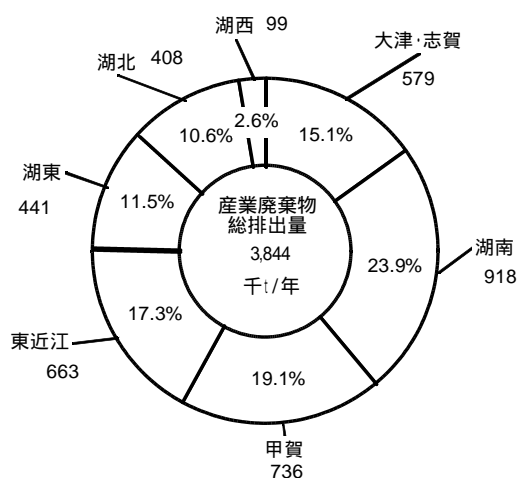


図 4-1-2 地域別の総排出量

表 4-1-2 地域別にみた種類別の総排出量

(単位: 千t/年)

	合計	大津・志賀	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西
合計	3,844	579	918	736	663	441	408	99
燃え殻	3	0	1	1	1	0	0	0
汚泥	2,149	322	637	488	230	232	222	18
廃油	48	8	12	11	8	3	5	1
廃酸	47	2	5	11	25	1	1	3
廃アルカリ	35	3	16	5	6	2	1	2
廃プラスチック類	108	11	24	16	20	17	17	3
紙くず	20	5	7	1	4	1	2	0
木くず	52	11	10	6	8	6	8	2
繊維くず	2	0	1	0	0	0	0	0
動植物性残さ	44	0	1	5	1	36	0	0
ゴムくず	1	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	70	6	13	14	9	7	17	3
ガラス陶磁器くず	64	9	16	18	6	5	8	1
鉱さい	32	0	0	17	13	1	1	0
がれき類	835	196	170	92	133	104	105	35
ばいじん	7	0	0	2	0	1	3	0
家畜ふん尿	326	6	4	47	198	25	15	31
家畜の死体	0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物	4	1	1	1	1	1	0	0

表 4-1-3 地域別にみた業種別の総排出量

(単位：千t/年)

	合計	大津・志賀	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西
合計	3,844	579	918	736	663	441	408	99
農業	327	6	5	47	198	25	15	31
鉱業	346	67	0	230	40	7	0	2
建設業	1,084	257	222	117	174	133	135	45
製造業	1,322	64	216	335	243	194	250	20
食料品	107	1	33	50	14	4	3	1
飲料・飼料	110	0	0	2	0	108	0	0
繊維	123	0	20	2	10	21	66	4
衣服	2	0	1	0	0	0	0	0
木材	5	0	0	1	0	1	2	0
家具	6	0	0	2	1	2	0	0
パルプ・紙	32	4	11	1	3	7	6	0
出版・印刷	8	2	3	1	2	0	0	0
化学	74	1	15	40	9	6	1	1
石油・石炭	6	0	0	5	0	1	0	0
プラスチック	50	3	10	11	4	5	17	0
ゴム	2	0	0	0	0	2	0	0
皮革	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業・土石	397	16	48	151	50	9	122	0
鉄鋼	24	0	1	22	0	0	0	0
非鉄金属	7	0	2	0	2	3	1	0
金属	52	0	17	19	2	8	5	0
一般機器	41	2	14	5	5	0	12	2
電気機器	231	34	37	13	108	16	14	9
輸送機器	41	0	2	5	33	0	0	0
精密機器	3	0	0	2	0	0	0	0
その他	2	0	0	0	0	1	0	0
水道業	736	180	463	5	5	79	5	0
上水道業	59	30	14	5	2	2	5	0
下水道業	678	150	449	0	2	76	0	0
その他	29	4	13	2	3	3	3	0

3) 特別管理産業廃棄物の排出量

県内で排出される特別管理産業廃棄物量を平成 11 年度の事業者報告データでみると、84 千トンとなっている。種類別にみると、廃酸類が 46 千トンで最も多く、以下、廃アルカリ類が 16 千トン、廃油が 12 千トン、汚泥類が 5 千トン、感染性廃棄物が 3 千トンとなっている。

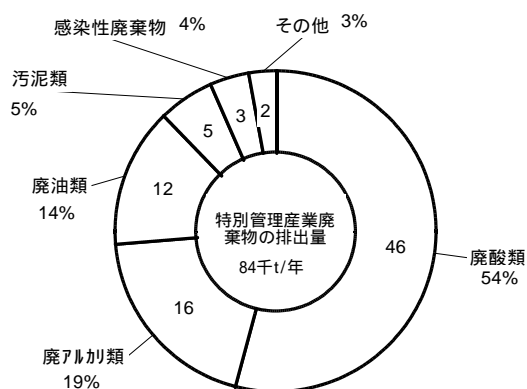


図 4-1-3 特別管理産業廃棄物の排出量 (平成 11 年度の事業者報告データより)



## 第2節 産業廃棄物の処理量

産業廃棄物の処理状況をみると、総排出量 3,844 千トンのうち、95.6 % に当たる 3,676 千トンが排出事業者又は産業廃棄物処理業者による脱水、焼却、破碎等の中間処理により 1,894 千トン (49.3 %) が減量化されている。

中間処理後の再生利用量 (1,564 千トン) と排出事業者等での直接再生利用 (100 千トン) を合わせた再生利用量は、総排出量の 43.3 % に当たる 1,664 千トンとなっている。

直接最終処分量 (68 千トン) と中間処理後の最終処分量 (218 千トン) を合わせた最終処分量は 286 千トンで、総排出量の 7.4 % となっている。

平成5年度からの産業廃棄物処理量は、減量化量の大幅な増加、最終処分量の大幅な減少となっている。(表 4-2-1)

産業廃棄物を種類別に処理状況をみると、図 4-2-2、表 4-2-2 のとおりである。

産業廃棄物を業種別に処理状況をみると、図 4-2-3、表 4-2-3 のとおりである。

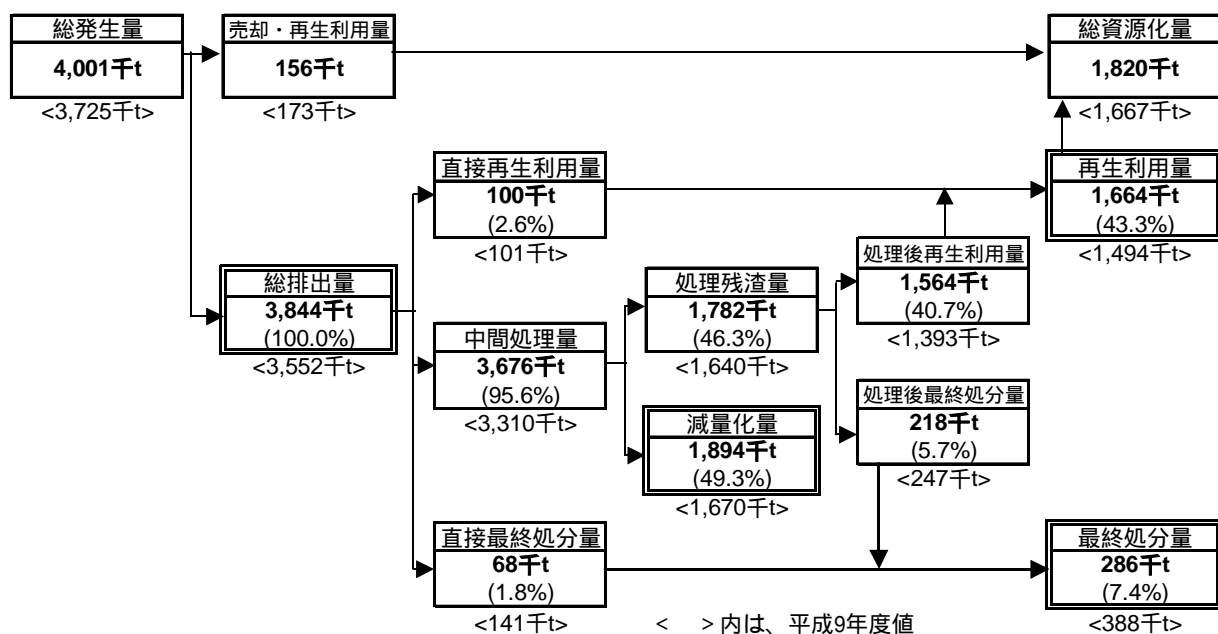


図 4-2-1 産業廃棄物の処理フロー

表 4-2-1 産業廃棄物処理量の推移

	排出量(千t/年)			増減%(対H5比)	
	平成5年度	平成9年度	平成12年度	平成9年度	平成12年度
総排出量	3,463	3,552	3,844	2.6	11.0
減量化量	1,339	1,670	1,894	24.7	41.4
再生利用量	1,557	1,494	1,664	4.0	6.9
最終処分量	567	388	286	31.6	49.6

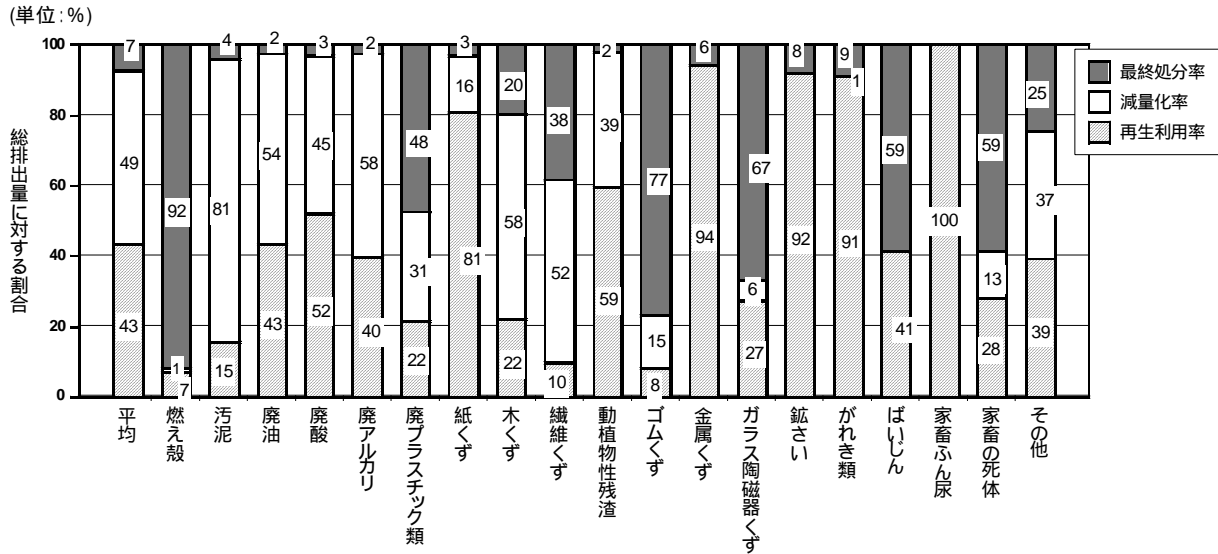


図 4-2-2 産業廃棄物の種類別の処理率

表 4-2-2 産業廃棄物の種類別の処理量

(単位：千t/年)

	総排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,844	(1,664) 1,664	1,895	(286) 286
燃え殻	3	(25) 0	0	(14) 2
汚泥	2,151	(331) 327	1,734	(86) 89
廃油	46	(20) 20	25	(0) 1
廃酸	47	(22) 24	21	(0) 1
廃アルカリ	35	(10) 14	20	(0) 1
廃プラスチック類	108	(23) 23	33	(49) 51
紙くず	20	(16) 16	3	(0) 1
木くず	52	(11) 11	30	(8) 10
繊維くず	2	(0) 0	1	(1) 1
動植物性残渣	44	(4) 26	17	(1) 1
ゴムくず	1	(0) 0	0	(1) 1
金属くず	70	(66) 66	0	(4) 4
ガラス陶磁器くず	64	(17) 17	4	(42) 43
鋳さい	32	(29) 29	0	(2) 2
がれき類	835	(758) 758	5	(71) 72
ばいじん	7	(3) 3	0	(3) 4
家畜ふん尿	326	(326) 326	0	(0) 0
家畜の死体	0	(0) 0	0	(0) 0
その他の産業廃棄物	3	(1) 1	1	(5) 1

注) 表中の( )内の数値は、汚泥、木くず、廃プラ等の焼却灰を燃え殻に含めて集計している。

(単位：%)

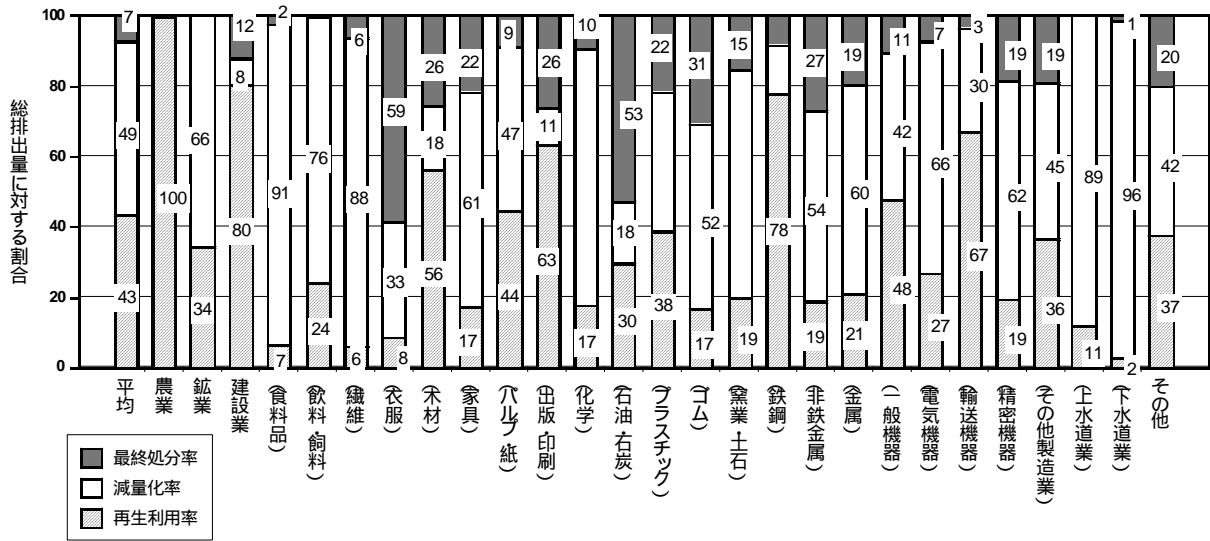


図 4-2-3 産業廃棄物の業種別の処理率

表 4-2-3 産業廃棄物の業種別の処理量

(単位：千t/年)

	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,844	1,664	1,895	286
農業	327	326	1	0
鉱業	346	118	228	0
建設業	1,084	871	82	130
製造業	1,322	315	868	140
食料品	107	7	97	3
飲料・飼料	110	26	84	0
繊維	123	7	108	8
衣服	2	0	1	1
木材	5	3	1	1
家具	6	1	3	1
パルプ・紙	32	14	15	3
出版・印刷	8	5	1	2
化学	74	13	54	7
石油・石炭	6	2	1	3
プラスチック	50	19	20	11
ゴム	2	0	1	1
皮革	0	0	0	0
窯業・土石	397	77	258	61
鉄鋼	24	19	3	2
非鉄金属	7	1	4	2
金属	52	11	31	10
一般機器	41	19	17	4
電気機器	231	61	153	17
輸送機器	41	27	12	1
精密機器	3	1	2	1
その他	2	1	1	0
水道業	736	23	704	10
上水道業	59	7	52	0
下水道業	678	17	652	10
その他	29	11	12	6

### 第3節 産業廃棄物の中間処理状況

#### 1) 中間処理量

中間処理量 3,676 千トンのうち、約 6 割が排出事業者における中間処理、約 4 割が中間処理業者における中間処理となっている。

排出事業者における中間処理の内訳は、汚泥の脱水、乾燥、汚泥の脱水及び焼却が主な処理となっている。

産業廃棄物処理業者における中間処理の内訳は、がれき類の破碎、汚泥の脱水、乾燥が主な処理となっている。

中間処理には、脱水や焼却処理のように減量化を伴うものと、破碎や選別・分別のようにリサイクルを目的とした中間処理がある。また、焼却処理にもリサイクルを目的とした焼却処理があり、代表的なものとして、可燃物を燃料として用いる場合や動植物性残渣や木くずを焼却して肥料等にリサイクルする処理がある。また、セメント製造工程で焼成される減量化とリサイクルが一体化した処理もある。

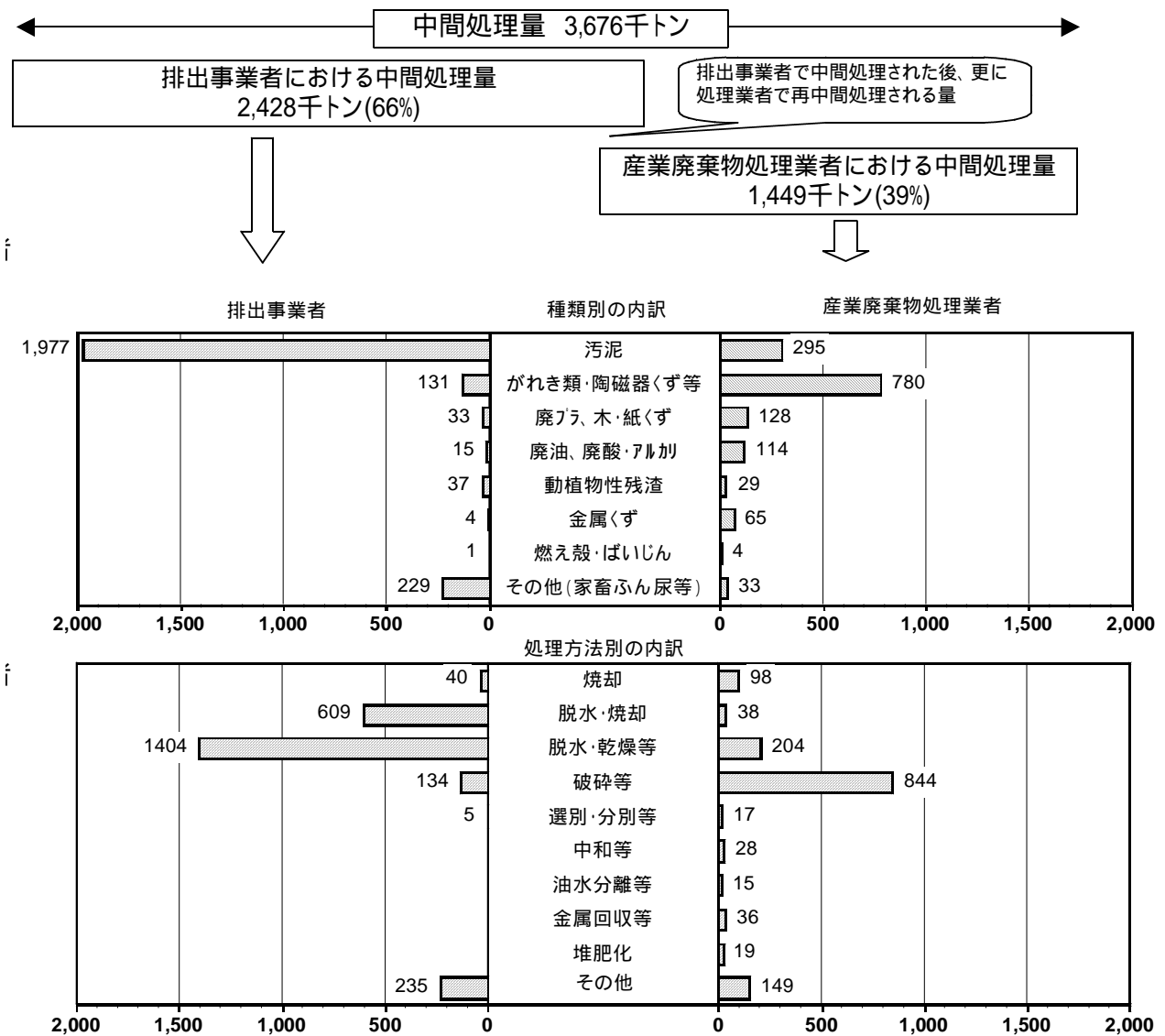


図 4-3-1 産業廃棄物の中間処理の内訳

## 2) 焼却施設の設置状況等

県調べによると、平成 13 年 3 月末現在で運営している産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法の許可対象施設）は、全体で 98 施設となっており、このうち自社施設が 66 施設、処理業施設が 32 施設となっている。（表 4-3-1）

アンケート調査で得られた中間処理方法に関する情報から、焼却処理量の推定を行った結果は表 4-3-2 のとおりである。

県内で排出した産業廃棄物の 223 千トンが焼却されており、このうち排出事業者が 99 千トン、産業廃棄物処理業者等が 124 千トンとなっている。

表 4-3-1 産業廃棄物の焼却施設の整備状況

	施設許可数			合計能力（t / 日）		
	自社	処理業	計	自社	処理業	計
汚泥焼却施設	7	6	13	107	3,210	3,316
廃プラスチック類 焼却施設	46	13	59	216	3,382	3,598
廃油焼却施設	5	6	11	88	3,182	3,270
その他の焼却施設	21	31	52	217	3,457	3,674
実施設数	66	32	98	346	3,460	3,806

焼却施設は一つの施設であっても該当する 4 種類ごとに許可されるので、許可の合計数と実施設数とは一致しない。

表 4-3-2 産業廃棄物の焼却量の推定

（単位：千t/年）

平成 12 年度 にお ける 焼却 処理 量の 推定	（単位：千t/年）	排出事業者の焼却量			委託処理量の焼却量						
		計	処分	再生利用	計	小計	県内		県外		
							処分	再生利用	小計	処分	再生利用
		67	25	42	35	14	4	10	20	3	17
		2	2	0	12	7	7	0	5	5	0
		7	7	0	1	0	0	0	1	1	0
		0	0	0	10	9	9	0	1	1	0
		13	13	0	14	10	8	2	4	2	2
		0	0	0	3	3	3	0	0	0	0
		4	4	0	23	23	23	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3	2	1	1	1	1	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2	2	0	25	9	7	2	15	0	15
	合計	99	56	43	124	77	63	14	47	13	34

注) 汚泥を脱水・焼却した場合においては、脱水後量に換算して焼却量を算出した。

#### 第4節 産業廃棄物の再生利用の状況

再生利用量を産業廃棄物の種類別にみると、がれき類が全体の45.6%を占め最も多く、以下、汚泥が19.9%、家畜ふん尿が19.6%等となっている。

産業廃棄物の種類ごとの再生利用の用途をみると表4-4-1のとおりであり、建設材料、肥料、土壌改良材に多く利用されている。

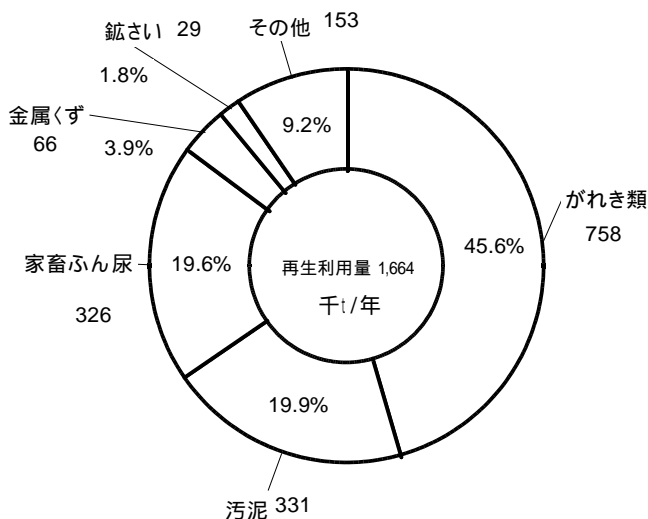


図 4-4-1 産業廃棄物の再生利用量の種類別構成比

表 4-4-1 産業廃棄物の種類別・利用用途別の再生利用量

(単位:千t)

	鉄鋼原料、金属回収等	燃料	土壌改良	肥料	飼料	再生油	建設材料	プラスチック原材料	パルプ・紙原材料	ガラス原材料	セメント原材料	中和剤	その他	計
燃え殻	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	2	0	1	25
汚泥	5	3	119	15	0	0	112	0	0	0	34	0	43	331
廃油	0	14	0	0	0	5	0	0	0	0	1	0	0	20
廃酸	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
廃アルカリ	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	10
廃プラスチック類	0	8	0	0	0	0	1	7	1	0	0	0	6	23
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	1	16
木くず	0	2	0	5	0	0	1	0	2	0	0	0	2	11
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残渣	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	4
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	64	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	66
ガラス陶磁器くず	0	0	0	0	0	0	11	0	0	4	0	0	2	17
鉱さい	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	10	0	13	29
がれき類	0	0	0	0	0	0	746	0	0	0	0	0	12	758
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
家畜ふん尿	0	0	0	326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326
その他の産業廃棄物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	92	30	121	348	22	5	874	7	18	5	50	6	85	1,664

第5節 産業廃棄物の最終処分状況

最終処分量 286 千トンについて、廃棄物の種類別にみると、汚泥が 75 千トン（26%）で最も多く、次いで、がれき類が 71 千トン（25%）、廃プラスチック類が 49 千トン（17%）となっている。

最終処分量を業種別にみると、製造業が 137 千トン（49%）で最も多く、次いで、建設業が 132 千トン（46%）となっており、この2業種で全体の95%を占めている。

最終処分量を処分主体別にみると、表 4-5-1 のとおりである。

なお、平成 13 年 3 月末現在で運営している産業廃棄物の最終処分場は、全体で 25 施設となっており、このうち安定型処分場が 22 施設、管理型処分場が 3 施設となっている。残余容量は、これらの施設の残余容量は全体で 89 万 m<sup>3</sup> となっており、このうち安定型処分場が 74 万 m<sup>3</sup>、管理型処分場が 15 万 m<sup>3</sup> となっている。

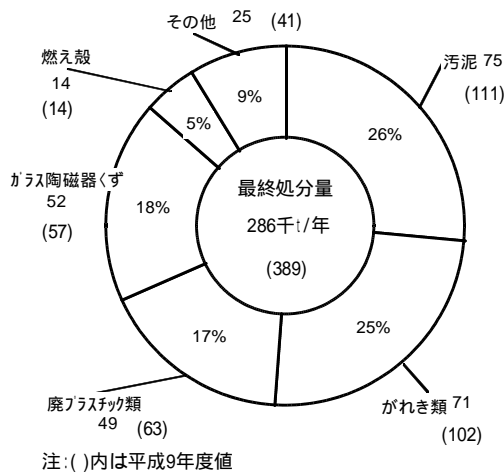


図 4-5-1 最終処分量の種類別構成比

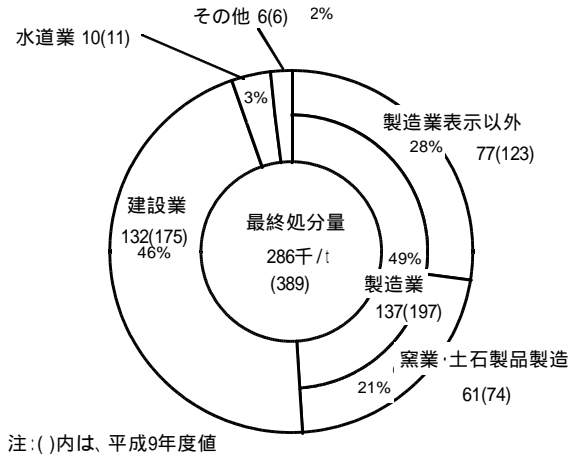


図 4-5-2 最終処分量の業種別構成比

表 4-5-1 最終処分量の処分主体別・種類別量

(単位: 千t/年)	合計	燃え殻	有機性汚泥	無機性汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉾さく	がれき類	ばいじん	その他
自社処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託最終処分量	143	5	15	44	23	0	3	0	1	0	1	27	2	16	3	1
県内	102	3	12	27	15	0	3	0	0	0	1	22	0	16	0	1
県外	41	3	2	17	8	0	0	0	1	0	0	5	2	0	3	0
委託中間処理量後の最終処分量 (県内外)	142	9	2	14	26	0	4	0	0	0	3	25	0	55	0	4
計	286	14	17	58	49	0	8	1	1	1	4	52	2	71	3	5

表 4-5-2 産業廃棄物の最終処分場の整備状況 (平成 13 年 3 月末現在運営しているもの)

	管理型		安定型		計
	自社	業	自社	業	
施設数	1	2	4	18	25
残余容量 m <sup>3</sup> (平成 12 年 3 月末現在)	2,100	145,000	11,715	731,574	890,389

第6節 産業廃棄物の広域移動状況

アンケート調査結果に基づく県外搬出の状況及び処理目的は図4-6-1のとおりであり、71%に当たる331千トンは有効利用のために県外で処理されている。また、20%（94千トン）が県外の最終処分を目的とした中間処理施設へ搬入され、9%（41千トン）が県外の最終処分場へ直接搬入されている。

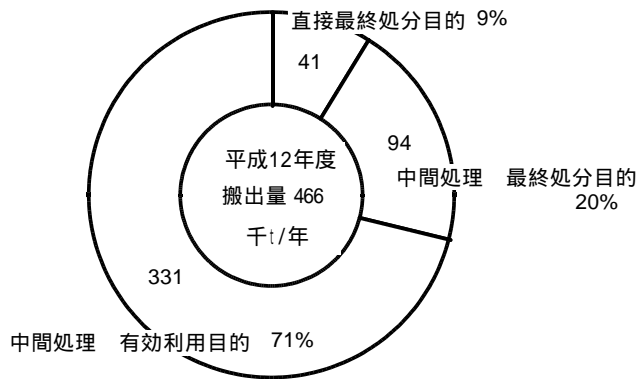


図 4-6-1 県外への搬出目的 (アンケート調査結果)

なお、県内の産業廃棄物処理業者の平成11年度処理実績報告データより、県域を越えて処理される産業廃棄物の状況をみると、県外への搬出量が436千トン、県外からの搬入量が378千トンとなっている。

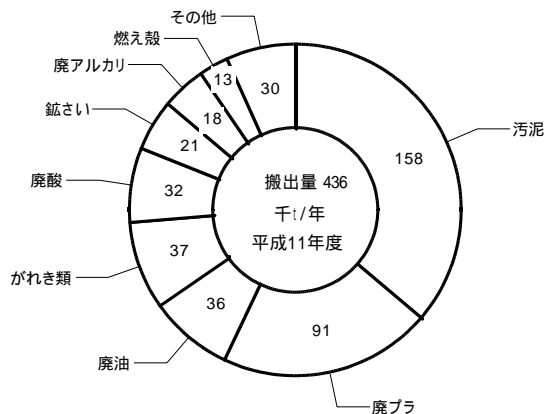


図 4-6-2 県外への搬出量 (平成11年度) (処理実績報告データより)

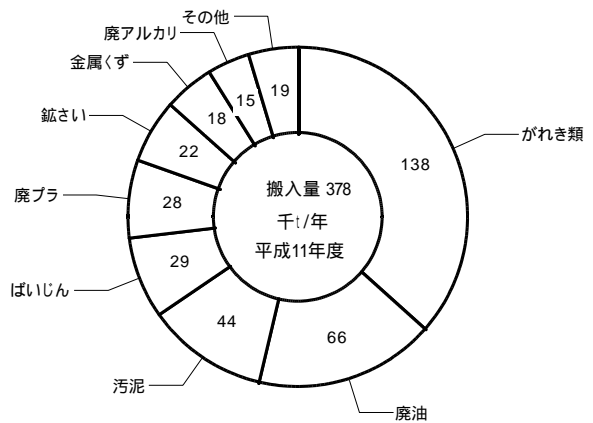


図 4-6-3 県外からの搬入量 (平成11年度) (処理実績報告データより)



## 第7節 産業廃棄物の将来予測

### 1) 産業廃棄物の総排出量の将来予測

本県の過去からの各業種別の活動量指標のトレンドに基づく将来の活動量指標を予測し、平成12年度実績を基準に今後、この活動量指標の動向と産業廃棄物の総排出量が同様に推移すると仮定し予測を行った。その結果、産業廃棄物総排出量は、平成17年度で平成12年度の7%増の413万トン、平成22年度で同14%増の439万トンに達するものと推定されます。

業種別及び種類別の将来予測結果は、表4-7-1、表4-7-2のとおりである。

なお、活動量指標とは、建設業：元請完成工事高、製造業：製造品出荷額、上水道業：給水量、下水道業：処理水量、農業：飼養頭羽数、その他：従業者数等である。

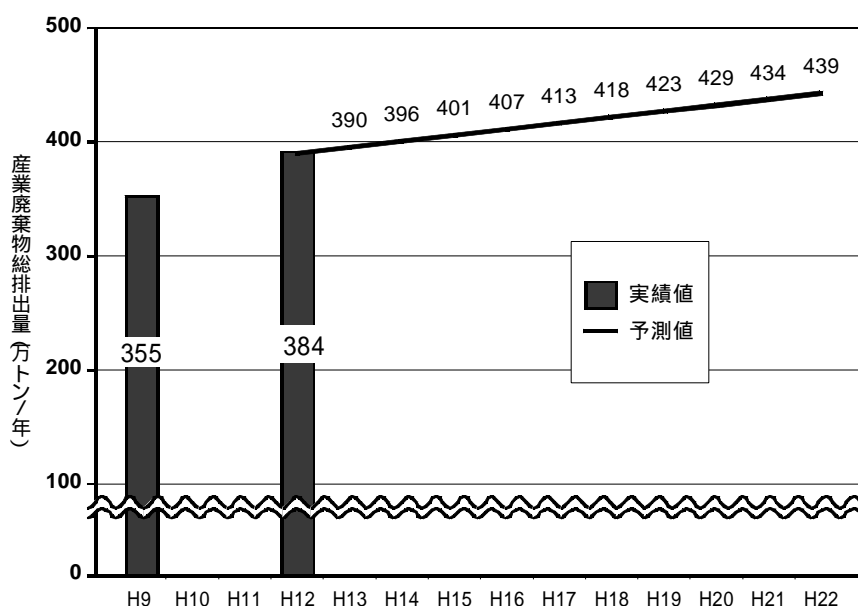


図 4-7-1 産業廃棄物総排出量の将来予測

表 4-7-1 産業廃棄物の業種別の総排出量の将来予測

(単位：千t/年)

	平成12年度	平成15年度		平成17年度		平成22年度	
	総排出量	総排出量	12年度比	総排出量	12年度比	総排出量	12年度比
農業	327	327	1.00	327	1.00	327	1.00
鉱業	346	346	1.00	346	1.00	346	1.00
建設業	1,084	1,116	1.03	1,138	1.05	1,149	1.06
製造業	1,322	1,320	1.00	1,318	1.00	1,370	1.04
水道業	736	876	1.19	969	1.32	1,172	1.59
その他	29	29	1.00	29	1.00	29	1.00
計	3,844	4,014	1.04	4,127	1.07	4,393	1.14

表 4-7-2 産業廃棄物の種類別の総排出量の将来予測

(単位: 千t/年)

	平成12年度	平成15年度		平成17年度		平成22年度	
	総排出量	総排出量	12年度比	総排出量	12年度比	総排出量	12年度比
燃え殻	3	3	1.02	3	1.04	3	1.08
汚泥	2,151	2,289	1.06	2,381	1.11	2,623	1.22
廃油	46	48	1.04	49	1.06	52	1.12
廃酸	47	49	1.05	51	1.08	54	1.13
廃アルカリ	35	36	1.03	36	1.04	38	1.08
廃プラスチック類	108	106	0.98	104	0.97	106	0.99
紙くず	20	20	1.03	21	1.06	22	1.10
木くず	52	52	1.01	53	1.02	53	1.02
繊維くず	2	1	0.74	1	0.57	1	0.57
動植物性残渣	44	47	1.08	50	1.13	54	1.22
ゴムくず	1	1	1.02	1	1.04	1	1.06
金属くず	70	70	1.01	71	1.01	72	1.04
ガラス陶磁器くず	64	64	1.00	64	1.01	64	1.01
鋳さい	32	31	0.97	30	0.95	31	0.98
がれき類	835	860	1.03	876	1.05	885	1.06
ばいじん	7	6	0.96	6	0.93	7	0.96
家畜ふん尿	326	326	1.00	326	1.00	326	1.00
家畜の死体	0	0	1.00	0	1.00	0	1.00
その他の産業廃棄物	3	3	1.02	3	1.04	3	1.07
計	3,844	4,014	1.04	4,127	1.07	4,393	1.14

2) 産業廃棄物の処理量の将来予測

1)の将来予測した産業廃棄物の総排出量を基に、各業種別・種類別に現状の処理率が将来を一定であると仮定し、処理量の将来予測を行った。

その結果、最終処分量は横ばいで推移、再生利用量はやや増加、減量化量は増加となった。なお、減量化量が大幅に増加するのは、下水道汚泥の総排出量が増加するためである。(下水道汚泥は、事業所内の脱水処理等で大幅に減量されるため)

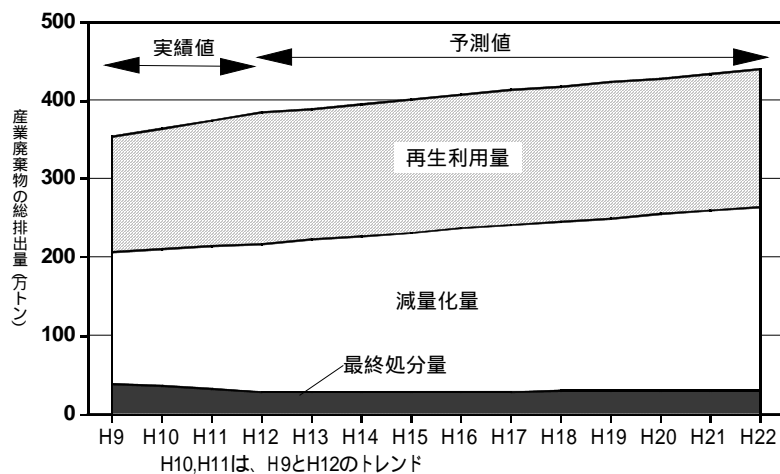


図 4-7-2 産業廃棄物の処理量の将来予測

表 4-7-3 産業廃棄物の処理量の将来予測

(単位: 万t/年)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総排出量	384	390	396	401	407	413	418	423	429	434	439
再生利用量	166	167	168	170	171	172	172	173	173	174	175
減量化量	189	194	198	203	208	212	217	221	226	230	235
最終処分量	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	30

## 第 8 節 産業廃棄物に関する排出事業者への意識調査結果

本結果は、排出事業者に対して「廃棄物処理の関する取り組み状況及び今度の計画・目標内容」について、アンケート調査した結果をとりまとめたものである。

アンケート調査数は、産業廃棄物実態調査の平成 12 年度実績調査と同様、866 件、回答数は 524 件であった。

### 1) 産業廃棄物処理に関する問題等

産業廃棄物の処理・処分上の問題等の有無については、59.2 %の事業者が「何らかの問題で困っている」となっており、23.1 %の事業者が「困っていない」となっている。課題の内容を整理すると図 4-8-2 のとおりであり、最も多かったものは、「リサイクルに関する情報がほしい(不足している)」、以下、「処理コスト(主にリサイクル)がかかる」、「分別・選別の手間がかかる」、「減量化・リサイクル推進の社員の教育」となっている。なお、「社員の教育」については、「社員教育のためのマニュアルがほしい」との回答も少なくなかった。

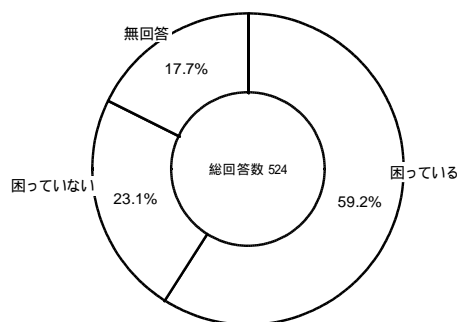
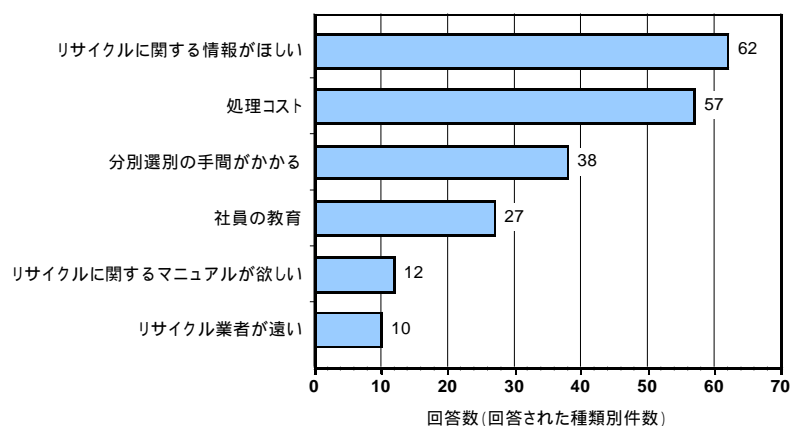


図 4-8-1 産業廃棄物処理に関する問題等の有無



注) 同一事業所であっても、複数種類ごとに回答結果を集計してある。なお、集計に当たっては、回答された内容からキーワードを整理し集計した。

図 4-8-2 産業廃棄物処理に関する問題の内容  
(回答が多かったものを集計したもの)

(2)事業所における取組事項

廃棄物の処理に関する事業所の取組事項の回答結果をキーワードごとに整理すると表 4-8-1 のとおりである。回答された取組事項は、大きく「排出抑制」、「リサイクルの推進」に区分され、更に、「ISO取得」などの総合的な取組の3つに区分した。

また、取組事項を更に具体的な内容に整理すると、表 4-8-2 のとおりである。

排出抑制は、作業（製造）工程及び処理設備の変更等により、産業廃棄物の排出抑制を行う取り組みが多く回答されている。

リサイクルの推移は、分別・選別の徹底、業者委託による拡大により、資源化の拡大への取り組みが多く回答されている。

表 4-8-1 事業所における取組事項の概要

	排出抑制	リサイクルの推進	ISO取得による総合的な取組
燃え殻	2	2	1
汚泥	76	51	1
廃油	42	34	1
廃酸	17	6	
廃アルカリ	22	9	
廃プラスチック類	79	98	3
紙くず	12	23	
木くず	22	39	
繊維くず	4	1	
動植物性残渣	5	4	
金属くず	22	39	1
ガラス陶磁器くず	9	27	
銲さい	3	4	
がれき類	17	44	1
ばいじん	0	4	
計	332	385	8

表 4-8-2 事業所における取組事項の概要と具体的な内容

	排出抑制	リサイクルの推進	ISO取得による総合的な取組
総合対策		2	8
サーマルリサイクル化	3	24	
社員教育による推進拡大	8	4	
業者委託によるリサイクルの拡大	1	97	
作業（製造）工程、処理設備の変更等	306	7	
自社内利用の促進		99	
社内での分別徹底	5	112	
その他	9	40	
計	332	385	8

### (3)事業所における排出抑制、最終処分量の計画値

廃棄物の処理に関する事業所の将来計画量を排出量と最終処分量について、整理すると図 4-8-3、図 4-8-4 のとおりである。

排出量についてみると、「変化ない」と計画する事業所が多いが、排出抑制による減少を計画している事業所も多く、平成 9 年度の排出量に対して平成 22 年度を 50 % 以上に削減すると回答した事業所は 16% ( 122 ÷ 781 ) となっている。

最終処分量についてみると、「変化ない」より「減少する」計画が多く、平成 9 年度の最終処分量に対して平成 22 年度を 50 % 以上に削減すると回答した事業所は 45% ( 201 ÷ 451 ) となっている。

なお、この結果は回答された事業所ごとの種類別に集計したものである。

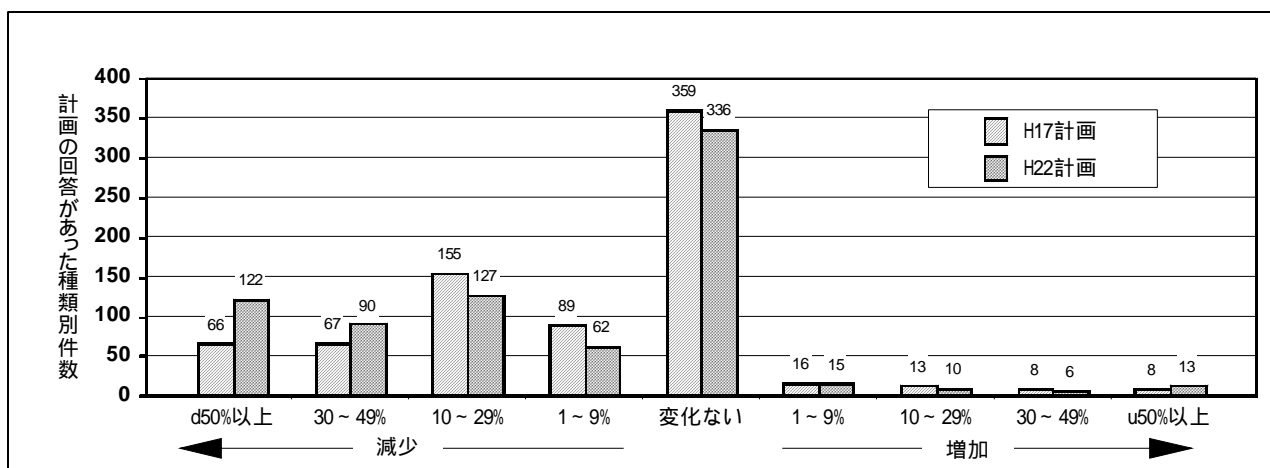


図 4-8-3 事業所における排出量の将来計画 (総回答数:781 件)  
(平成 9 年度に対する H17,H22 の増減率)

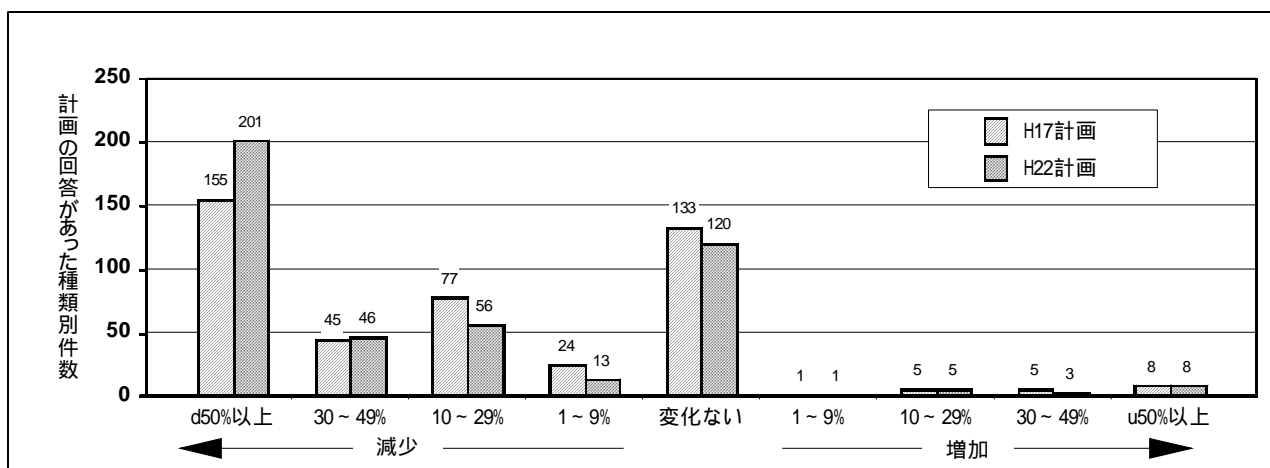


図 4-8-4 事業所における最終処分の将来計画 (総回答数:451 件)  
(平成 9 年度に対する H17,H22 の増減率)

#### (4) 事業所が望ましいと考える処理・処分について

将来望ましいと考える産業廃棄物の処理・処分形態に関するアンケート結果を整理すると、図 4-8-5 のとおりである。最も多い回答は、「処理業者等などでの再生利用」で 46%となっている。次いで、「処理業者による中間処理や最終処分」で 40%、以下、「公共団体による処理」が 32%となっている。

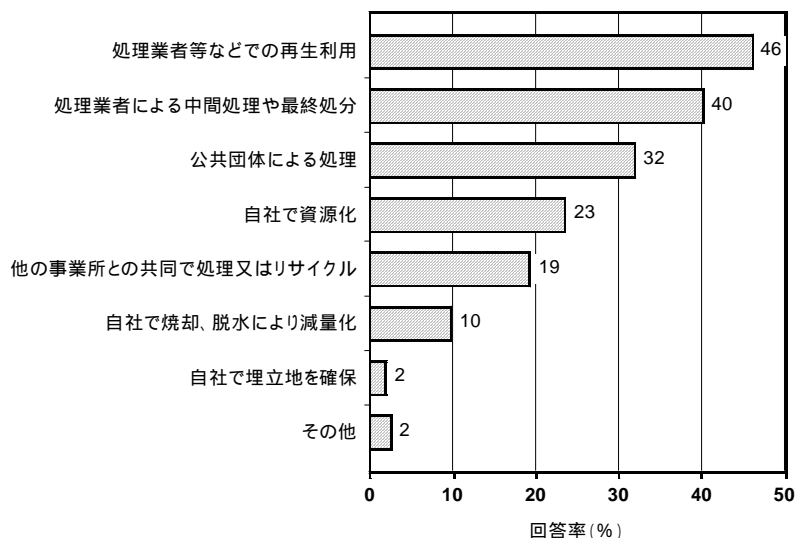


図 4-8-5 事業所が望ましいと考える処理・処分（複数回答、総回答数 524）

#### (5) 焼却施設の今後の動向について

現在（平成 13 年 9 月現在）、焼却施設があると回答された 111 事業所に対して、今後の動向をアンケート結果を整理すると、図 4-8-6 のとおりである。

最も多い回答は、「廃止する予定」36 件、次いで、「すでに基準を達成しているので特に考えていない」が 34 件、「既存施設の改造により処理を続ける」が 23 件となっている。

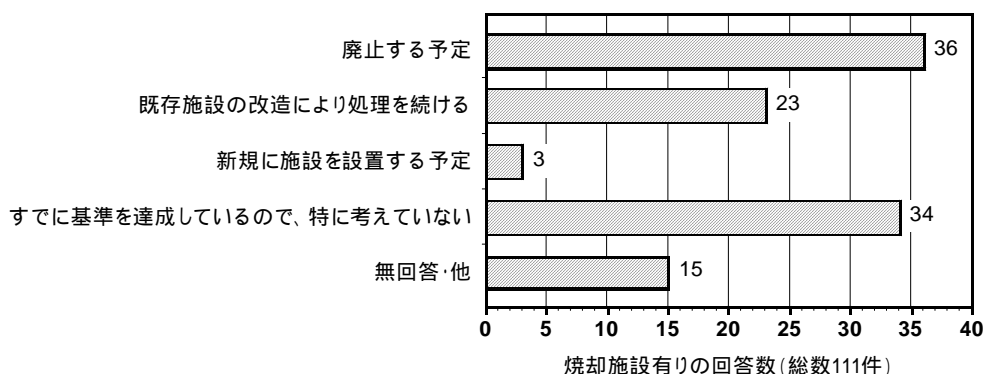


図 4-8-6 焼却施設の今後の動向について

## 第5章 滋賀県環境総合計画で定めた目標値の達成状況

### 第1節 一般廃棄物の目標値の達成状況

平成9年度に策定した県環境総合計画において、「資源化されないごみの排出量」を平成9年度実績を基準として、平成22年度には1/2とする目標値を定めてある。また、廃棄物処理法第5条の2に基づき策定された国の基本方針では、最終処分量について平成9年度実績を基準として、平成22年度には1/2とする目標値を定めてある。

平成12年度値を基に、これらの定義に当てはめると図5-1-1のとおりである。この目標値に対する実績値の達成状況をみると表5-1-1のとおりである。

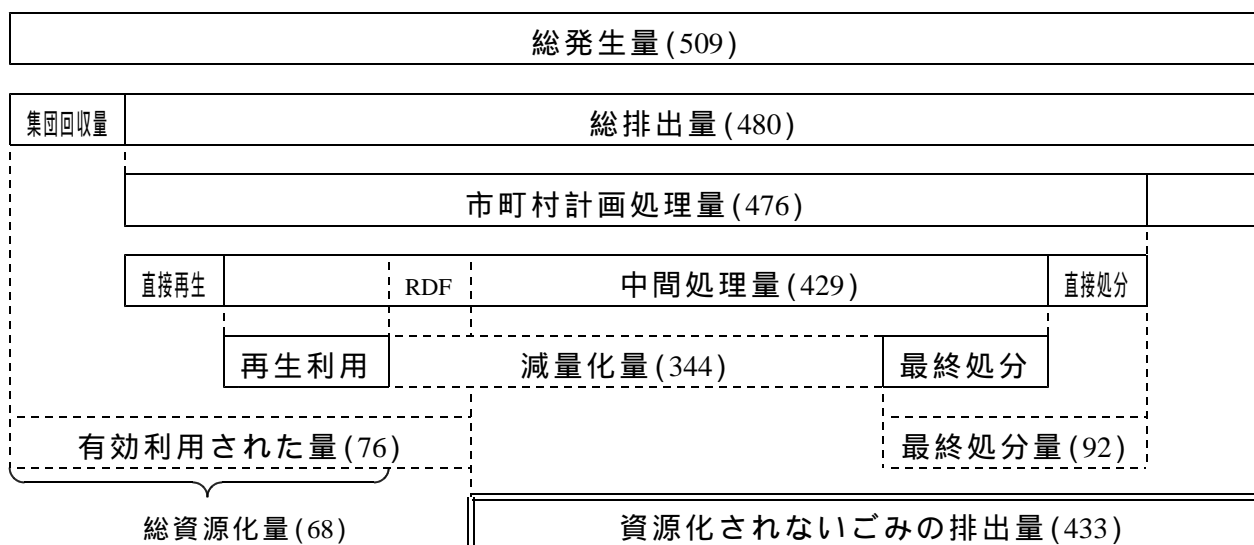


図 5-1-1 一般廃棄物の処理目標値の概念図

表 5-1-1 一般廃棄物の県環境総合計画及び国の基本方針に基づく目標値の達成状況

		平成9年	平成12	平成15	平成17 目標値	平成22 長期目標値
排出量 <sup>1</sup> (総排出量 <sup>2</sup> )	目標値 (目標値)	41 (45)	37 (45)	32 (47)	29 (47)	21 (48)
	実績値 (実績値)	41 (45)	43 (48)	- (-)	- (-)	- (-)
排出原単位 <sup>3</sup>	目標値(g/人・日)	944	934	924	917	900
	実績値(g/人・日)	944	988	-	-	-
リサイクル率 <sup>4</sup>	目標値(%)	13%	16%	19%	21%	26%
	実績値(%)	13%	14%	-	-	-
最終処分量 <sup>5</sup>	目標値	10	9	8	7	5
	実績値	10	9	-	-	-

1：排出量は、「総発生量 - 有効利用された量」(資源化されないごみの排出量)

2：総排出量は、実際の全排出量

3：排出原単位は、「総排出量 ÷ 人口 ÷ 365日」

4：リサイクル率は、「総資源化量 ÷ (計画処理量 + 集団回収量) × 100%」

5：最終処分量 = 実際に最終処分される量

本県の環境総合計画及び国の基本方針に基づく目標値に対して、現在の目標達成度を見ると、資源化されないごみ排出量は、平成 12 年度実績と目標値を比較すると達成率は 19 ポイントマイナスとなっており、最終処分量は、目標値の達成に向け推移している。

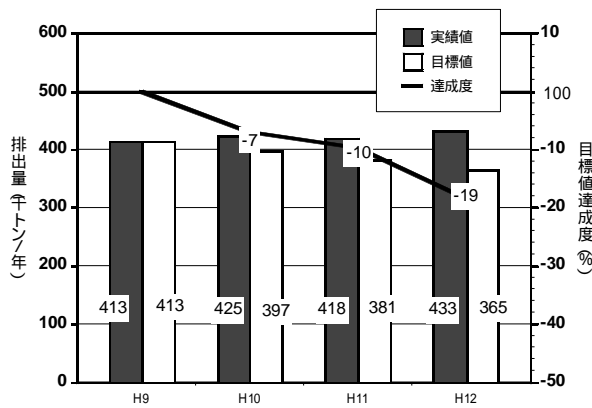


図 5-1-2 一般廃棄物排出量の目標達成度

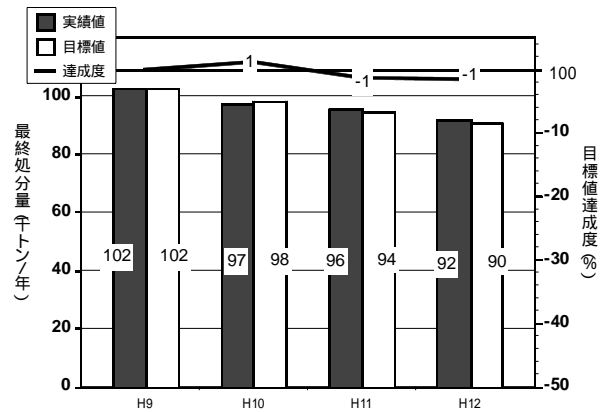


図 5-1-3 一般廃棄物最終処分量の目標達成度

本県の環境総合計画及び国の基本方針に基づく目標値に対して、第 3 章第 7 節で将来予測した将来の処理量（現状推移）との関係を整理すると図 5-1-4 ~ 図 5-1-6 のとおりである。

排出量は平成 22 年度において、現状推移値が 59 万トン、目標値が 21 万トンとなっており、約半分の削減が必要となっている。（図 5-1-4）

リサイクル率は、現状推移値が 16 %、目標値が 26 %となっており、10 ポイントのリサイクル率増が必要となっている。（図 5-1-5）

最終処分量は平成 22 年度において、現状推移値が 9 万トン、目標値が 5 万トンとなっており、4 万トンの削減が必要となっている。（図 5-1-6）

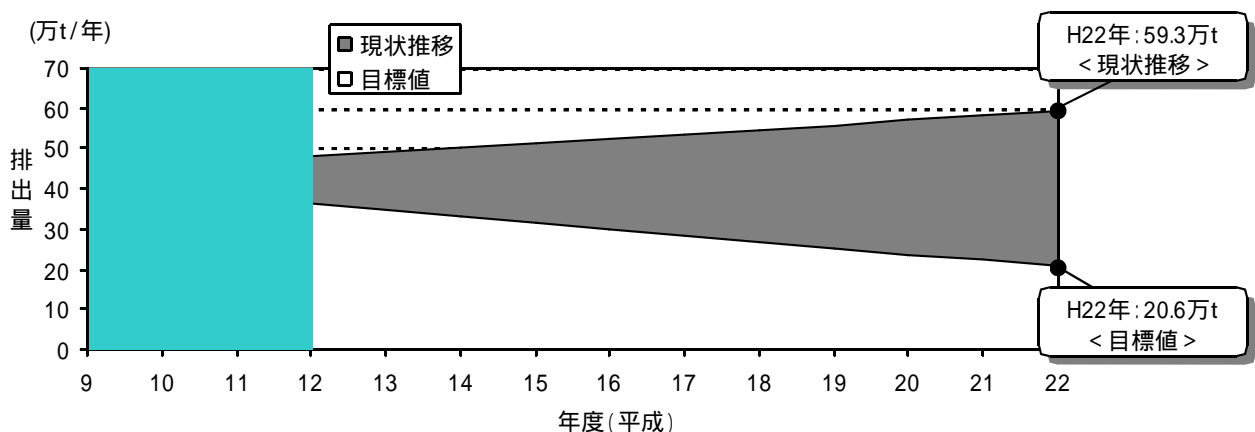


図 5-1-4 一般廃棄物排出量の環境総合計画で定めた目標値と将来予測の関係



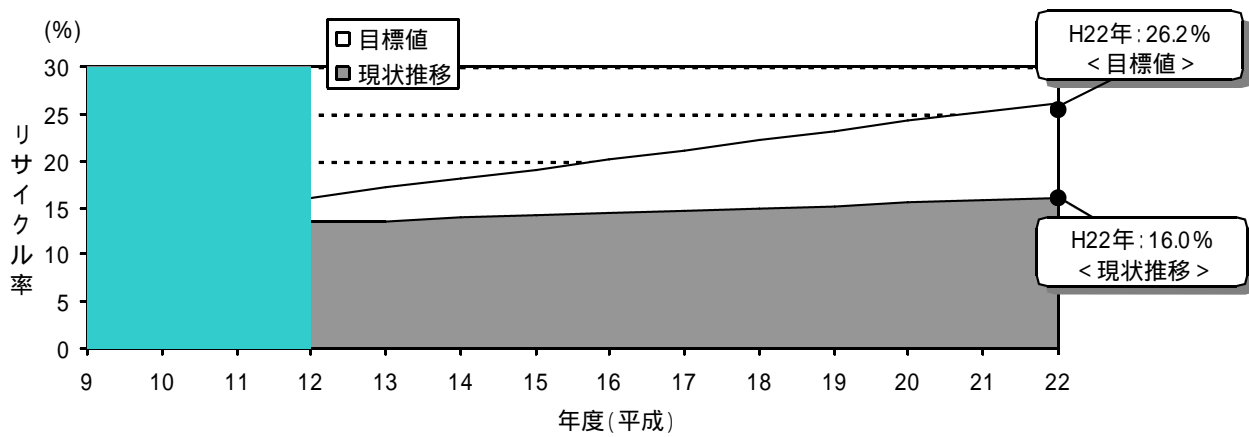


図 5-1-5 一般廃棄物リサイクル率の環境総合計画及び国の基本方針に基づく目標値と将来予測の関係

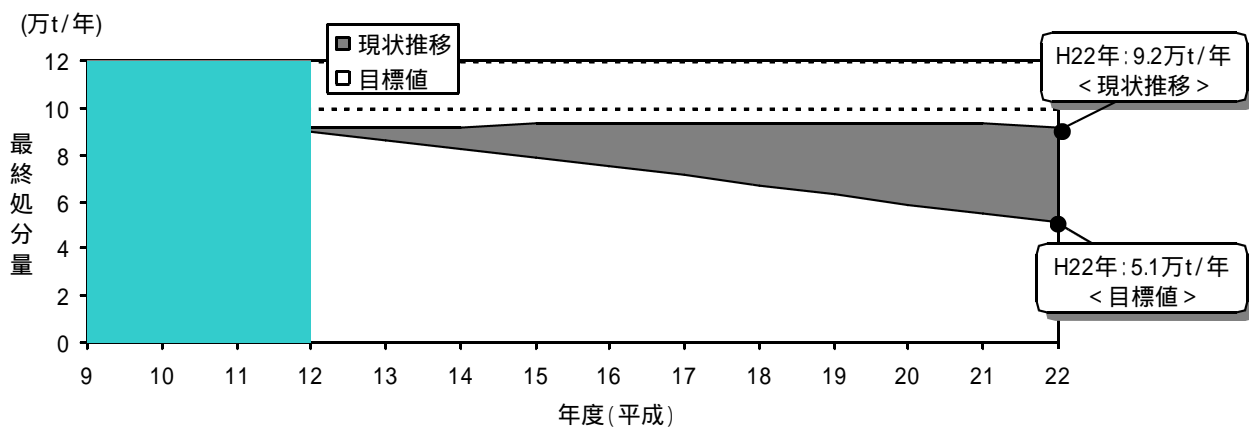


図 5-1-4 一般廃棄物最終処分量の環境総合計画及び国の基本方針に基づく目標値と将来予測の関係

## 第2節 産業廃棄物の目標値の達成状況

本県の環境総合計画及び第4次県産業廃棄物処理基本計画では、「資源化されない産業廃棄物の排出量」を平成9年度実績を基準として、平成22年度には1/2とする目標値を定めてある。平成12年度値を基に、これらの定義に当てはめると図5-2-1のとおりであり、目標値に対する実績値の達成状況をみると表5-2-1のとおりである。

本県の環境総合計画で定めた目標値に対して、現在の目標達成度をみると、資源化されないごみ排出量、有効利用率、最終処分量とも目標値を達成している。

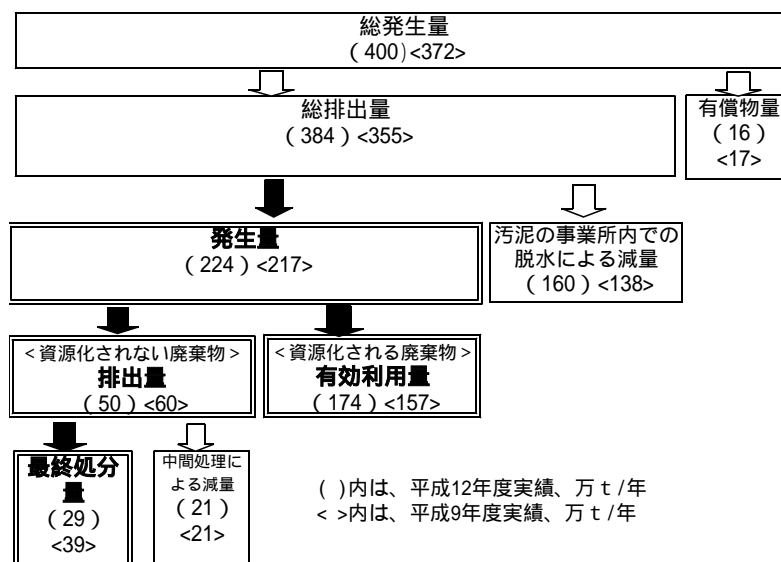


図 5-2-1 産業廃棄物の処理目標値の概念図

表 5-2-1 産業廃棄物の県環境総合計画で定めた目標値の達成状況

		平成9年	平成12年	平成15年	平成17年 目標値	平成22年 長期目標値
総排出量 <sup>1</sup>	目標値	355	357	363	364	365
	実績値	355	384	-	-	-
発生量 <sup>2</sup>	目標値	217	214	210	208	204
	実績値	217	224	-	-	-
排出量 <sup>3</sup>	目標値	60	53	45	41	30
	実績値	60	50	-	-	-
リサイクル率 <sup>4</sup> %	目標値	72%	75 %	79 %	81 %	85 %
	実績値	72%	78 %	-	-	-
最終処分量 <sup>5</sup>	目標値	39	34	29	26	19
	実績値	39	29	-	-	-

- 1 : 総排出量 = 実際の全排出量  
多量排出事業者の該非に関する排出量数値は、この数値となります。
- 2 : 発生量 = 総排出量のうち、汚泥を脱水後量にした量
- 3 : 排出量 = 「発生量 - 資源化された量」(資源化されない産業廃棄物の排出量)
- 4 : リサイクル率 = 「有効利用量 ÷ 発生量 × 100 %」
- 5 : 最終処分量 = 実際に最終処分される量

本県の環境総合計画で定めた目標値に対して、第4章第7節で将来予測した将来の処理量（現状推移）との関係を整理すると図5-1-2～図5-1-4のとおりである。

排出量は平成22年度において、現状推移値が53万トン、目標値が30万トンとなっており、23万トンの削減が必要となっている。（図5-2-2）

有効利用率は、現状推移値が79%、目標値が85%となっており、6ポイントのリサイクル率増が必要となっている。（図5-2-3）

最終処分量は平成22年度において、現状推移値が30万トン、目標値が19万トンとなっており、11万トンの削減が必要となっている。（図5-2-4）

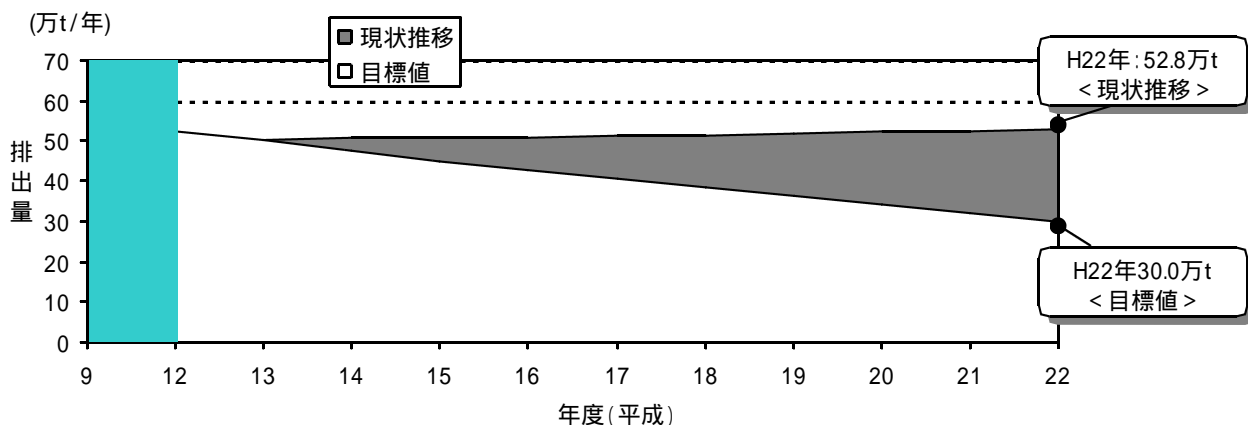


図 5-2-2 産業廃棄物排出量の環境総合計画で定めた目標値と将来予測の関係

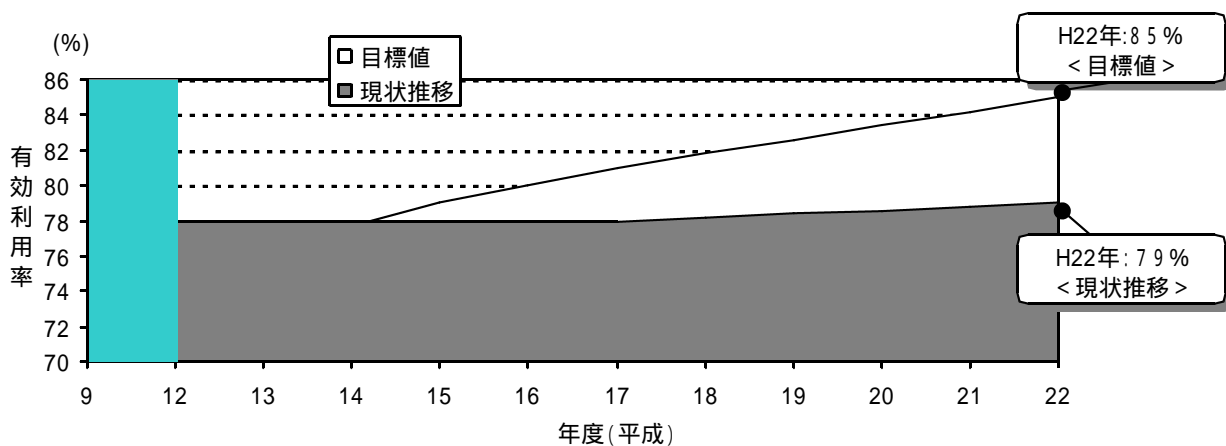


図 5-2-3 産業廃棄物有効利用率の環境総合計画で定めた目標値と将来予測の関係

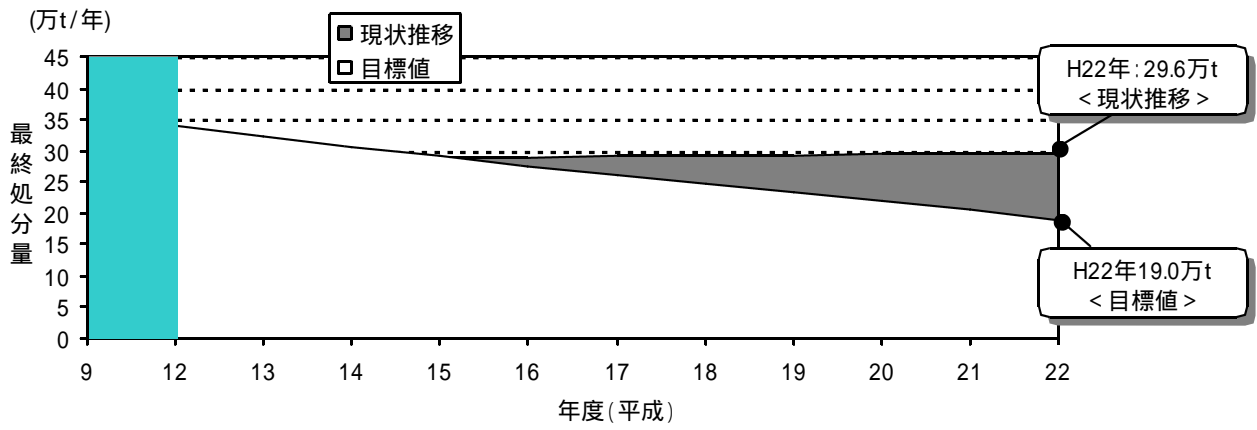


図 5-2-4 産業廃棄物最終処分量の環境総合計画で定めた目標値と将来予測の関係

## 産業廃棄物の処理フロー図



図1-2 産業廃棄物の処理フロー（燃え殻）[平成12年度]

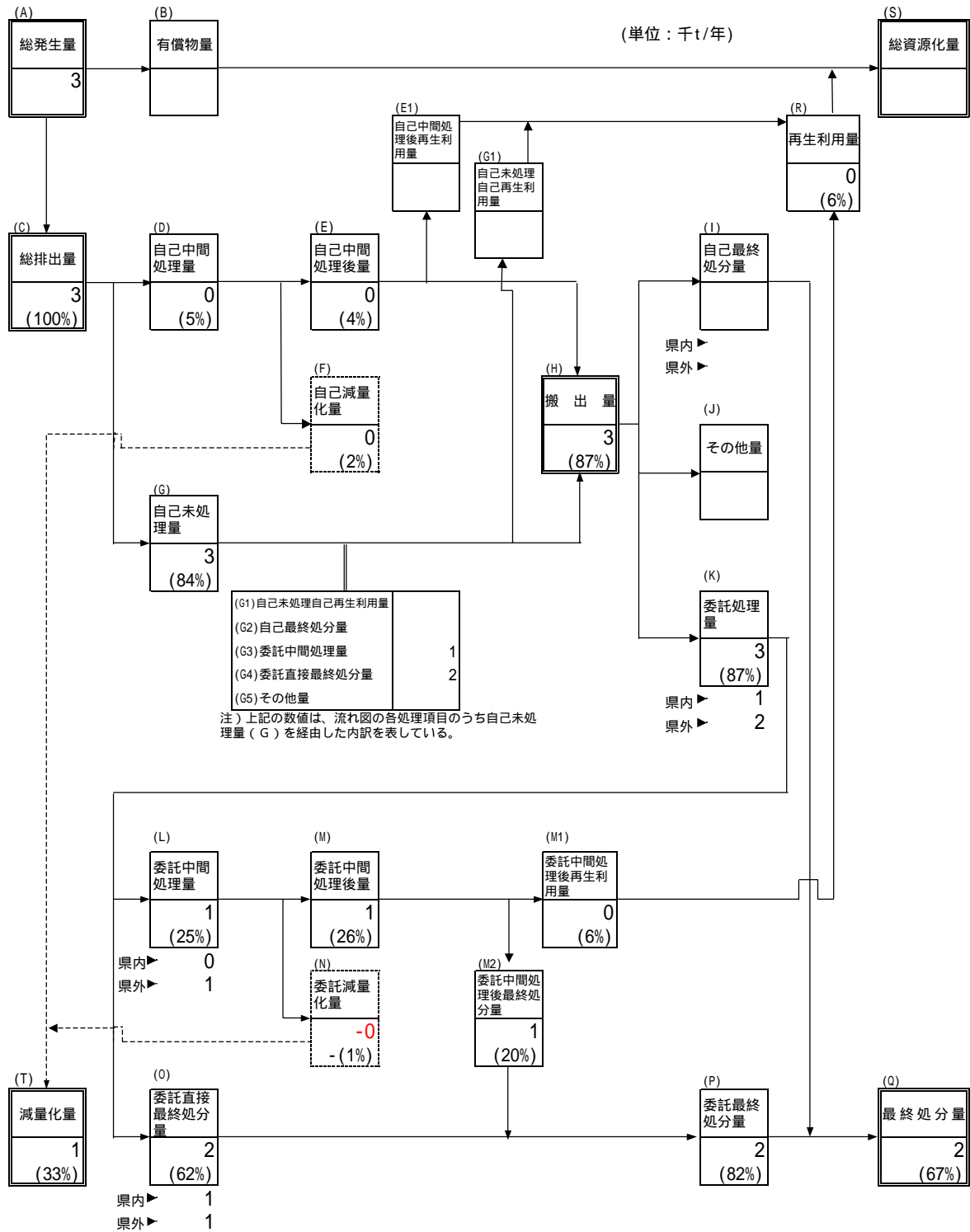


図1-3 産業廃棄物の処理フロー（汚泥）[平成12年度]

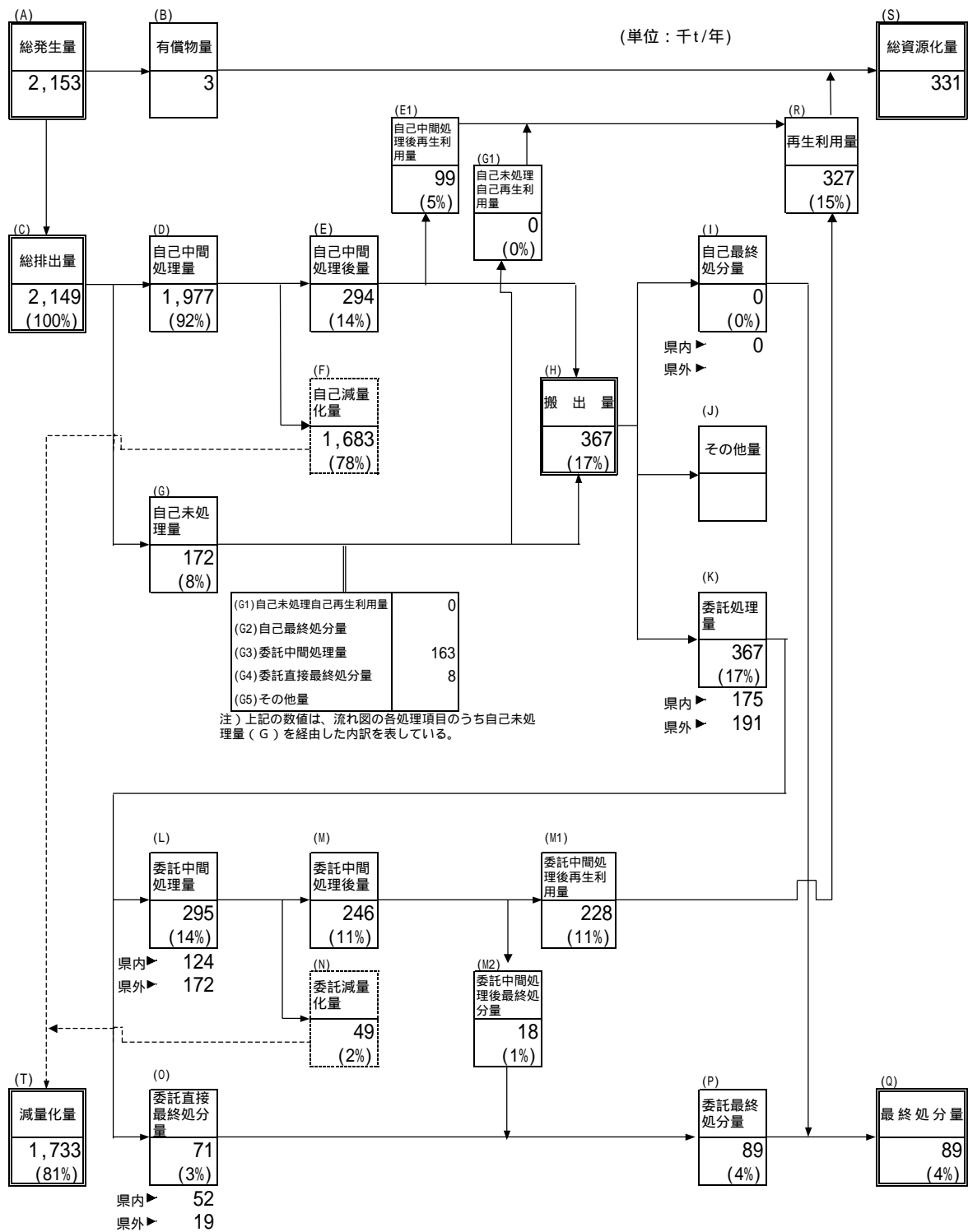




図1-4 産業廃棄物の処理フロー（有機性汚泥）[平成12年度]

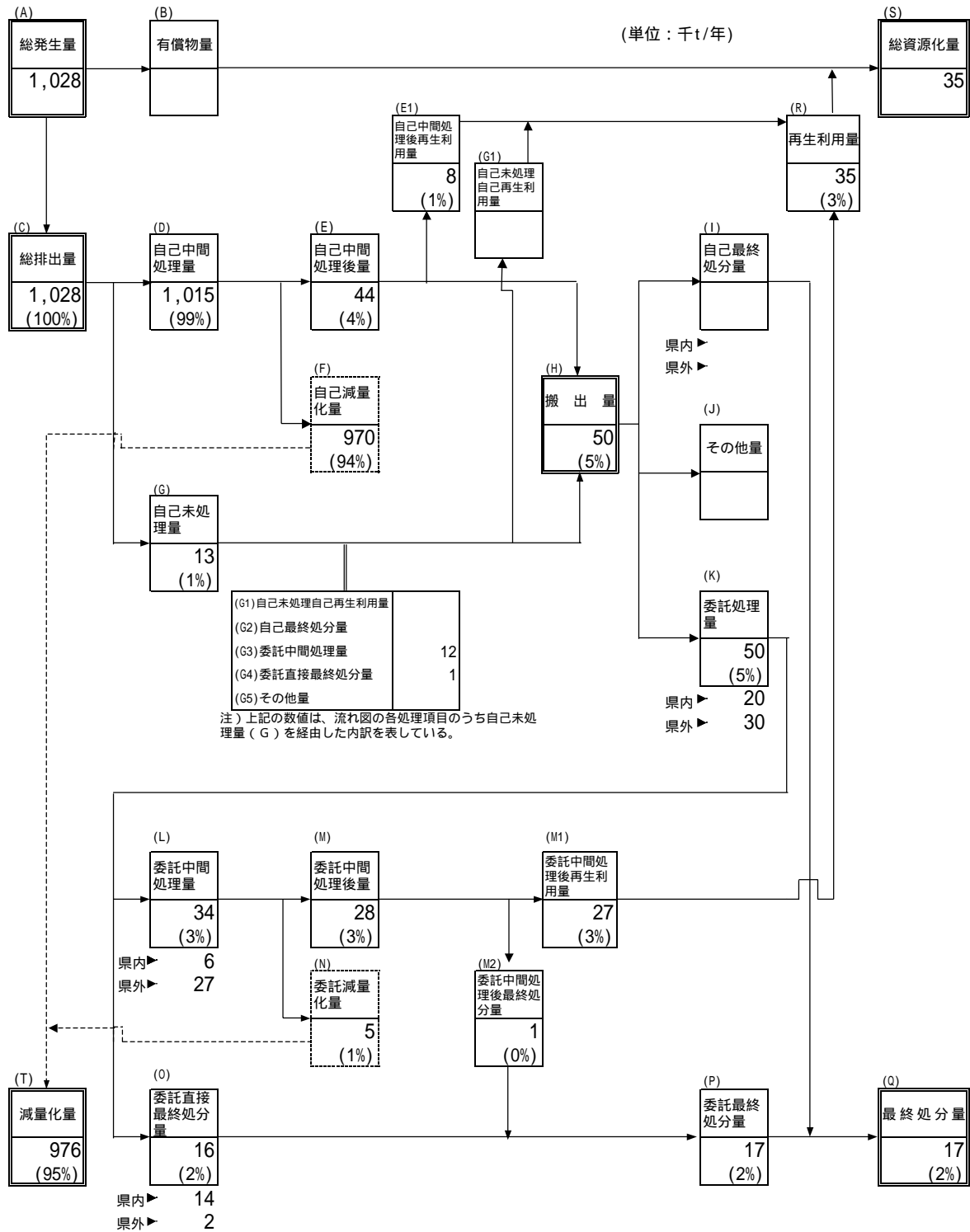


図1-5 産業廃棄物の処理フロー（無機性汚泥）[平成12年度]

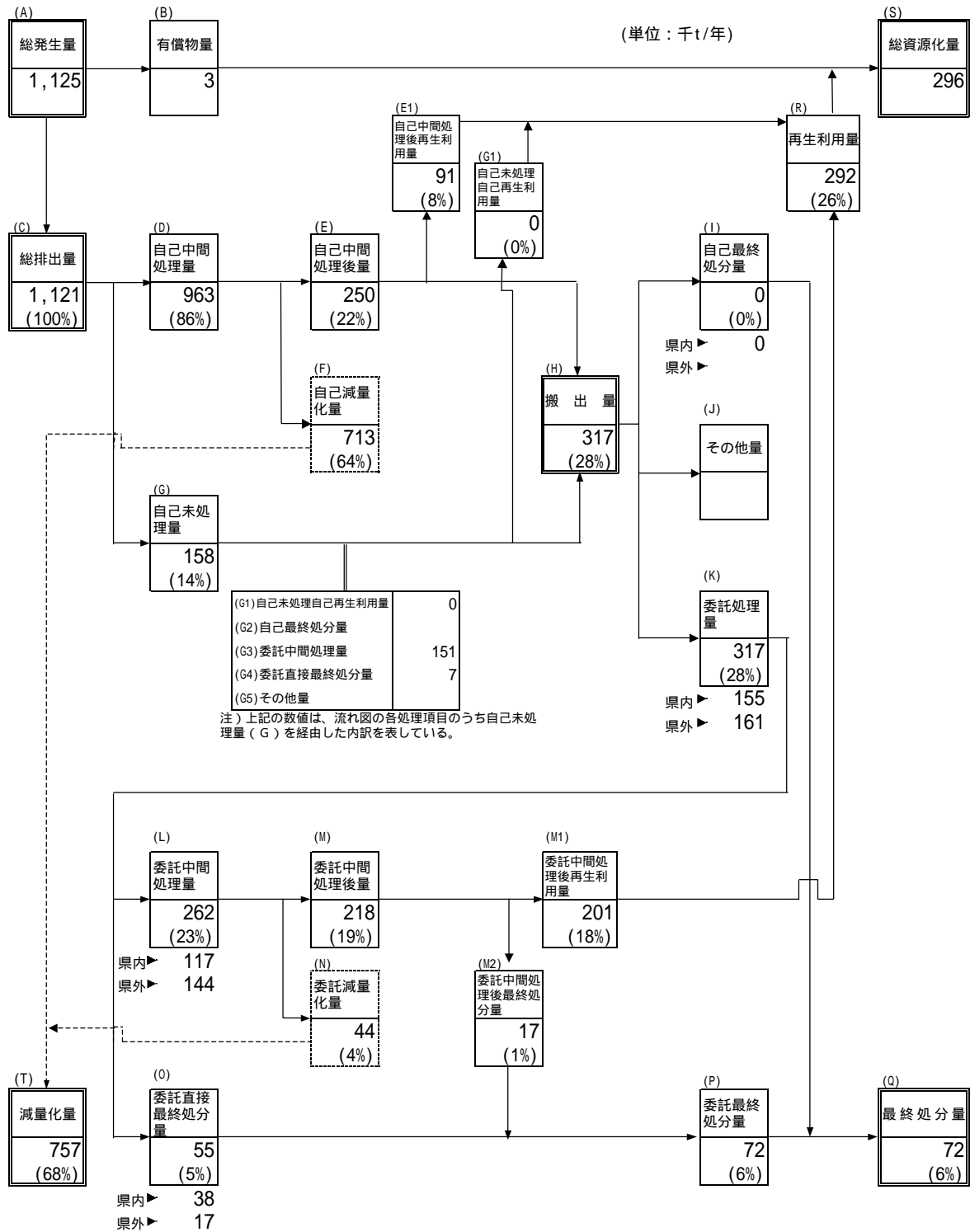


図1-6 産業廃棄物の処理フロー（廃油）[平成12年度]

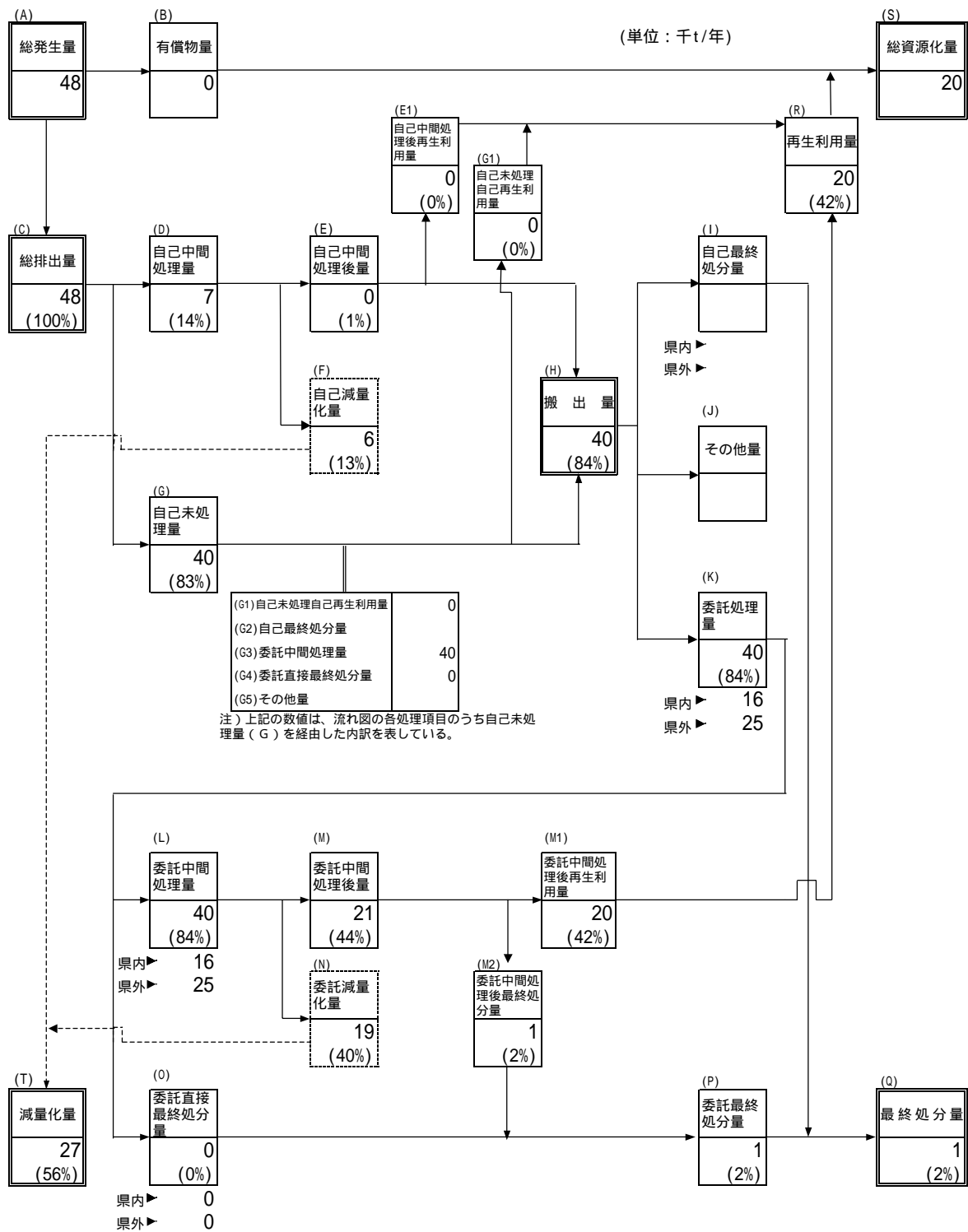




図1-8 産業廃棄物の処理フロー（廃アルカリ）〔平成12年度〕

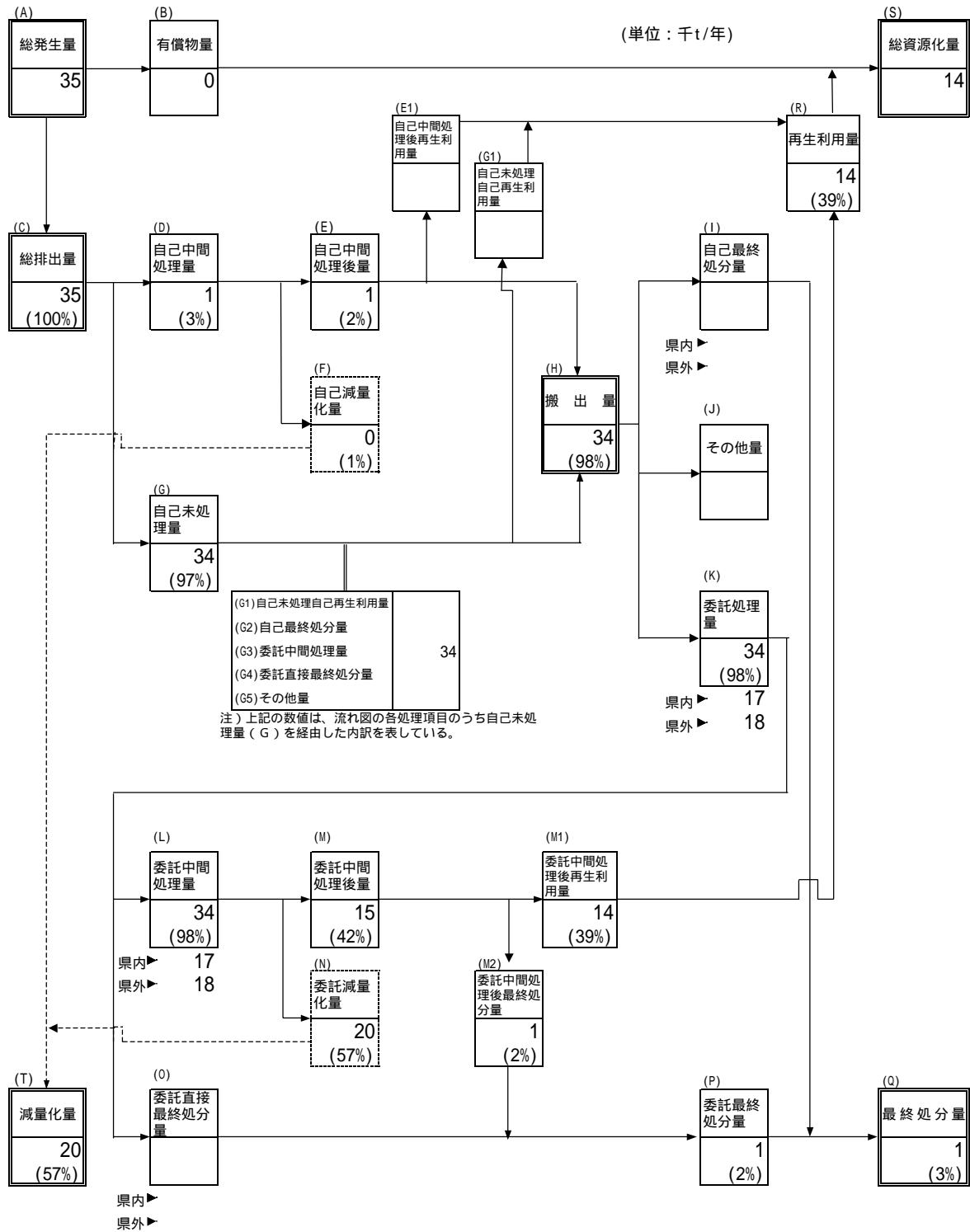


図1-9 産業廃棄物の処理フロー（廃プラスチック類）〔平成12年度〕

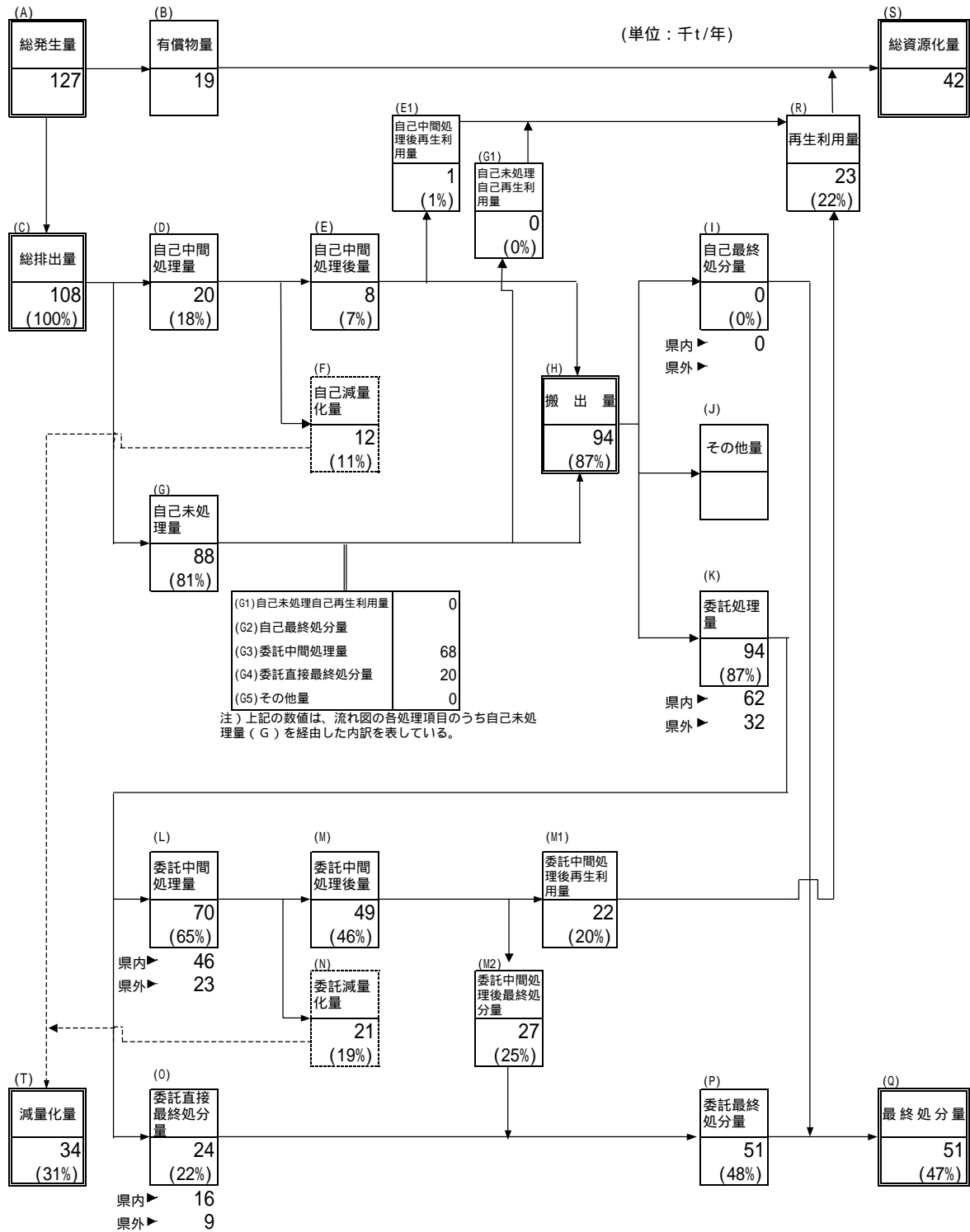


図1-10 産業廃棄物の処理フロー（紙くず）[平成12年度]

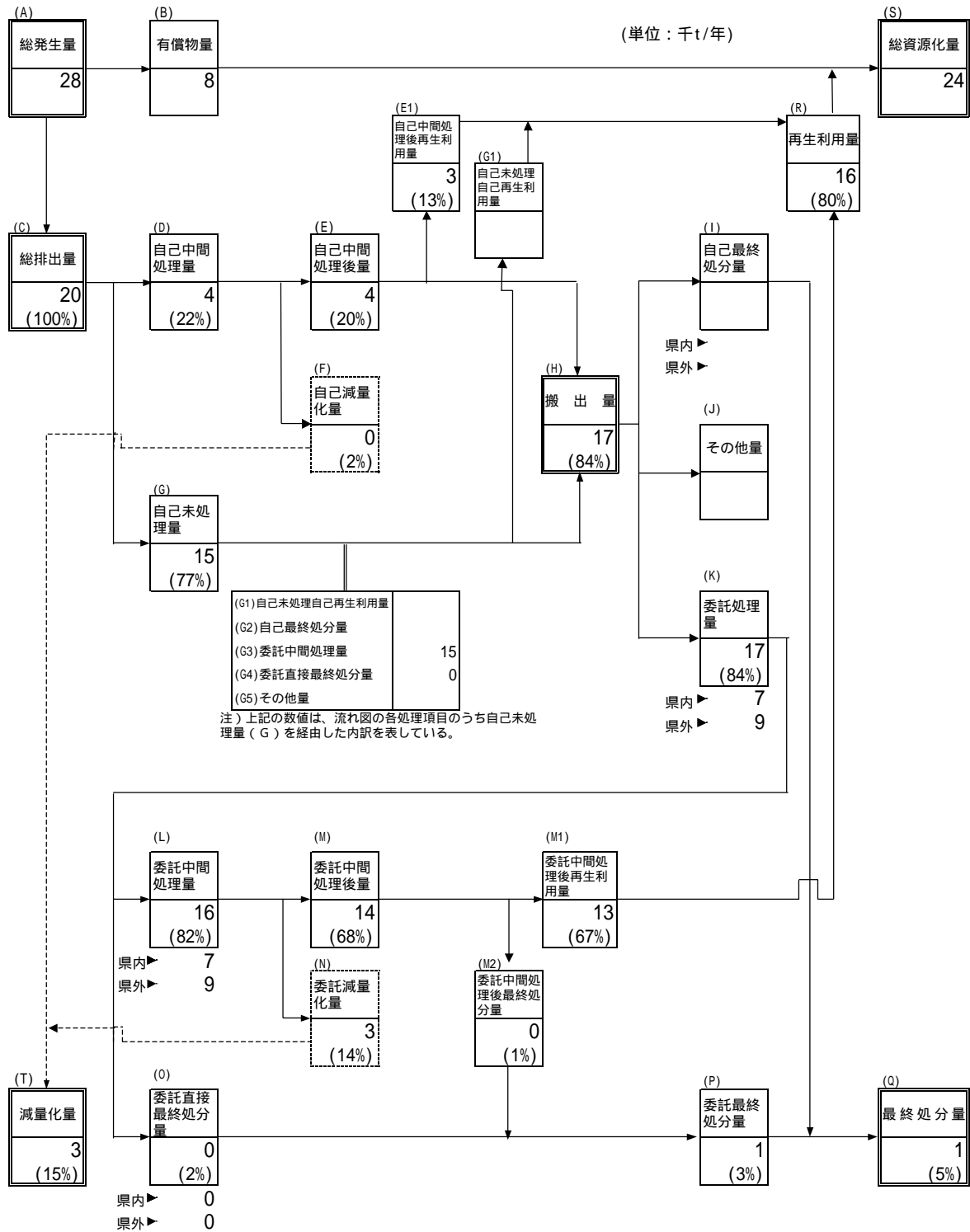






図1-12 産業廃棄物の処理フロー（繊維くず）[平成12年度]

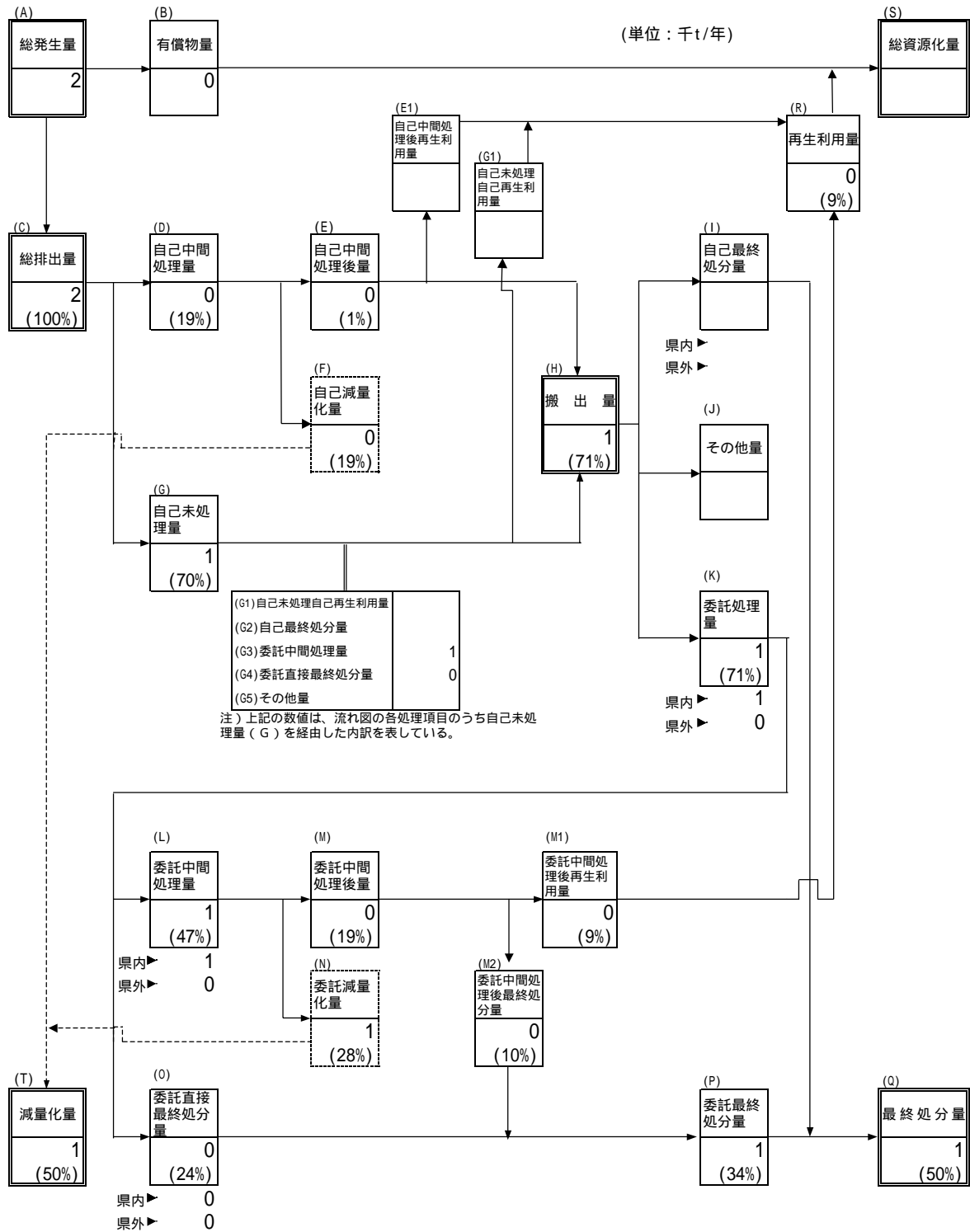


図1-13 産業廃棄物の処理フロー（動植物性残さ）[平成12年度]

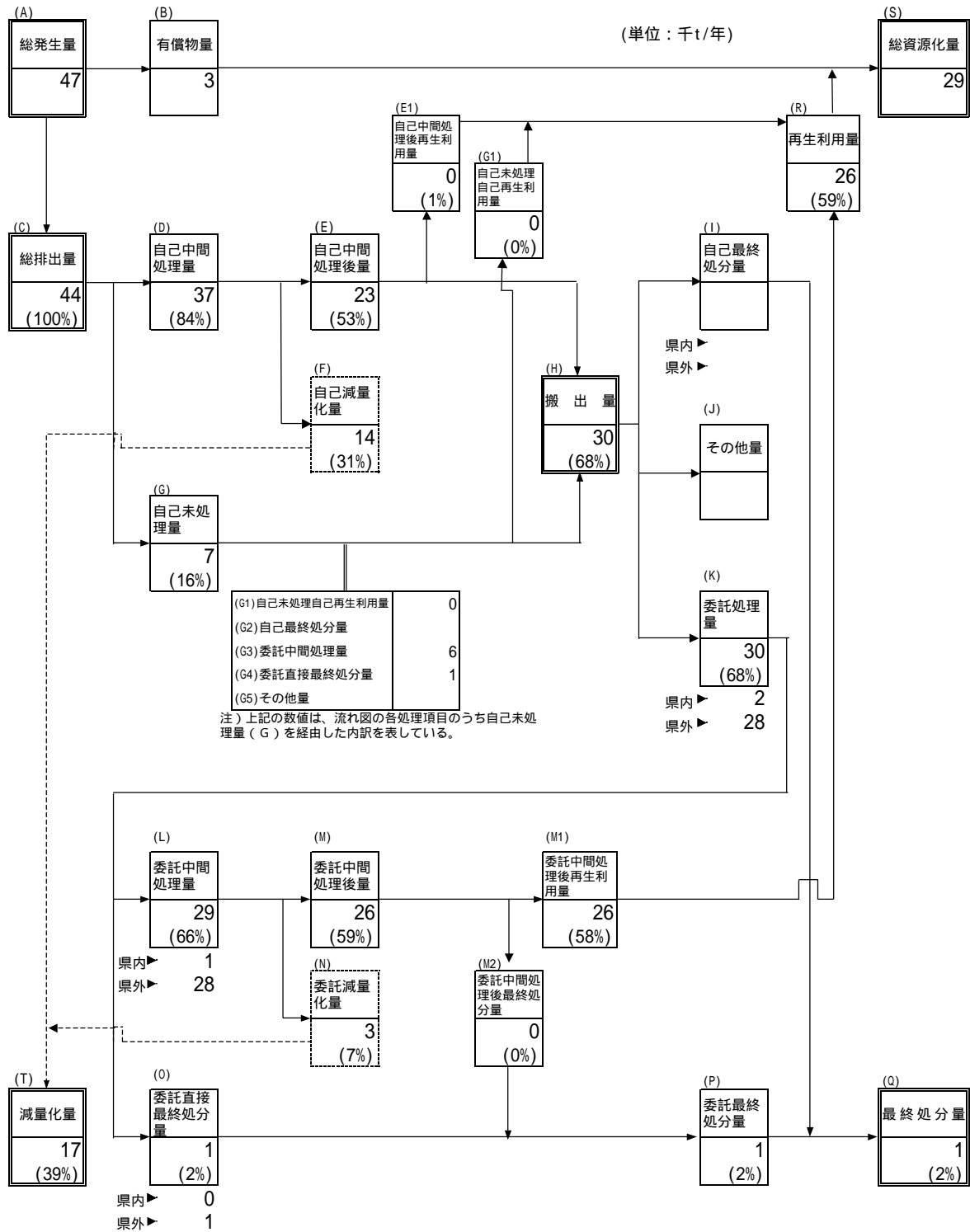


図1-14 産業廃棄物の処理フロー（ゴムくず）[平成12年度]

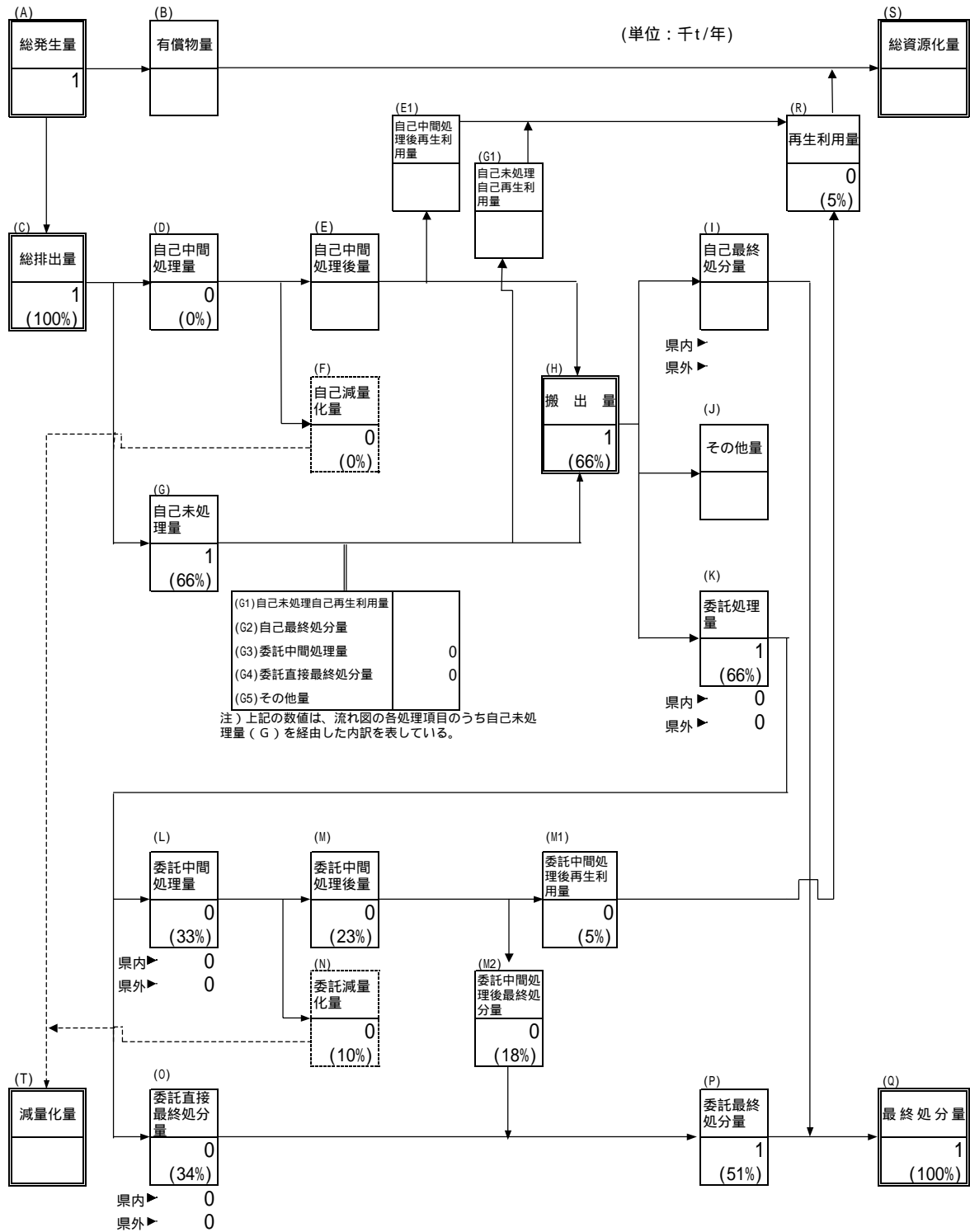


図1-15 産業廃棄物の処理フロー（金属くず）〔平成12年度〕

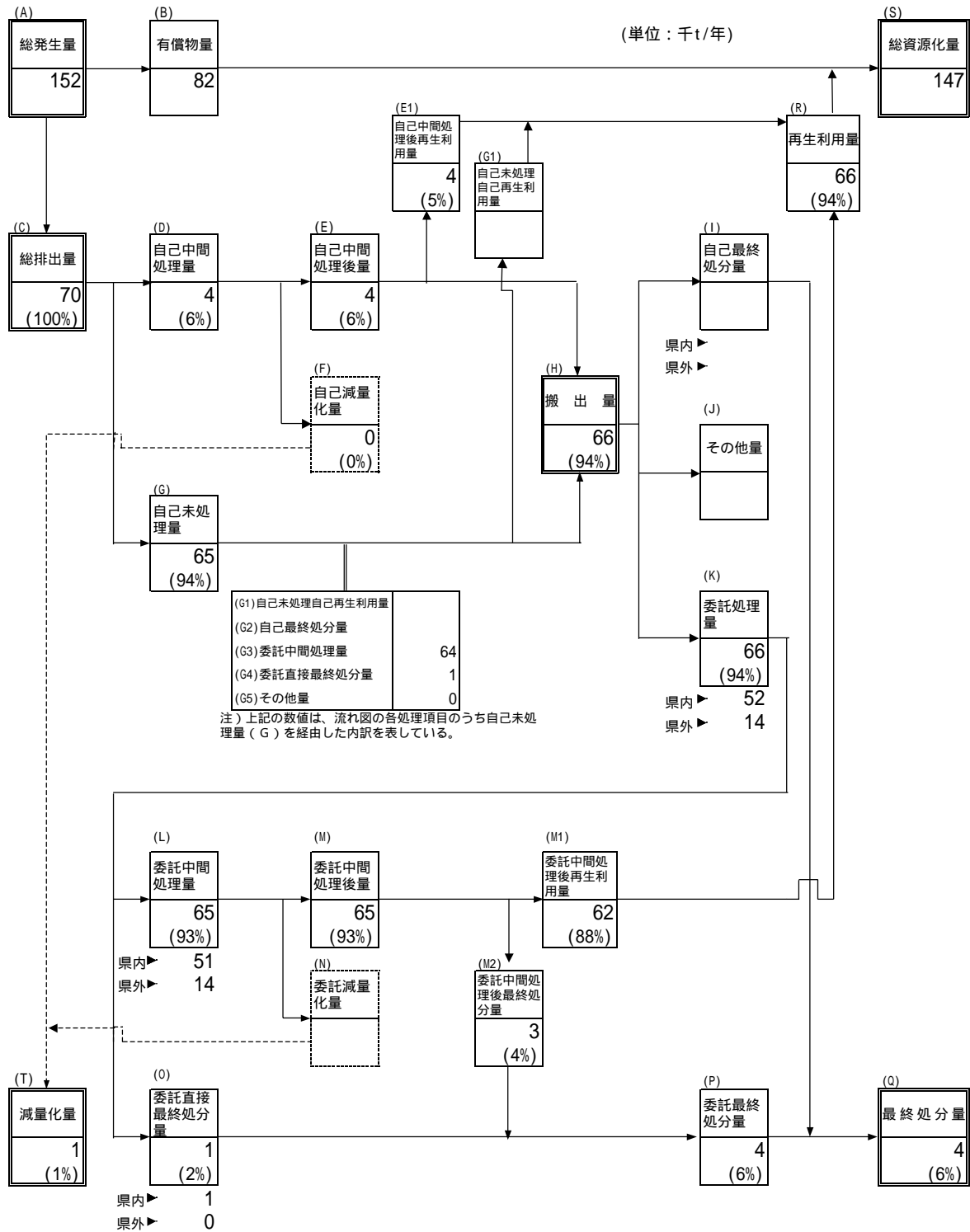


図1-16 産業廃棄物の処理フロー（ガラス陶磁器くず）〔平成12年度〕

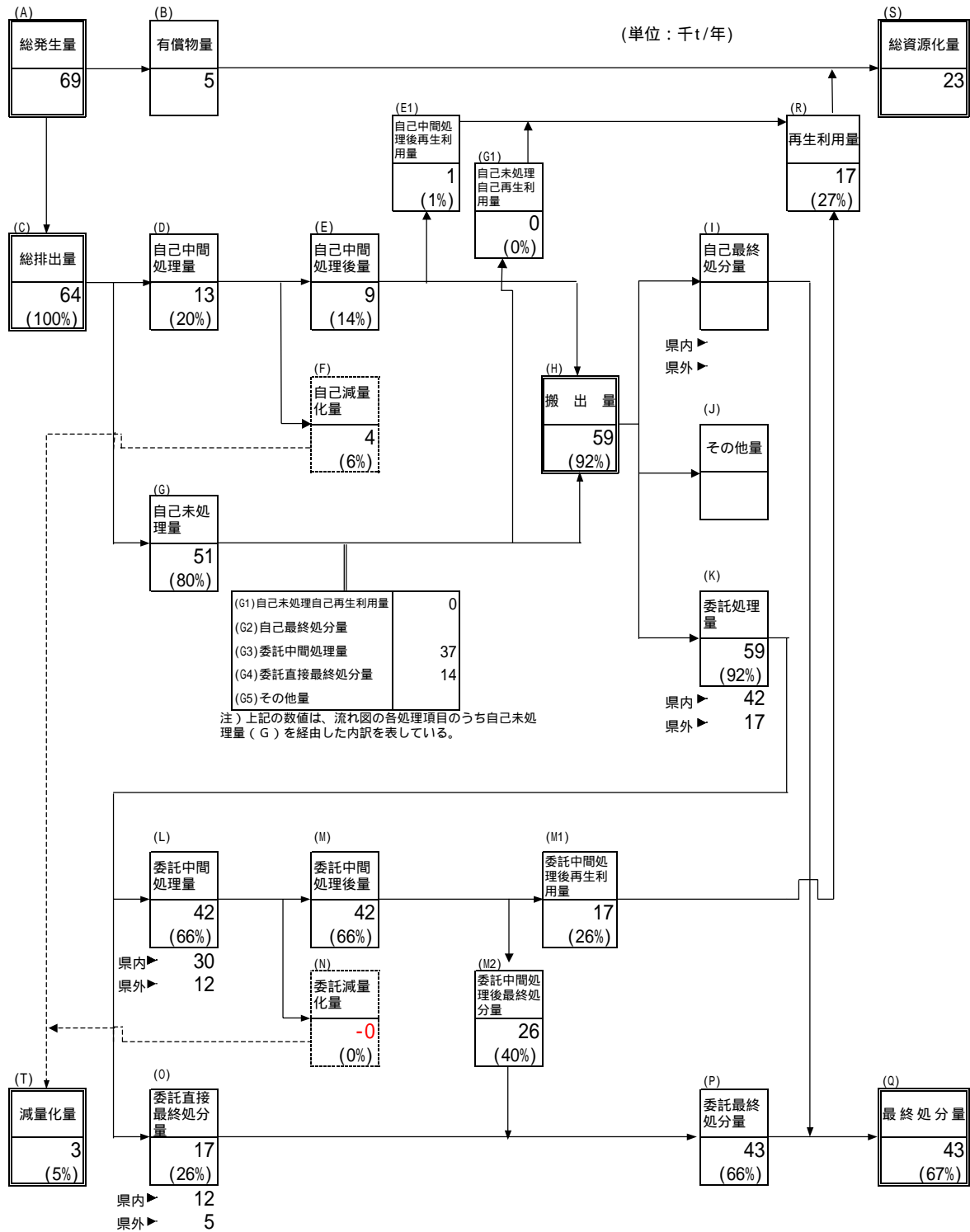


図1-17 産業廃棄物の処理フロー（鉱さい）[平成12年度]

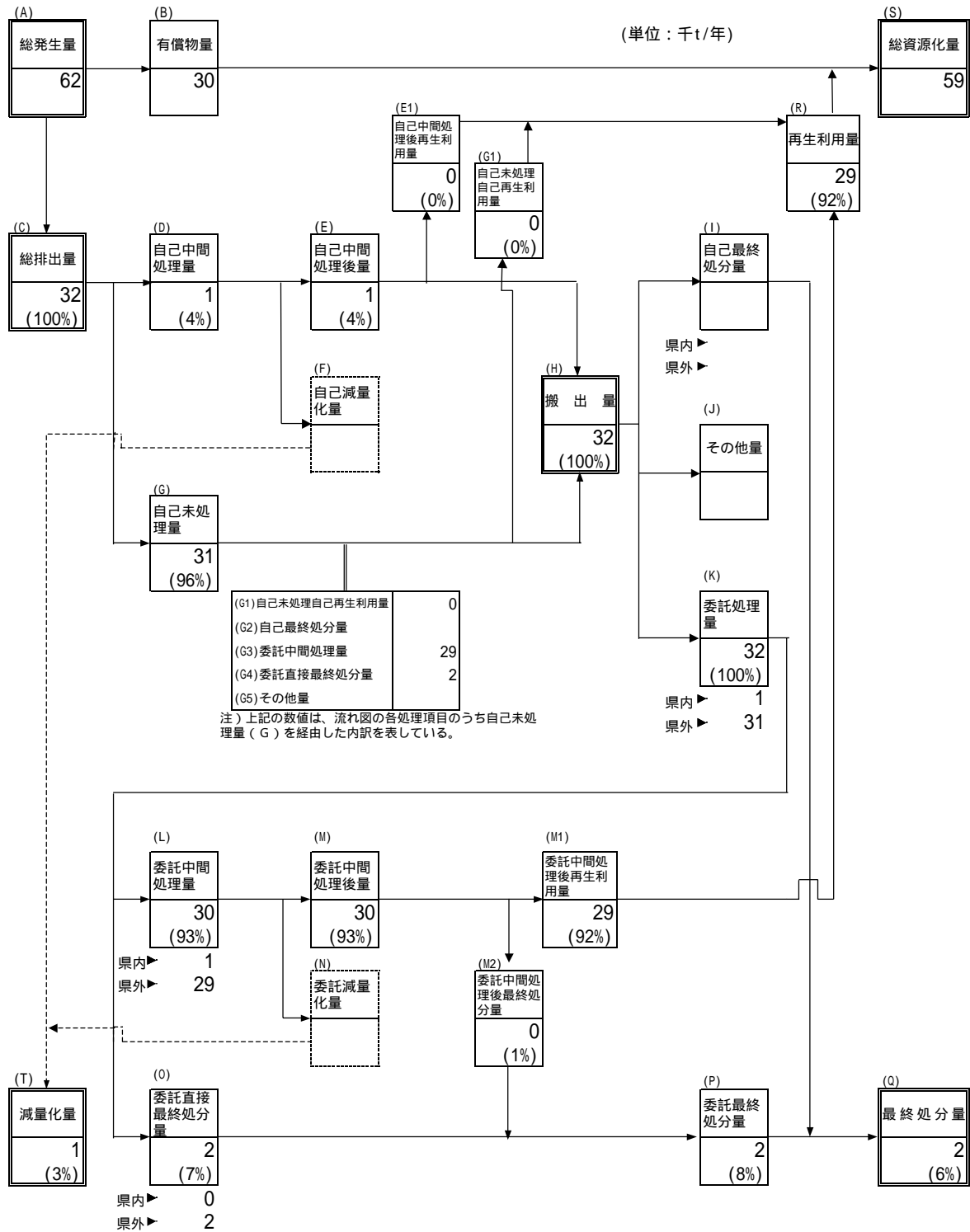


図1-18 産業廃棄物の処理フロー（がれき類）[平成12年度]

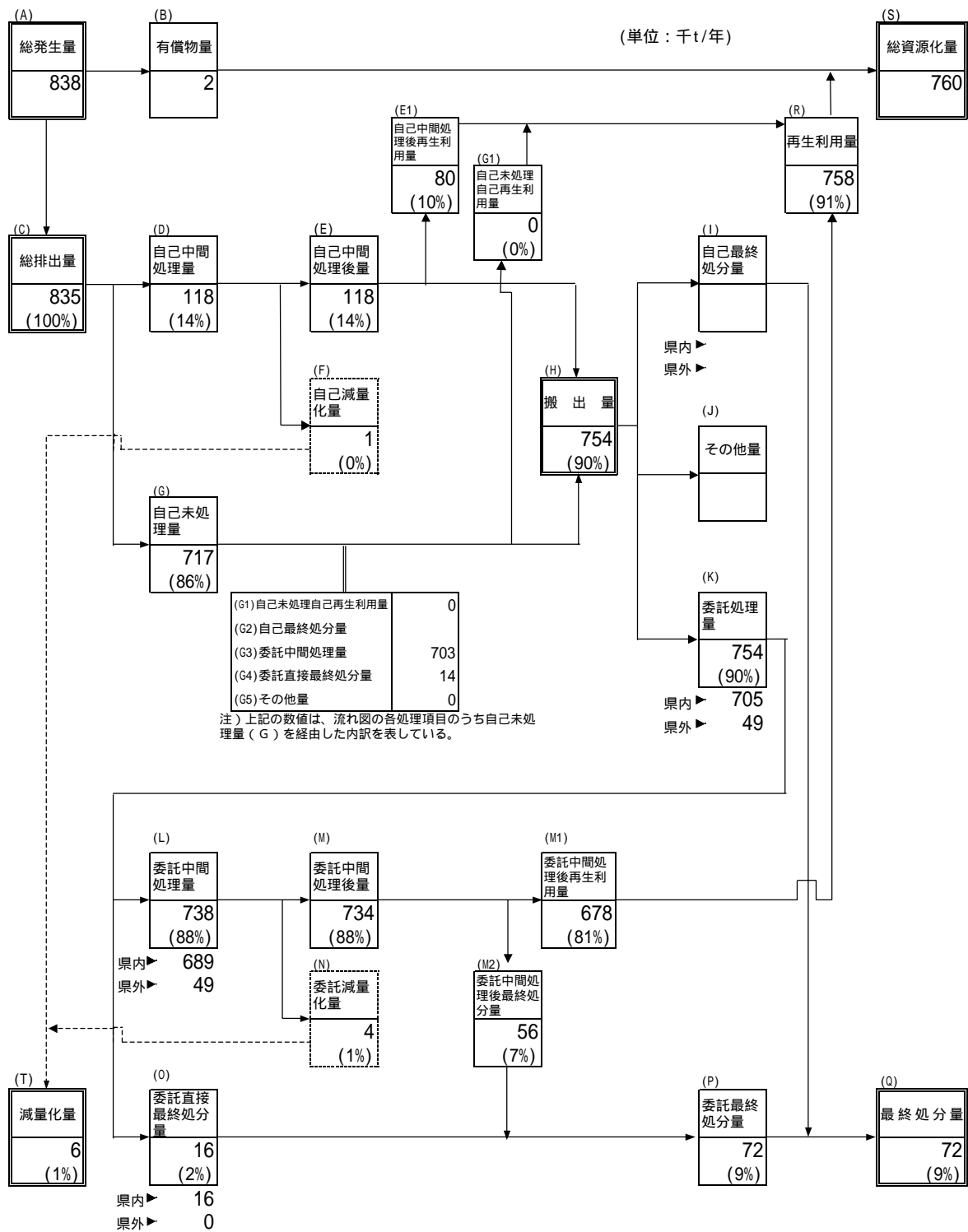


図1-19 産業廃棄物の処理フロー（ばいじん）[平成12年度]

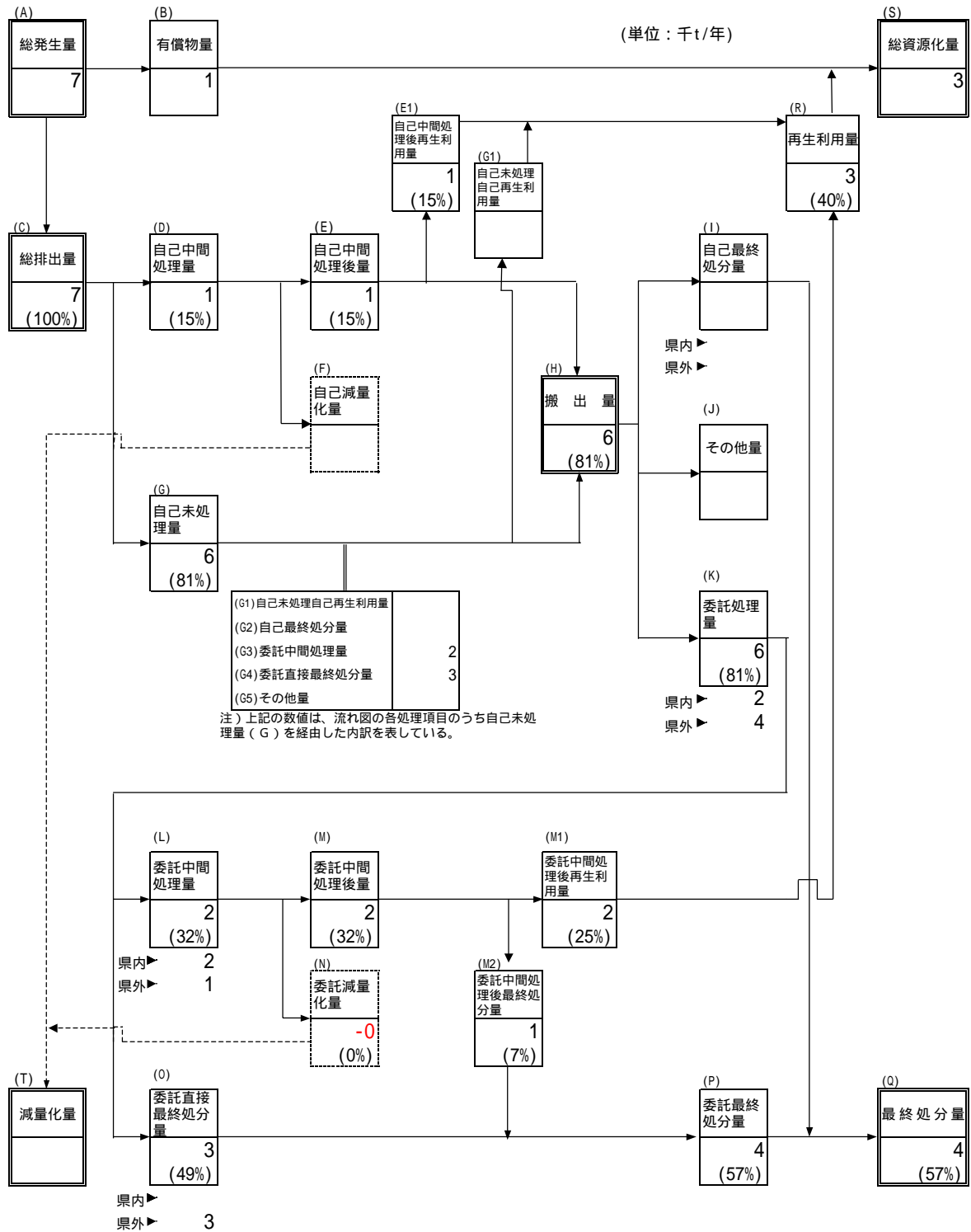




図1-20 産業廃棄物の処理フロー（家畜ふん尿）[平成12年度]

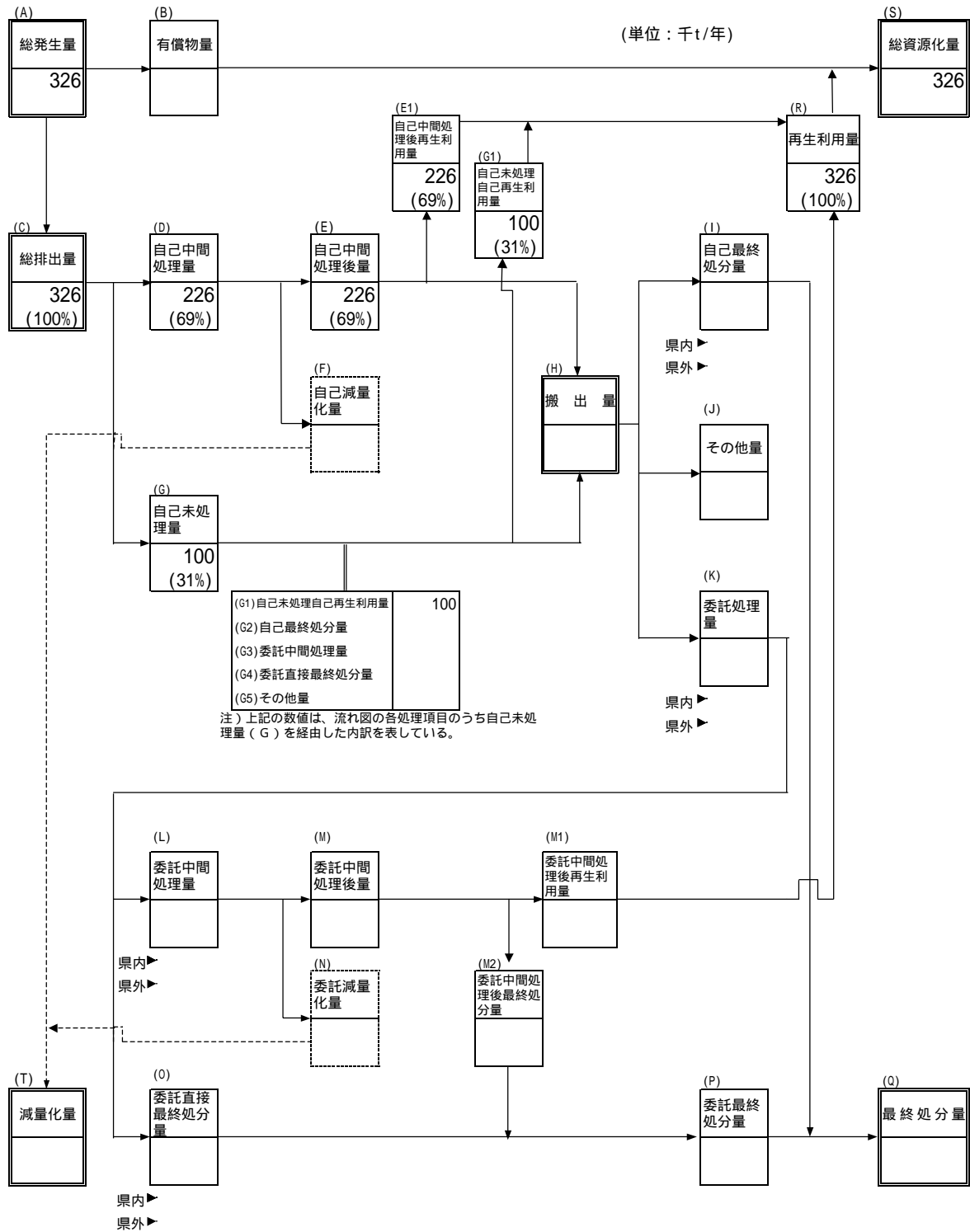




図2-2 産業廃棄物の処理フロー（鉱業）[平成12年度]

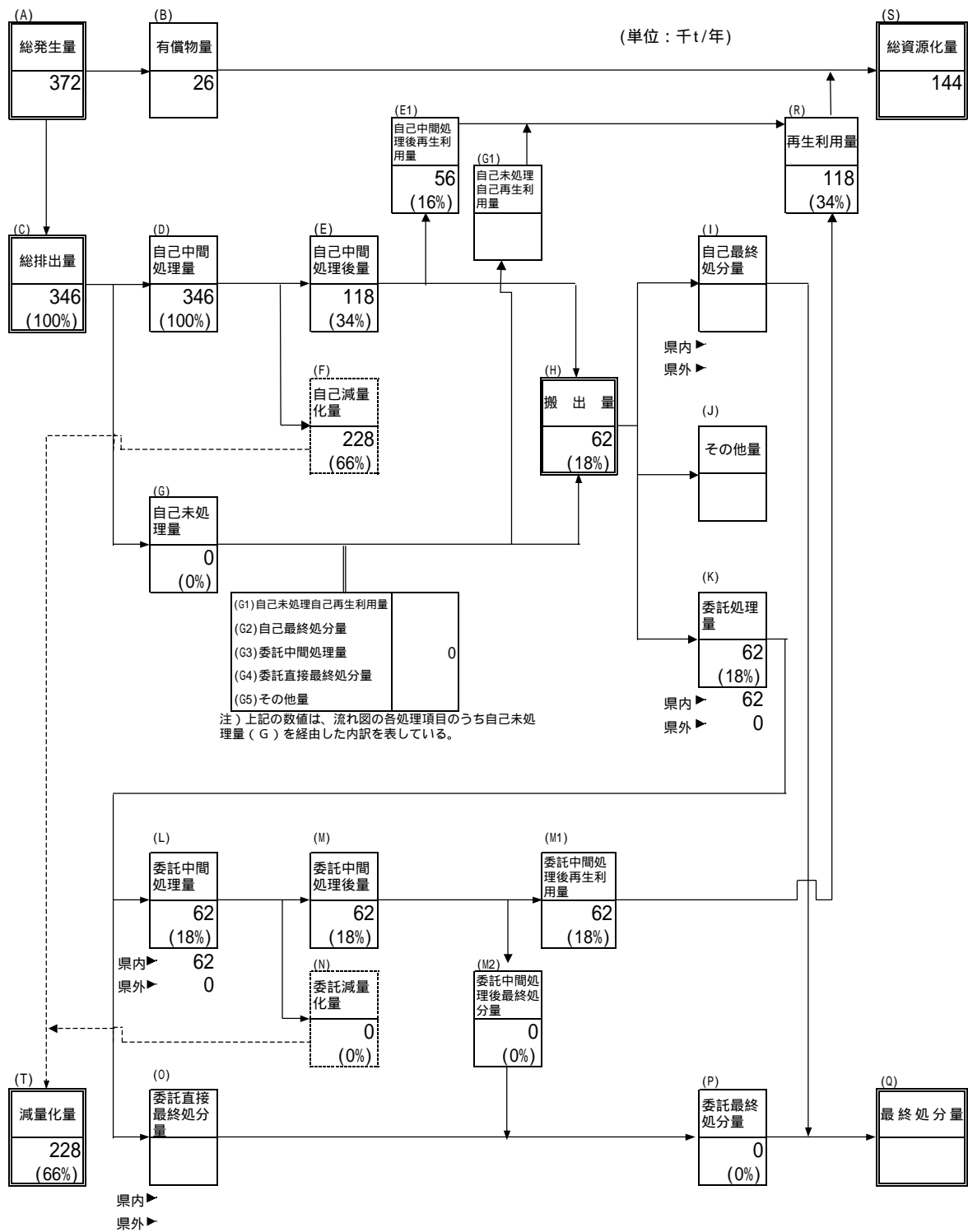


図2-3 産業廃棄物の処理フロー（建設業）〔平成12年度〕

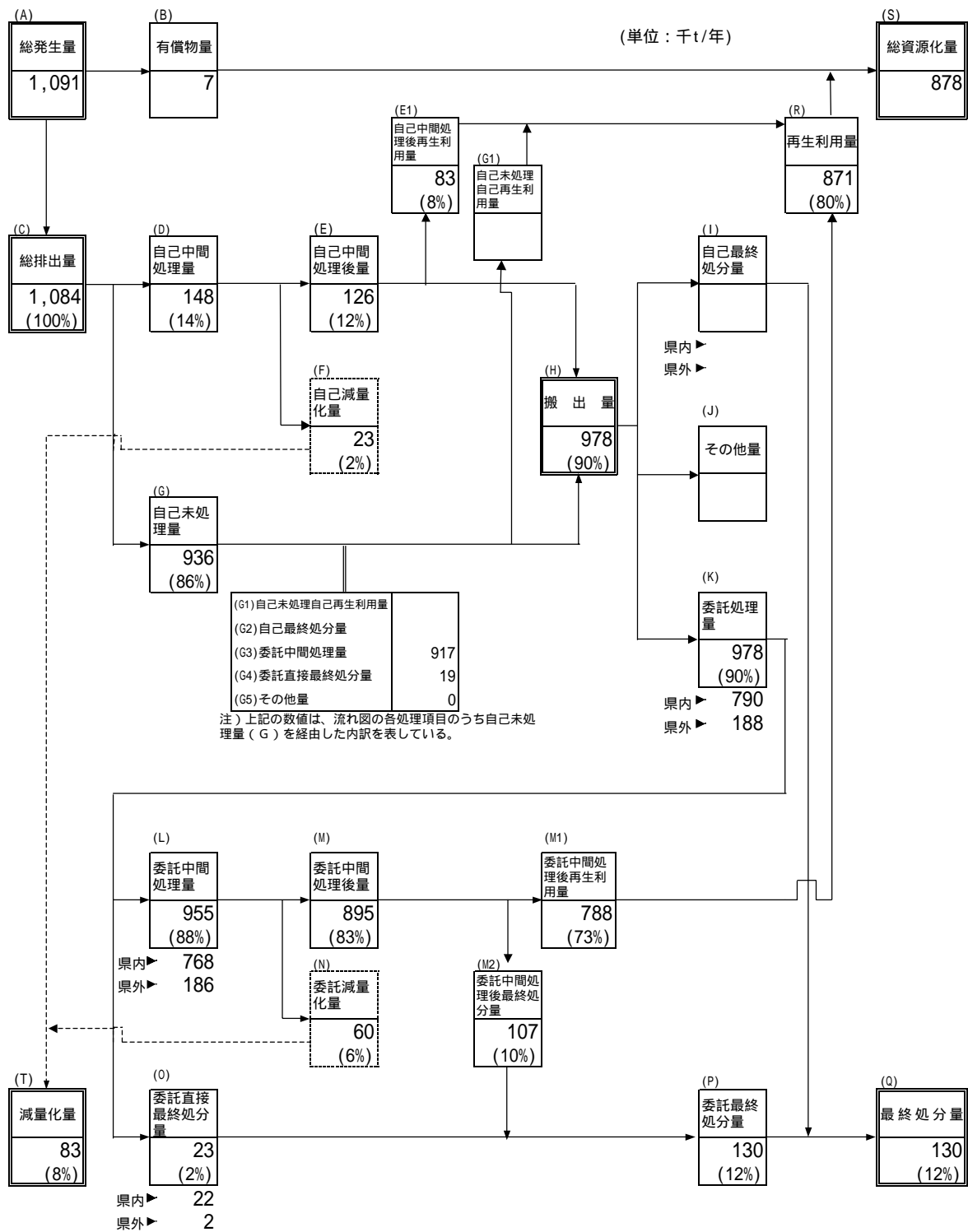


図2-4 産業廃棄物の処理フロー（製造業）〔平成12年度〕

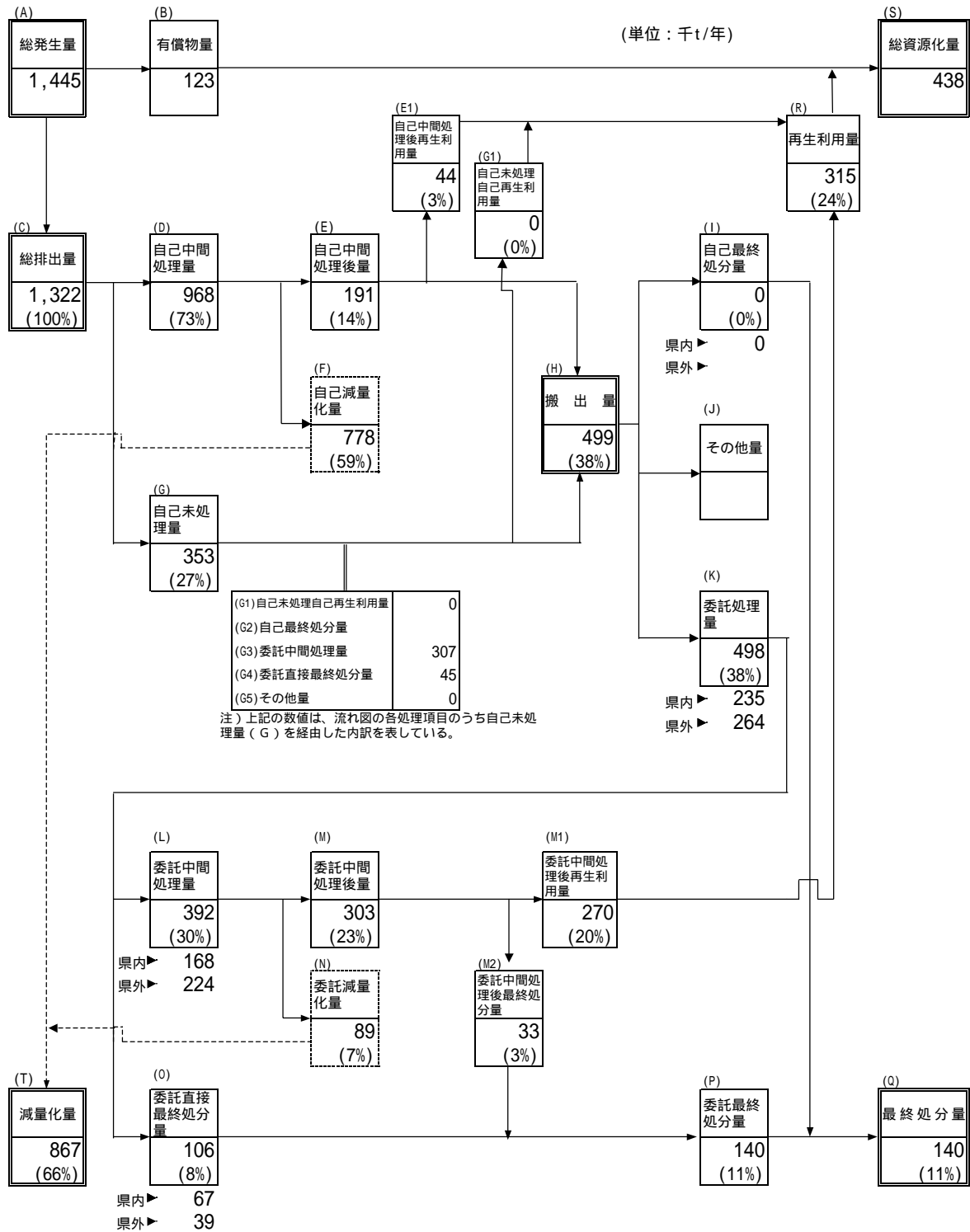


図2-5 産業廃棄物の処理フロー（上水道業）〔平成12年度〕

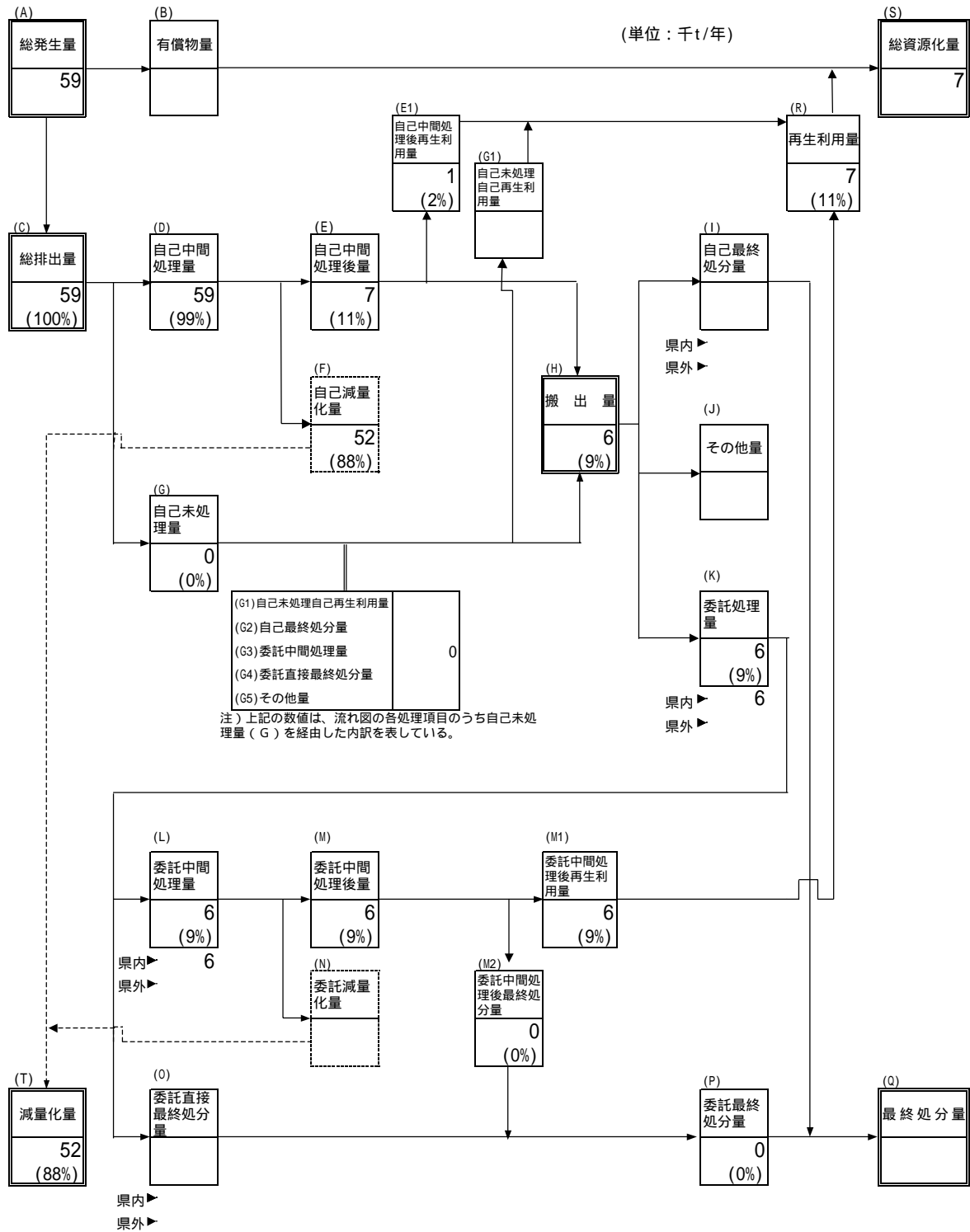


図2-6 産業廃棄物の処理フロー（下水道業）[平成12年度]

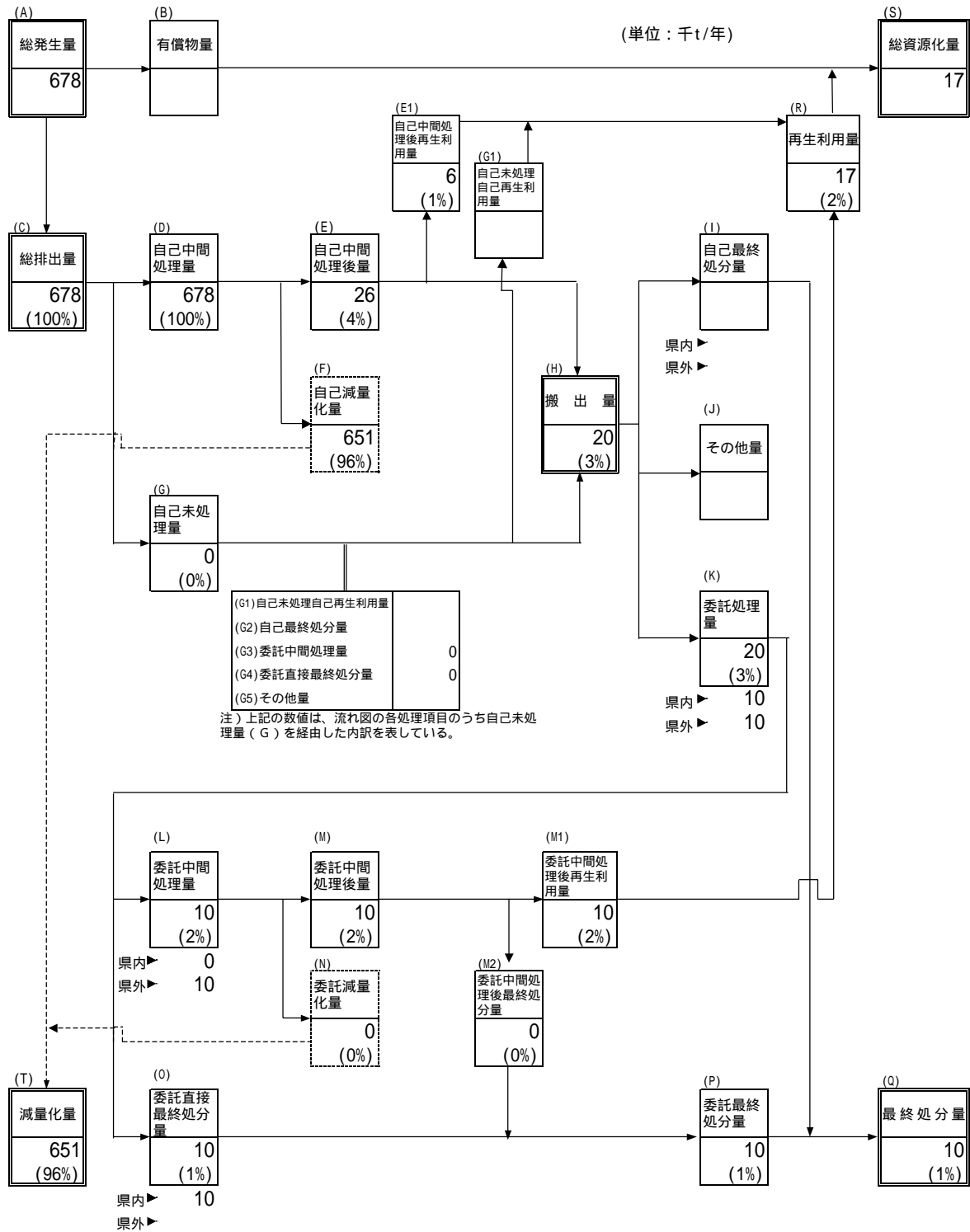


図2-7 産業廃棄物の処理フロー（運輸業）[平成12年度]

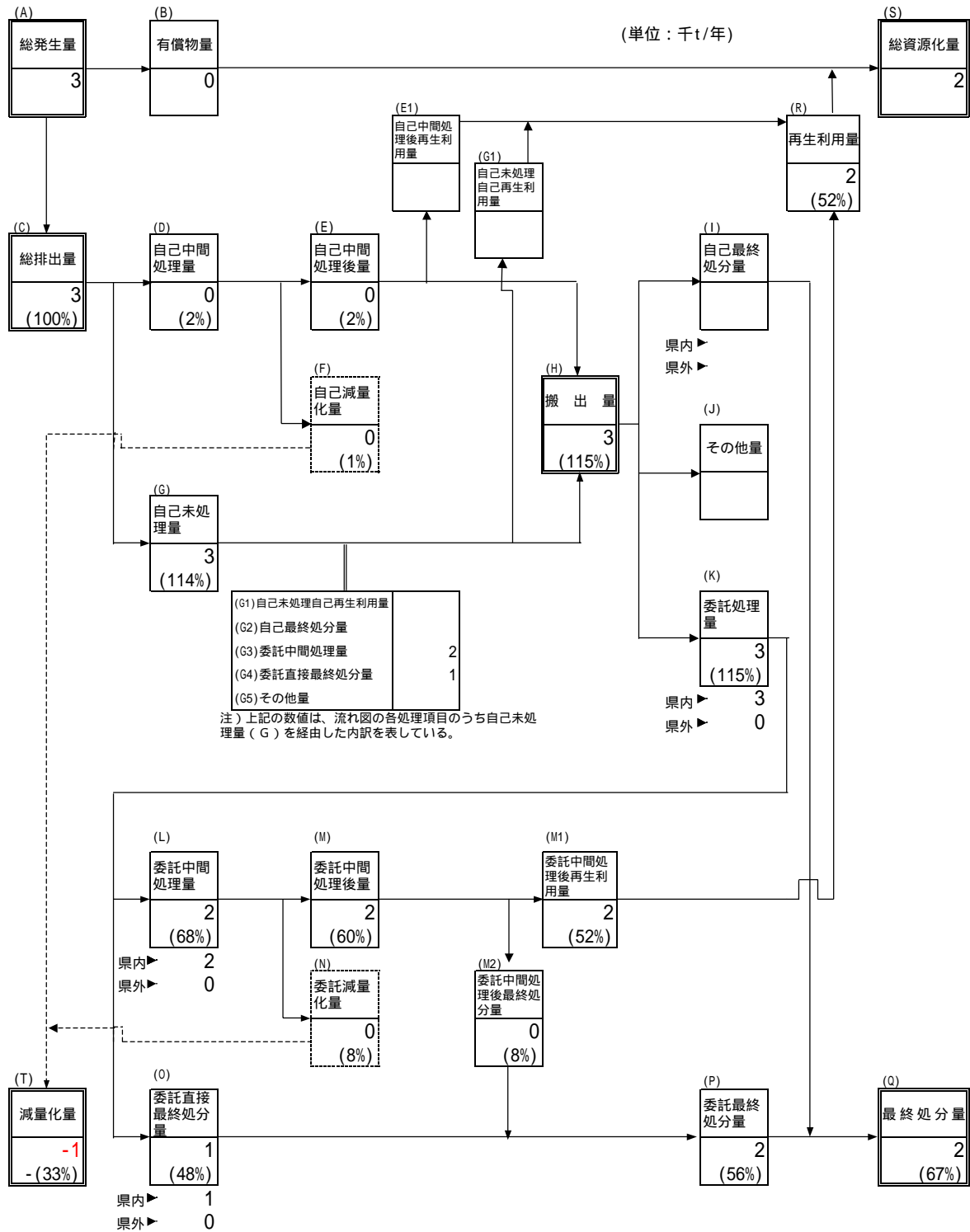




図2-8 産業廃棄物の処理フロー（卸・小売業）[平成12年度]

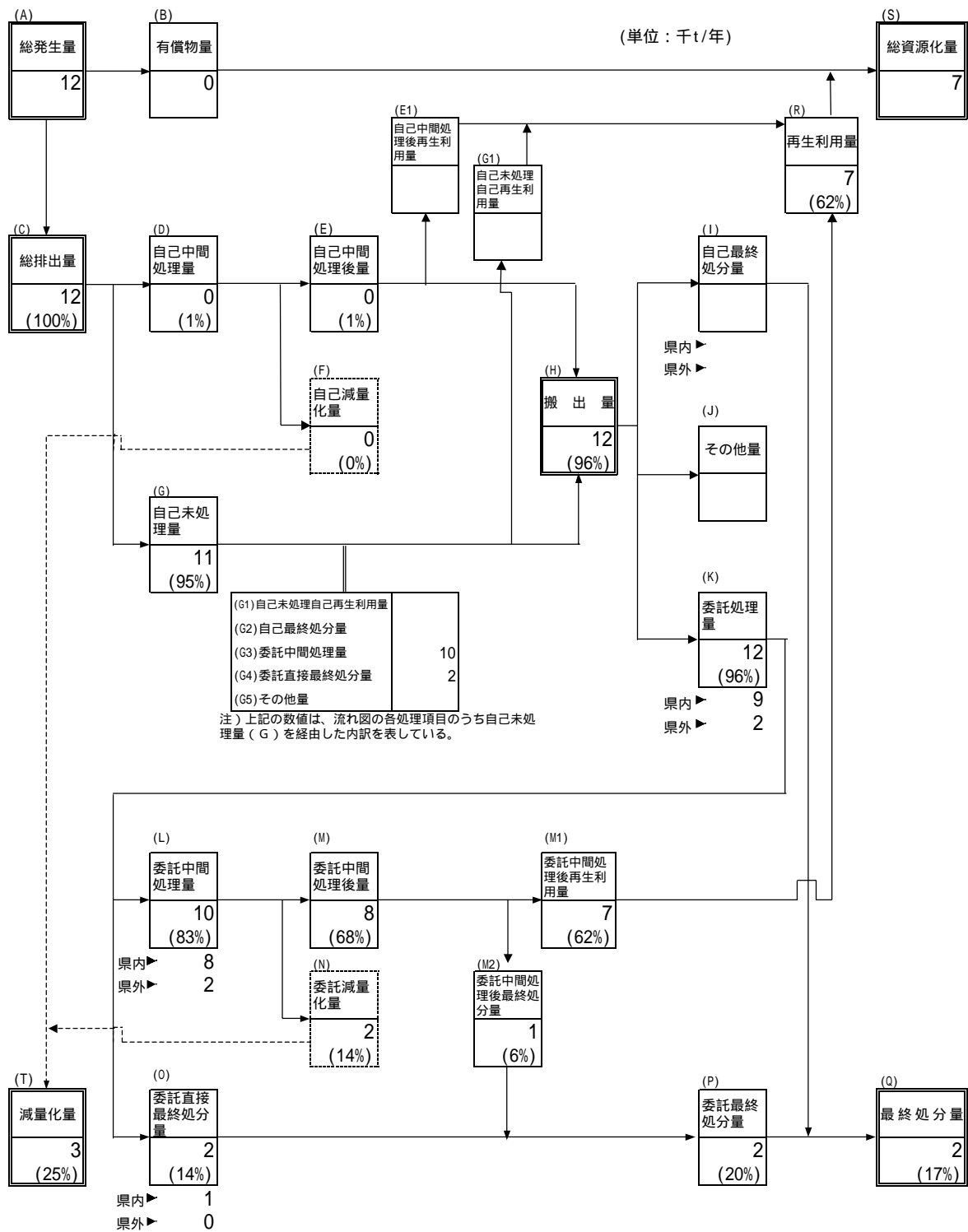




図3-1 産業廃棄物の処理フロー（全種類）〔平成17年度〕

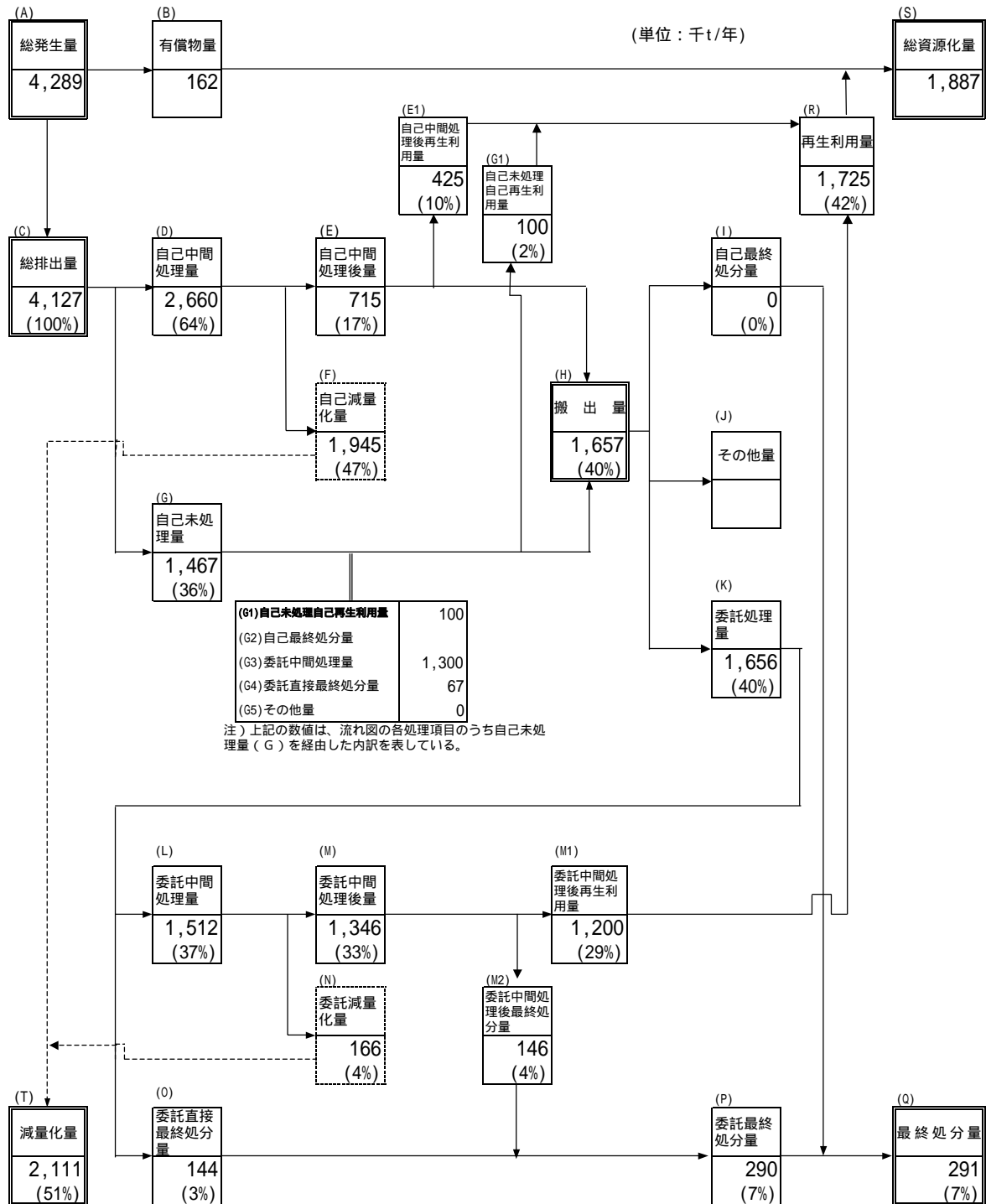


図3-2 産業廃棄物の処理フロー（全種類）〔平成22年度〕

